

矢吹町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

令和6年3月
矢 吹 町

【目次】

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画の基本的事項.....	1
2 計画策定の背景.....	2
第2章 矢吹町の現状.....	8
1 自然的特性.....	8
2 社会的特性.....	12
3 経済的特性.....	19
4 再生可能エネルギーの導入状況.....	24
第3章 矢吹町の温室効果ガス排出量の状況.....	26
1 温室効果ガス排出量の推計方法.....	26
2 温室効果ガス排出量の現状.....	27
第4章 温室効果ガス排出量の削減目標.....	32
1 温室効果ガス排出量の将来推計.....	32
2 温室効果ガス排出量の削減見込量の算定.....	36
3 温室効果ガス排出量の削減目標.....	44
4 再生可能エネルギー導入目標.....	45
第5章 目標に向けた取り組み.....	46
1 基本目標.....	46
2 施策体系.....	47
3 目標達成に向けた具体的な取組.....	48
<u>基本目標1 省エネルギーの推進</u>	49
<u>基本目標2 再生可能エネルギー導入・利用促進</u>	57
<u>基本目標3 脱炭素型まちづくりの推進</u>	62
<u>基本目標4 循環型社会の推進</u>	68
<u>基本目標5 脱炭素社会に向けた環境づくり</u>	73
4 将来ビジョン.....	76
第6章 促進区域.....	79
第7章 気候変動への適応策.....	83
第8章 計画の推進体制と進行管理.....	95
資料編-1 町民・事業者アンケート調査結果.....	資-1
資料編-2 矢吹町の地球温暖化を考えるワークショップ.....	資-16
資料編-3 用語集.....	資-22

第1章 計画策定にあたって

1 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

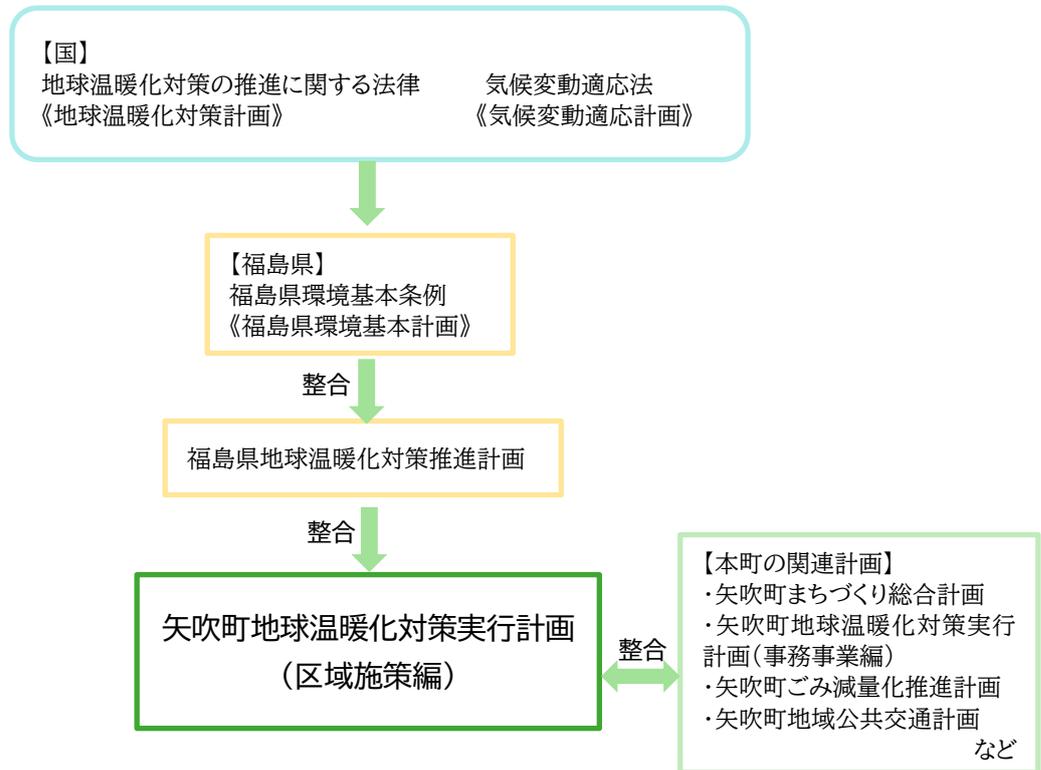
「矢吹町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」は、矢吹町域から排出される温室効果ガス排出量の削減に向け、本町の現状や地域特性を踏まえ、町・町民・事業者等の各主体の割合に応じた取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第4項に基づく「地域公共団体実行計画(区域施策編)」として策定しており、地球温暖化対策の個別計画として位置付けています。

なお、本計画は、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付けます。

また、本計画の推進にあたっては、「矢吹町まちづくり総合計画」、「矢吹町ごみ減量化推進計画」などの矢吹町が策定する各種計画及び実施する事業等との整合・連携を図ることとします。



◇計画の位置づけ◇

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、2024(令和6)年度から2030(令和12)年度までとします。

4. 基準年度と目標年度

2013(平成25)年度を基準年度とし、2030(令和12)年度を目標年度とします。また、長期目標年を2050(令和32)年とします。なお、計画期間中における国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

2 計画策定の背景

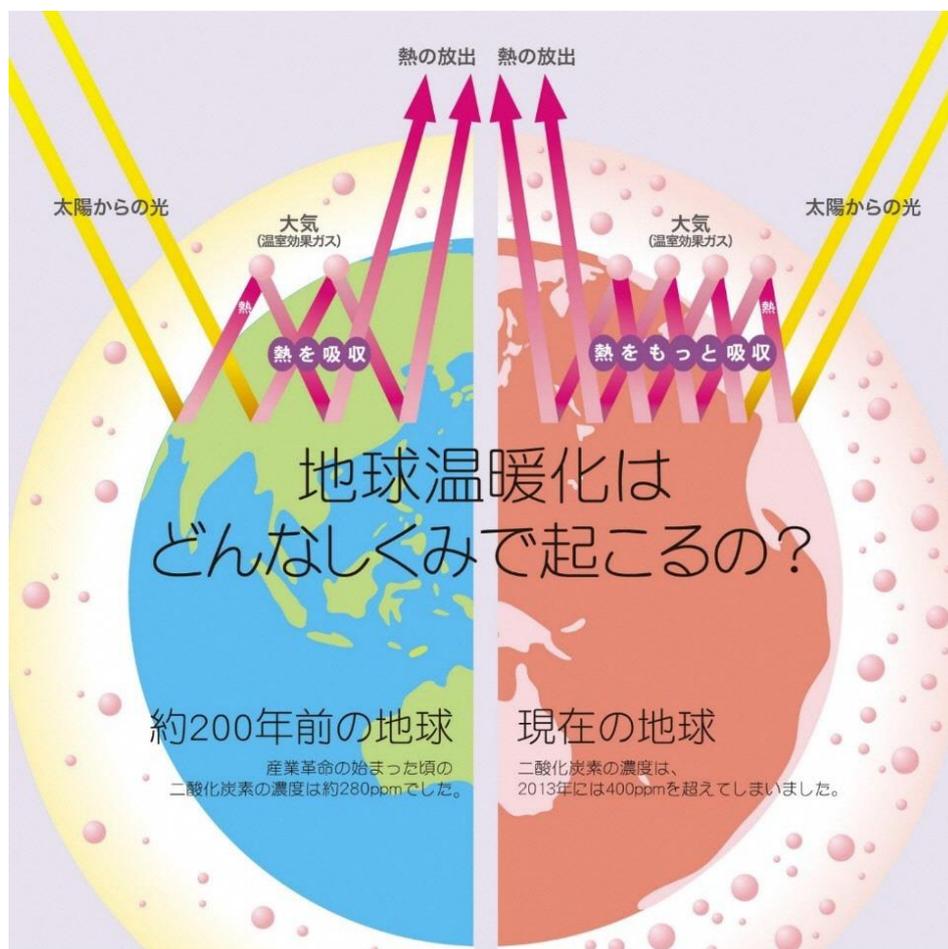
1. 地球温暖化の現状と影響

(1) 地球温暖化のメカニズム

私たちが生活する地球は、太陽からの放射エネルギーで温められる一方、この温められた熱エネルギーを宇宙空間に放出しています。

地球を覆う大気は、さまざまな成分からなっていますが、このうち、地球からの熱の放出を防いでいるのが「温室効果ガス」です。温室効果ガスには、二酸化炭素やメタン、フロンなどがあり、地球を温かく保ち、私たちが住みやすい環境を作る役割があります。

現在の地表の平均気温は約 14℃に保たれていますが、大気中の温室効果ガスが増えすぎると、宇宙へ放射される熱が温室効果ガスに吸収されることにより地上の気温が上昇し、地球全体の気候が変化します。これが「地球温暖化」です。



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

図 1-1 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

(2) 地球温暖化の影響

地球温暖化に伴う気候変動は、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えており、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつの増加、動植物の分布域の変化、農作物の品質低下、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が各地で観測されています。

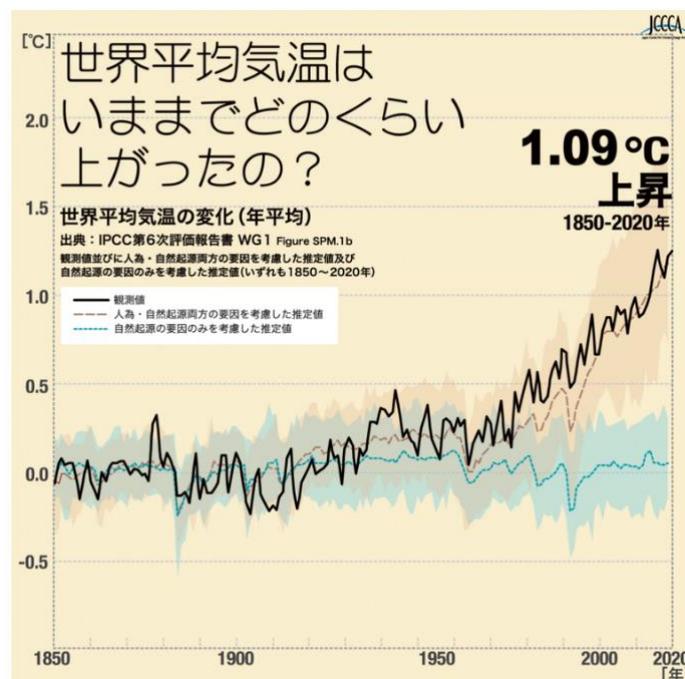
また、2019(令和元)年度の房総半島台風(台風 15 号)、2019(令和元)年度の東日本台風(台風 19 号)、2020(令和 2)年度の長崎沖台風(台風 10 号)、2021(令和 3)年度の広い範囲での集中豪雨、2022(令和 4)年度の東北・北陸地方での集中豪雨などによる被害にも見られるよう、災害の激甚化も懸念されています。

今後、地球温暖化の進行に伴い、これら気候変動の影響の拡大が予想されることから、「地球温暖化の進行を抑制する取組(緩和策)」だけでなく、「気候変動の影響を回避・軽減する取組(適応策)」についても実施する必要があります。

(3) 地球温暖化の現状

IPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書によると、世界平均気温は産業革命以前と比べて、2011~2020年で 1.09°C 上昇したと報告しています。

この観測値は、過去10万年間で最も温暖だった数百年間の推定気温と比べても前例のないものであるとされています。

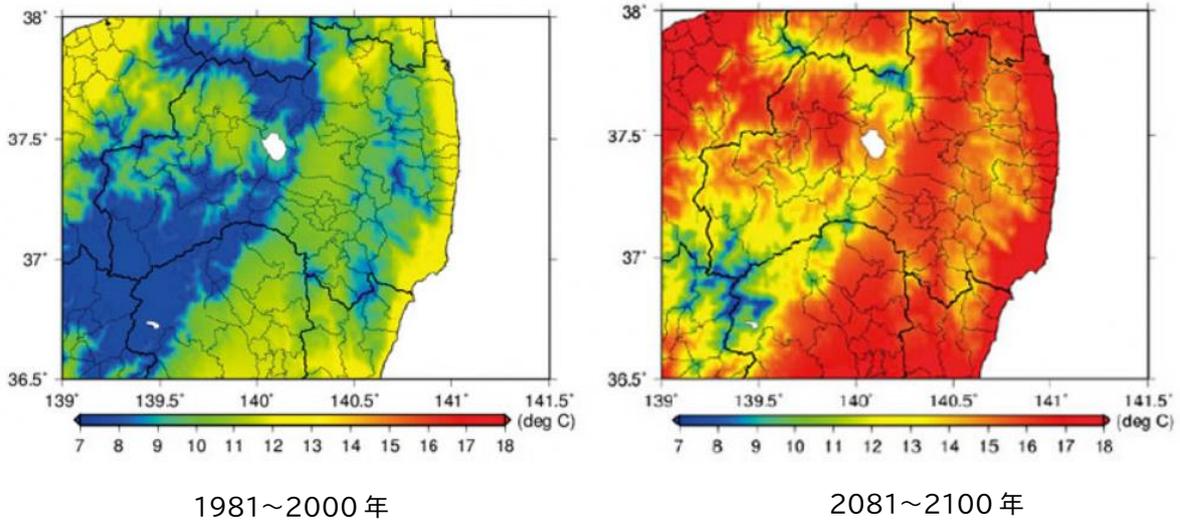


出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

図 1-2 世界平均気温の変化

気温の将来予測について、全く地球温暖化対策を実施しない場合は、今世紀末までに平均気温が $3.5\sim 5.7^{\circ}\text{C}$ 上昇すると予測されています。

福島県では、全く地球温暖化対策を実施しない場合は、2090 年頃には現在と比較して平均気温が 5.3℃上昇すると予測されています。



出典) 福島県の温暖化影響予測報告書

図 1-3 福島県の平均気温の予測

(4) 気候変動の現状

IPCC 第5次評価報告書では、将来的リスクとして「気候システムに対する危険な人為的干渉」による深刻な影響の可能性が指摘されています。確信度の高い複数の分野や地域及び主要なリスクとして、図 1-4のようなものが挙げられます。

また、気候変動適応法第 10 条に基づき、環境省より「気候変動影響評価報告書(令和 2 年 12 月)」が作成されており、地球温暖化に伴う気候変動の様々な影響の概要に加えて、気温や降水量などの観測結果と将来予測、影響評価に関する今後の課題や現在の政府の取り組みをまとめています。



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

図 1-4 気候変動における将来の主要なリスク

2. 地球温暖化対策に係る国内外の動向

(1) 国際的な動向

① 持続可能な開発目標（SDGs）

2015(平成 27)年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この2030アジェンダでは、2030(令和12)年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標「SDGs(エスディーゼーズ)」が掲げられています。

SDGs は、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、17 の目標と 169 のターゲットが掲げられています。

SDGs は、地球上の誰ひとり取り残さないことを目指し、先進国と途上国が一丸となって達成すべき目標で構成されています。

その目標の中には、あらゆる場所、形態の貧困を終わらせる目標等と並び、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じることや、持続可能な森林の経営といった地球温暖化対策に係る目標が掲げられています。

また、SDGsの達成には、現状をベースとして実現可能性を踏まえた積み上げを行うのではなく、目指すべき未来を考えて現在すべきことを考えるという「バックキャストिंग」の考え方が重要とされています。

さらに、あらゆる主体が参加する「全員参加型」のパートナーシップの促進が掲げられています。



出典：「2030 アジェンダ」（国際連合広報センターホームページ）

図 1-5 持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール

② パリ協定

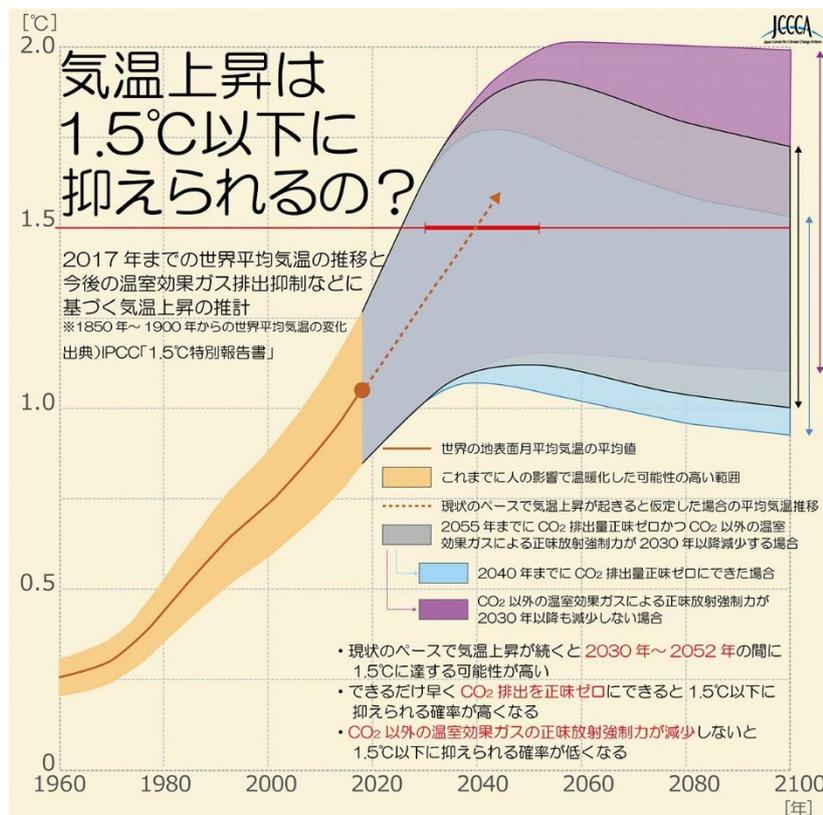
2015(平成 27)年 12 月、パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)」において、条約加盟全 196 の国と地域が全会一致で合意して温室効果ガス削減に取り組む史上初の画期的な枠組みとして「パリ協定」が採択され、2016(平成 28)年 11 月に採択から 1 年という異例の速さで発効しました。

「パリ協定」は、世界全体での「脱炭素社会」の構築に向けた転換点となるものであり、世界全体の目標として、18世紀半ばの産業革命以前に比べて世界の気温上昇を 2°C より十分低く保つとともに、 1.5°C に抑える努力を追求することが掲げられています。

③ 気候変動における政府間パネル (IPCC) における 1.5°C 特別報告書の公表

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)では、2018(平成 30)年にパリ協定の「 1.5°C 目標」に関する 1.5°C 特別報告書を公表しました。

この報告書では、気温上昇を 2°C よりリスクの低い 1.5°C に抑えるためには、2050(令和 32)年までに実質排出量をゼロにすることが必要とされています。実質排出量をゼロにするには、エネルギー、土地、都市及びインフラ並びに産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行が必要であることが示されました。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

図 1-6 気温上昇の推計

(2) 国内の動向

① 地球温暖化対策計画（緩和策）

国内では、1998(平成 10)年に、国の地球温暖化対策推進の法令上の根拠となる地球温暖化対策の推進に関する法律が制定されました。また、2008年(平成 20年)には、同法の一部改正が行われ、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとされています。

その後、2015(平成 27)年に開催された地球温暖化対策推進本部において、「日本の約束草案」を決定し、国内の温室効果ガスの排出削減や吸収源の確保の目標を掲げ、2030(令和 12)年度に2013(平成 25)年度比46.0%減の水準としました。

また、2016年(平成 28)年5月には、パリ協定の採択を受け、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。この計画は、温対法第8条に基づいて策定された地球温暖化に関する総合的な計画となっています。

その後、2020年臨時国会において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、『2050年カーボンニュートラル』、脱炭素社会の実現を目指す」ことが首相により宣言され、国において脱炭素社会に向けた取組の検討が進められています。

2021(令和 3)年4月には、我が国の2030年度における温室効果ガス削減目標を2013(平成 25)年度から46%削減すること、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

② 地球温暖化対策計画（適応策）

2018(平成 30)年12月に施行された気候変動適応法に基づき、「気候変動適応計画」が2018(平成 30)年11月に閣議決定されました。「気候変動適応計画」では、7つの分野において気候変動の影響評価を行っており、気候変動によりすでに生じている影響として、全国各地で頻発している土砂災害や感染症を媒介する蚊の生息域が東北地方北部まで拡大していることなどが挙げられています。

この計画では、緩和策に全力で取り組むと同時に、将来予測される被害の回避・低減を図る適応策に取り組むことが重要とされています。

(3) 福島県の動向

福島県においては、1999(平成 11)年3月に「福島県地球温暖化防止対策地域推進計画」を策定、東日本大震災により福島県の置かれた状況が大きく変わったことから、2013(平成 25)年3月に再度改定を行い、新たに、「復興と共に進める温暖化対策」を基本とする取り組みを開始しました。

令和元年東日本台風等による災害の影響が今だに残るなど、地球温暖化対策は喫緊の課題となっていることから、2021(令和 3)年2月の県議会において、知事が2050年までに脱炭素社会の実現を目指す「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。これらの動向を踏まえ、2023(令和 5)年3月に改定した「福島県地球温暖化対策推進計画」では、温室効果ガス削減目標として、2030年度は基準年度(2013(平成 25)年度)比で50%、2040年度は75%削減することにより、2050年度において実質ゼロ(カーボンニュートラル)を目指すとなりました。

第2章 矢吹町の現状

1 自然的特性

1. 地勢

本町は福島県の南部に位置しています。町の総面積は60.40 km²、県内の地域区分でいうと中通り南部の県南地域に位置しており、交通便利性などから地域交通の要衝となっています。

また、日本三大開拓地の歴史を持ち、ほとんどがなだらかな地形であることが特徴のひとつです。三方を阿武隈川、隈戸川、泉川が流れ、羽鳥ダムの水を利用した農地は、町の面積の半分以上を占めており、町を潤しています。また、町には大型商業施設や飲食店、医療機関も充実しており、無料でバーベキューやキャンプも楽しめる大池公園やあゆり温泉などリフレッシュできるスポットも点在しています。



出典) 小学館 日本大百科全書(ニッポニカ)



出典) 第6次矢吹町まちづくり総合計画

図 2-1 矢吹町の位置

2. 気候

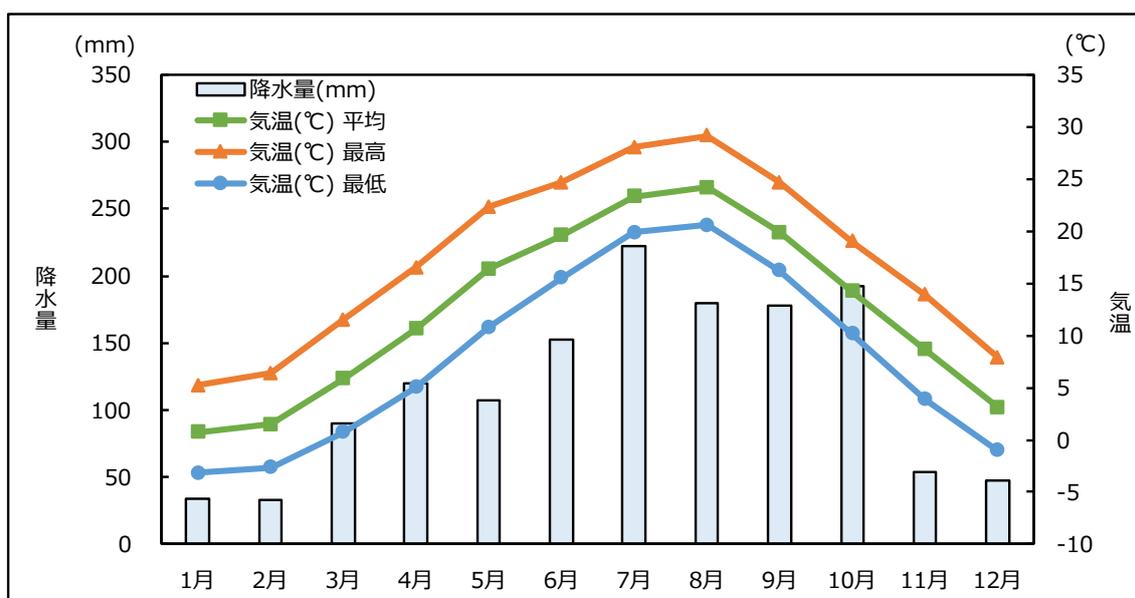
(1) 気温・降水量

気温は、年平均で 12.3℃、最高気温の月平均は 29.1℃(8 月)、最低気温の月平均は-3.2℃(1 月)となっています。本町の気候は比較的冷涼であり、降水量は 7 月が最も多く 221.9mm で、年間降水量は 1,400mm 程となっています。

表 2-1 矢吹町周辺の気候 (2013~2022 年の平均値)

	気温(℃)			降水量(mm)	風速(m/s)	
	平均	最高	最低		平均	最大
1月	0.7	5.2	-3.2	34.1	4.0	15.6
2月	1.5	6.4	-2.7	32.7	4.3	17.0
3月	5.9	11.5	0.7	90.4	4.3	17.2
4月	10.6	16.5	5.1	119.5	4.3	16.9
5月	16.4	22.3	10.8	107.4	3.7	14.4
6月	19.6	24.6	15.5	152.9	3.1	12.3
7月	23.3	28.0	19.9	221.9	2.7	10.1
8月	24.2	29.1	20.6	180.1	2.7	11.6
9月	19.9	24.6	16.2	178.2	2.9	12.4
10月	14.2	19.0	10.2	192.3	3.3	15.3
11月	8.6	13.9	3.9	53.6	3.4	14.3
12月	3.1	7.9	-1.0	47.9	3.5	15.7
平均値	12.3	17.4	8.0	117.6	3.5	14.4

出典) 白河観測所



出典) 気象庁(白河観測所)

図 2-2 矢吹町周辺の気候 (2013~2022 年の平均値)

(2) 日照時間と日射量

本町における日照時間は、4,879.8 時間/年で、6～7 月にかけて多く、7 月は 480 時間/月を超えています。最も少ないのは 12 月で 337.1 時間/月です。昼間時間に占める日照の割合について、梅雨の時期を含む 6 月～10 月は 40% を下回り、その他の月は 40% 以上となっています。

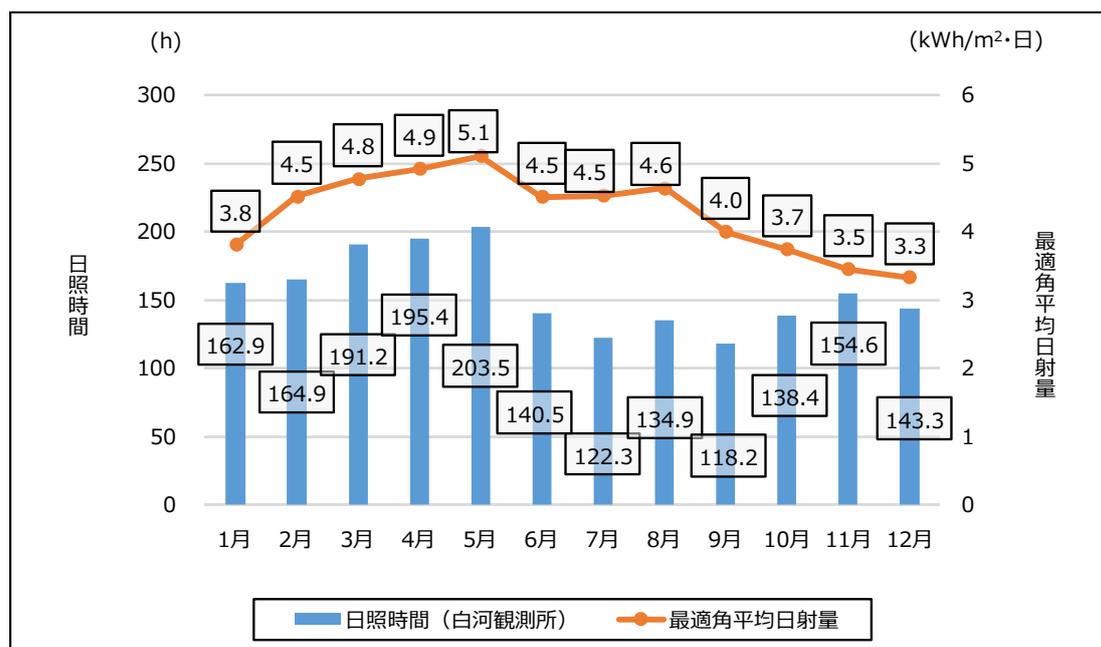
表 2-2 月別日照時間と平均日射量の推移

	昼の時間(h) (矢吹町) ※1	日照時間(h) (白河観測所)	昼間時間に占める 日照の割合(%)	最適角平均日射量 (kWh/m ² ・日)
1月	344.8	162.9	47.2	3.8
2月	334.4	164.9	49.3	4.5
3月	404.7	191.2	47.2	4.8
4月	428.6	195.4	45.6	4.9
5月	477.3	203.5	42.6	5.1
6月	479.5	140.5	29.3	4.5
7月	487.0	122.3	25.1	4.5
8月	456.8	134.9	29.5	4.6
9月	405.9	118.2	29.1	4.0
10月	382.8	138.4	36.2	3.7
11月	341.1	154.6	45.3	3.5
12月	337.1	143.3	42.5	3.3
	(合計) 4879.8	(平均) 155.9	(平均) 39.1	(平均) 4.3

※1 国立天文台暦計算室「こよみの計算」にて西白河郡矢吹町を地点に設定しデータを得た。

※2 再生可能エネルギー情報システム (REPOS) (環境省)においては、太陽光発電の設置角度を 10° と設定している為、10° の月平均日射量とした。

出典) 気象庁 (白河観測所)、NEDO 年間日射量データベース、国立天文台暦計算室
(<https://eco.mtk.nao.ac.jp/koyomi/>)

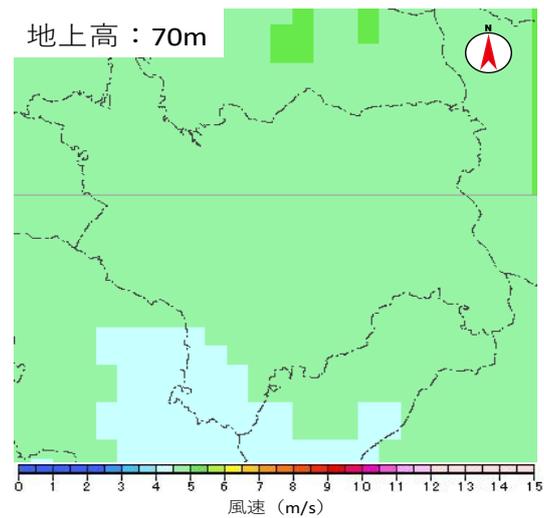


出典) 気象庁 (白河観測所)、NEDO 年間日射量データベース、国立天文台暦計算室
(<https://eco.mtk.nao.ac.jp/koyomi/>)

図 2-3 月別日照時間と平均日射量の推移

(3) 風況

町全域は、地上高 70mにおいて、風速 4~5m/s となっております。「令和3年度再エネ導入ポテンシャルに係る情報活用及び提供方策検討等調査委託業務報告書」(環境省)によると、風力発電の開発不可条件は 5.5m/s 未満とされており、本町は風力発電の開発不可の地域となります。



出典) NEDO 風況マップ

図 2-4 矢吹町の風況マップ

2 社会的特性

1. 人口・世帯数、人口構成

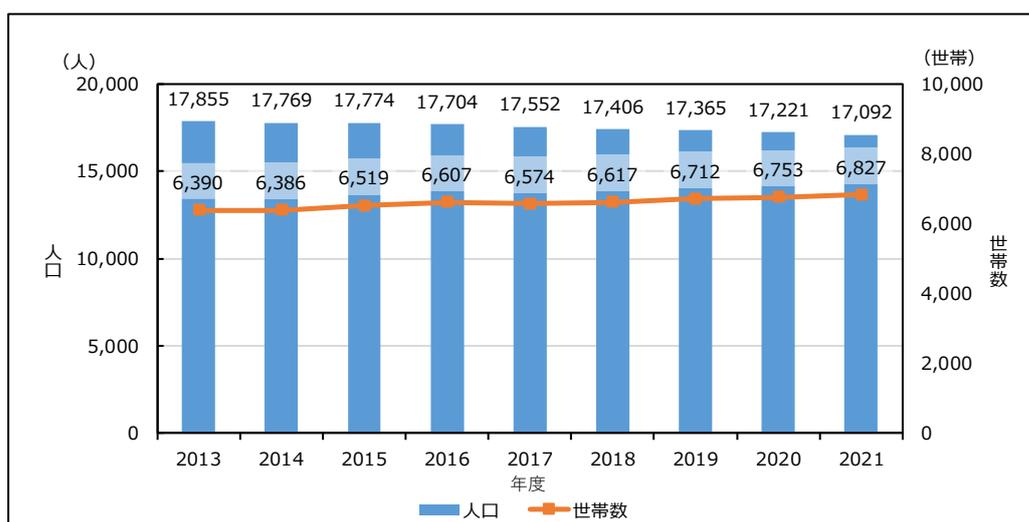
(1) 人口・世帯数

本町の2021年度の人口は17,092人であり、2013年度比で4.3%減少しています。一方で、世帯数は6,827世帯となっており、2013年度比で6.8%増加しています。また、本町の将来人口は、減少することが予測されています。

表 2-3 人口・世帯数の推移

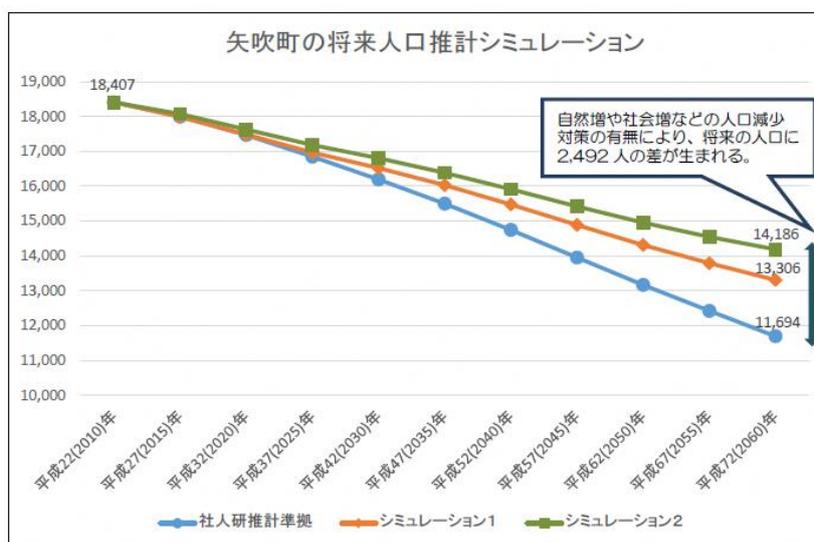
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
人口(人)	17,855	17,769	17,774	17,704	17,552	17,406	17,365	17,221	17,092
世帯数(世帯)	6,390	6,386	6,519	6,607	6,574	6,617	6,712	6,753	6,827

出典) 国勢調査



出典) 国勢調査

図 2-5 人口・世帯数の推移



出典) 矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンより

図 2-6 将来人口の推移

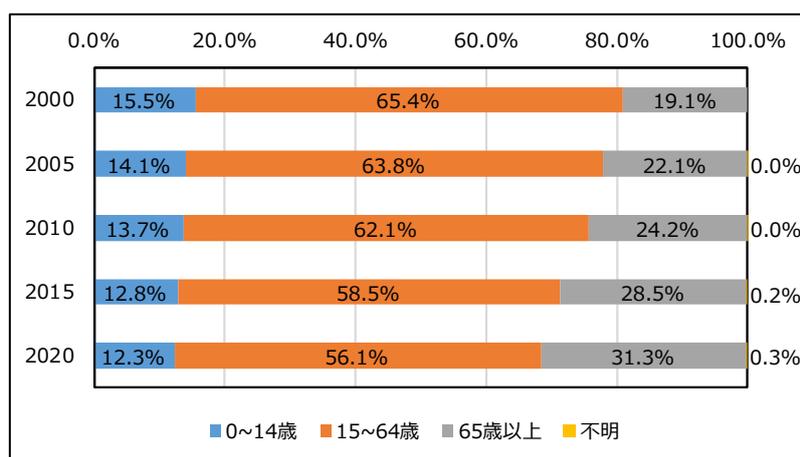
(2) 人口構成

本町の2020年度の人口は、2000年度と比較して、14歳未満は27.1%、15歳以上64歳以下は21.3%減少しており、65歳以上は50.5%増加しています。2000年度と2020年度の年齢階層別人口を比較すると、65歳未満の年齢階層で減少し、65歳以上の年齢階層が増加しており、高齢化が進んでいます。

表 2-4 年齢別人口

	0～14歳		15～64歳		65歳以上		年齢不詳	人口計 (人)
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	
2000年度	2,924	15.5%	12,355	65.4%	3,610	19.1%	0	18,889
2005年度	2,633	14.1%	11,957	63.8%	4,145	22.1%	3	18,738
2010年度	2,498	13.7%	11,350	62.1%	4,429	24.2%	5	18,282
2015年度	2,228	12.8%	10,146	58.5%	4,948	28.5%	34	17,356
2020年度	2,132	12.3%	9,723	56.1%	5,432	31.3%	48	17,335

出典) 国勢調査



出典) 国勢調査

図 2-7 年齢別人口比

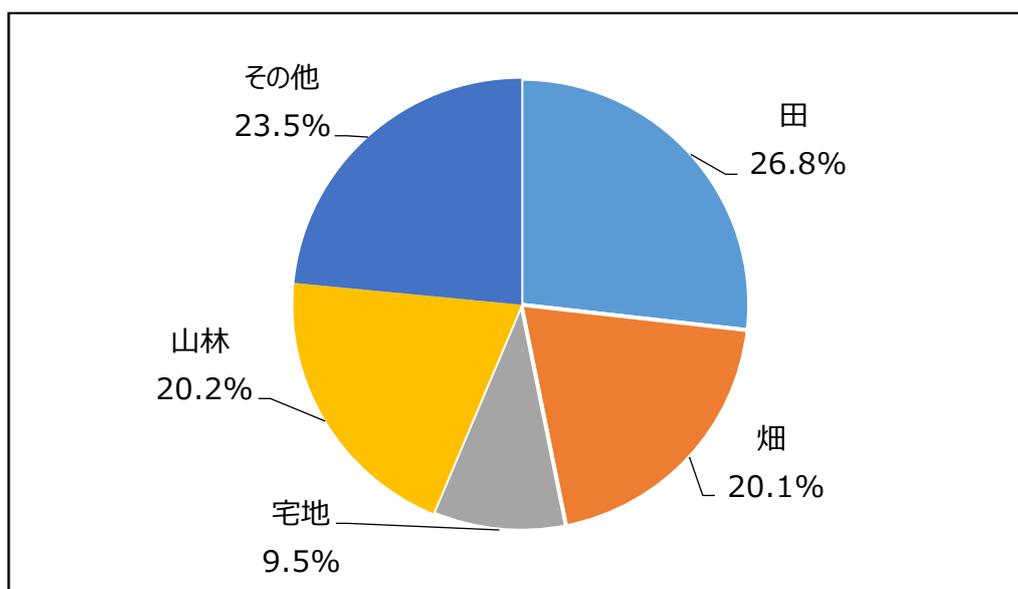
2. 土地利用状況

本町の土地利用は、田が 26.8% (16.19km²)、畑が 20.1% (12.11km²)、宅地が 9.5% (5.72km²)、山林が 20.2% (12.21km²)、その他が 23.5% (14.17km²)となっています。

表 2-5 土地利用状況 (2020 年)

	田	畑	宅地	山林	その他	計
面積(km ²)	16.19	12.11	5.72	12.21	14.17	60.40
構成比(%)	26.8%	20.1%	9.5%	20.2%	23.5%	100.0%

出典) 固定資産税概要調書



出典) 固定資産税概要調書

図 2-8 土地利用状況 (2020 年)

3. 地域交通

(1) 交通状況

空港・高速道路・鉄道の交通体系に恵まれているほか、本町には、国道1路線(国道4号)、主要地方道4本(矢吹小野線、棚倉矢吹線、郡山矢吹線、矢吹天栄線)が集結するなど、南東北の玄関口として、産業・流通ともに重要な役割を担っています。特に、東北自動車道～福島空港～磐越自動車道を結ぶ高速交通ネットワーク「あぶくま高原道路」を形成したことにより、各地域へのアクセスが充実しています。



出典) まちづくりデータ集2014、矢吹町公式ホームページ

図 2-9 矢吹町の道路状況

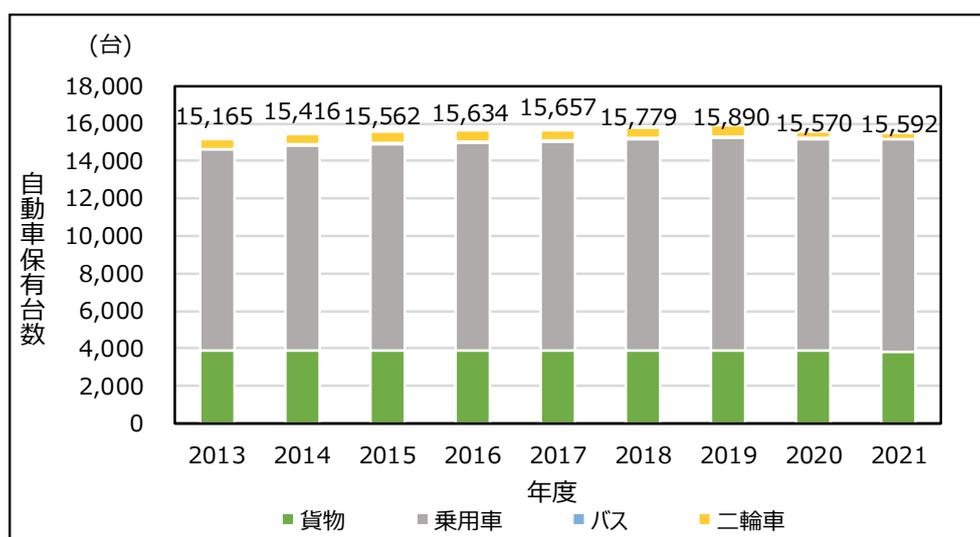
(2) 自動車保有台数

本町の自動車保有台数は、2021年度には全体で15,592台となっており、2013年度比で2.8%増加しています。保有状況は、乗用車区分(普通車、小型車、軽四輪)が全体の7割以上を占めており、次いで貨物車の割合が大きくなっています。

表 2-6 自動車保有台数の推移

活動量	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
貨物車(台)	3,896	3,906	3,881	3,859	3,865	3,889	3,911	3,892	3,844
乗用車(台)	10,713	10,909	11,047	11,142	11,178	11,265	11,348	11,299	11,352
バス(台)	59	60	75	71	74	60	58	56	54
二輪車(台)	497	541	559	562	540	565	573	323	342
合計(台)	15,165	15,416	15,562	15,634	15,657	15,779	15,890	15,570	15,592

出典) 東北運輸局福島運輸支局



出典) 東北運輸局福島運輸支局

図 2-10 自動車保有台数の推移

4. 廃棄物

本町における2021年度のごみの総排出量は5,179トンであり、2013年度比で6.7%増加しています。リサイクル率は2021年度では12.3%であり、変動はあるものの2013年度比で1.1ポイント下降しています。

表 2-7 ごみ量の推移

区分		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
矢吹町	総排出量（総量 t）	4,856	4,832	4,922	4,800	4,836	4,996	5,059	5,244	5,179
	生活系ごみ排出量（総量 t）	2,975	2,922	3,063	3,021	3,039	3,098	3,139	3,463	3,365
	1人の1日当たりの排出量（g/人日）	456	451	473	467	474	486	496	549	539
	資源ごみ排出量（集団回収除く）（t）	579	576	576	542	528	516	491	509	477
	集団回収による資源ごみ排出量（t）	171	168	125	100	118	128	114	209	248
	リサイクル率（%）	13.4	13.3	12.5	11.8	11.8	11.4	10.7	12.0	12.3
福島県	1人の1日当たりの排出量（g/人日）	588	587	574	563	570	564	574	581	576
	リサイクル率（%）	13.8	13.9	13.9	13.6	13.3	12.9	12.7	13.2	13.3

※総排出量：生活系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量（資源ごみを除く）の合算

※生活系ごみ排出量：資源ごみ（集団回収量含む）を除く

※1人の1日当たりの排出量：生活系ごみ排出量（資源ごみを除く）/総人口/365又は366日で計算

出典）矢吹町データ：白河地方広域市町村圏整備組合
福島県データ：一般廃棄物処理実態調査

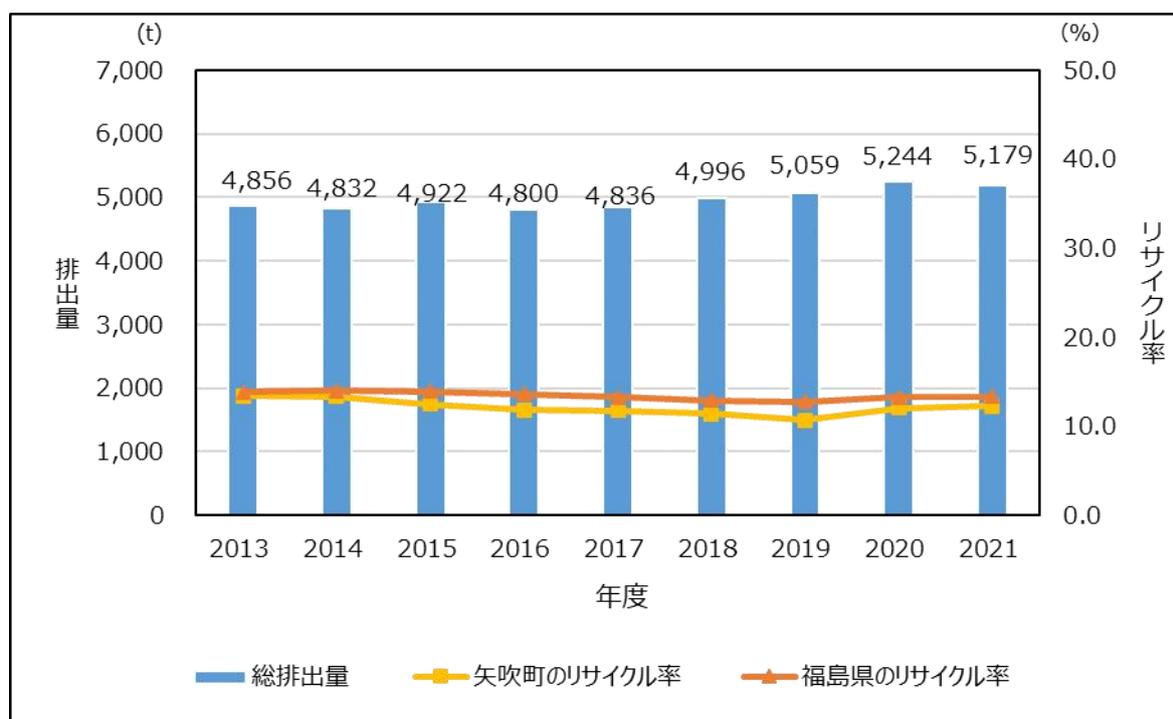


図 2-11 ごみ量の推移

本町の1人の1日当たりのごみ排出量推移は、2021年度は539g/人日であり、変動はあるものの2013年度比で18.2%増加しています。また、2013年度から2021年度において、本町の値は福島県の値を下回っています。

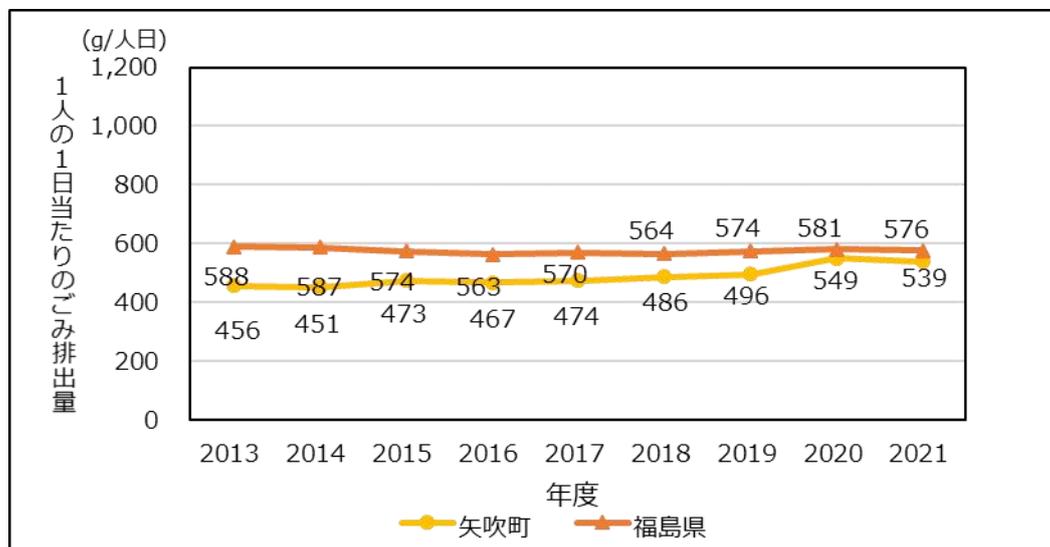


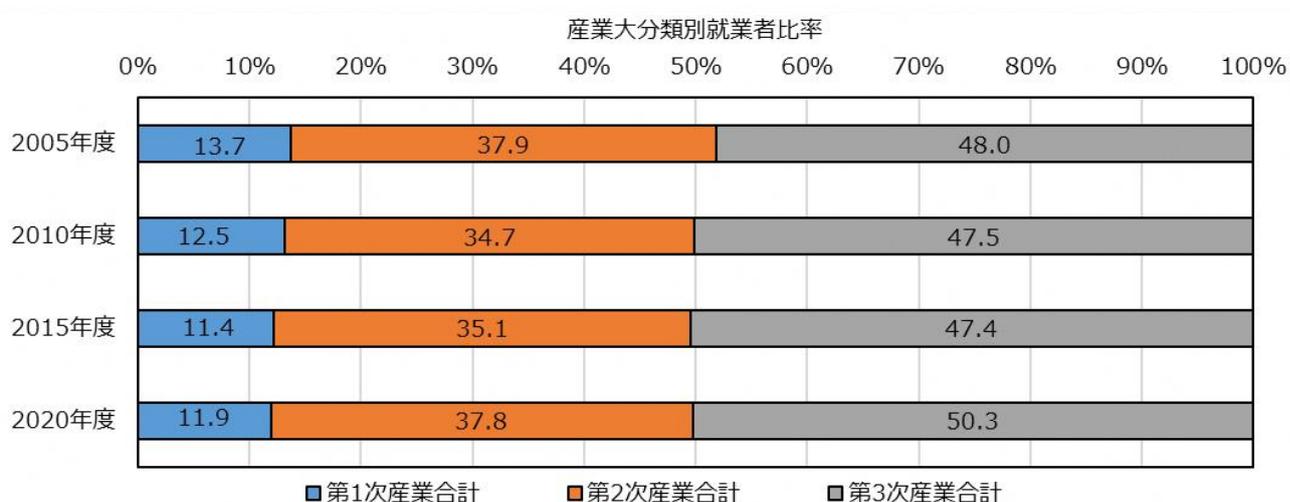
図 2-1 2 1人の1日当たりのごみ排出量の比較

3 経済的特性

1. 産業構造

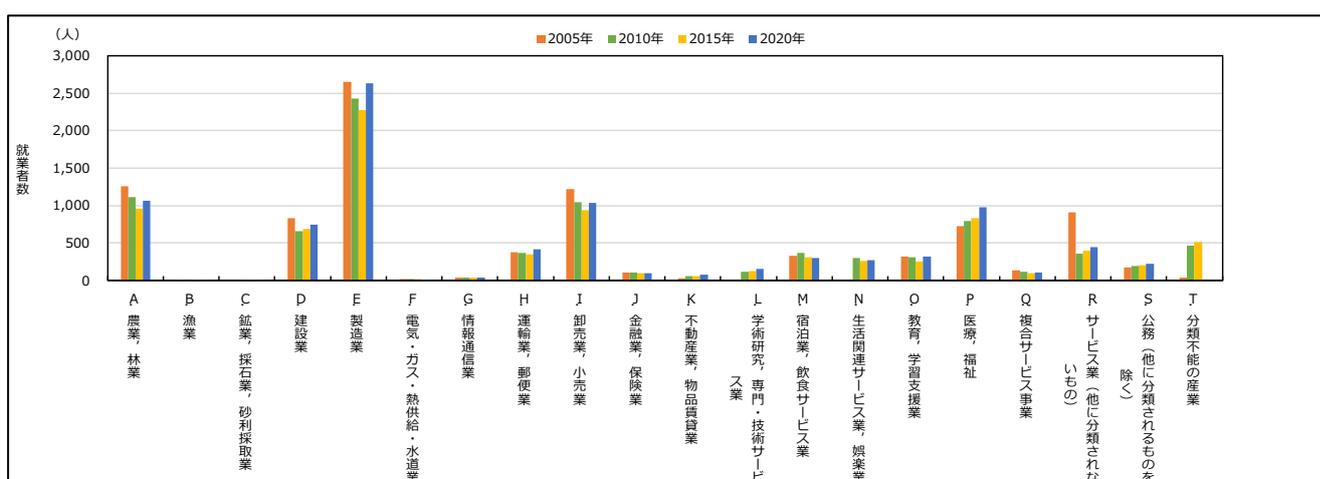
本町では、第3次産業の就業者が最も多く、2020年度には全体の約5割を占めています。

第1次産業の就業者比率は2005年度の13.7%から2015年度の11.4%へと、2005年度から2.3ポイント下降したのち、2020年度には11.9%とわずかに増加傾向がみられました。第2次産業は2005年度の37.9%から2010年度の34.7%へと、2005年度から3.2ポイント下降したのち、2020年度には37.8%と増加傾向がみられました。第3次産業は2005年度の48.0%から2015年度の47.4%へと、2005年度から0.6ポイント下降したのち、2020年度には50.3%と増加傾向がみられました。



出典) 国勢調査

図 2-13 産業大分類別就業者比率の推移



出典) 国勢調査

図 2-14 産業大分類別就業者数の推移

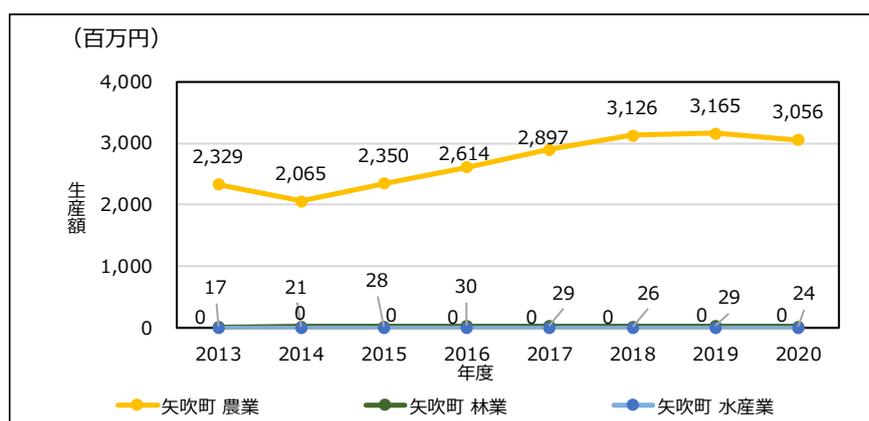
2. 第1次産業

本町の第1次産業の生産額は農業が最も高く、2020年度は3,056百万円となっています。次に生産額が高いのは林業で、2020年度は24百万円となっています。農業の生産額は2013年度の2,329百万円から2020年度の3,056百万円へと、2013年度比で31.2%増加しています。

表 2-8 産業分類別の生産額

区分		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
矢吹町	農業(百万円)	2,329	2,065	2,350	2,614	2,897	3,126	3,165	3,056
	林業(百万円)	17	21	28	30	29	26	29	24
	水産業(百万円)	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	農業(百万円)	104,446	87,568	98,715	109,148	111,142	108,489	105,869	102,078
	林業(百万円)	6,468	6,339	6,024	6,162	6,418	6,625	6,895	6,844
	水産業(百万円)	4,086	4,630	5,219	5,012	5,810	5,191	4,805	5,107

出典) 福島県市町村民経済計算年報、福島県県民経済計算年報



出典) 福島県市町村民経済計算年報

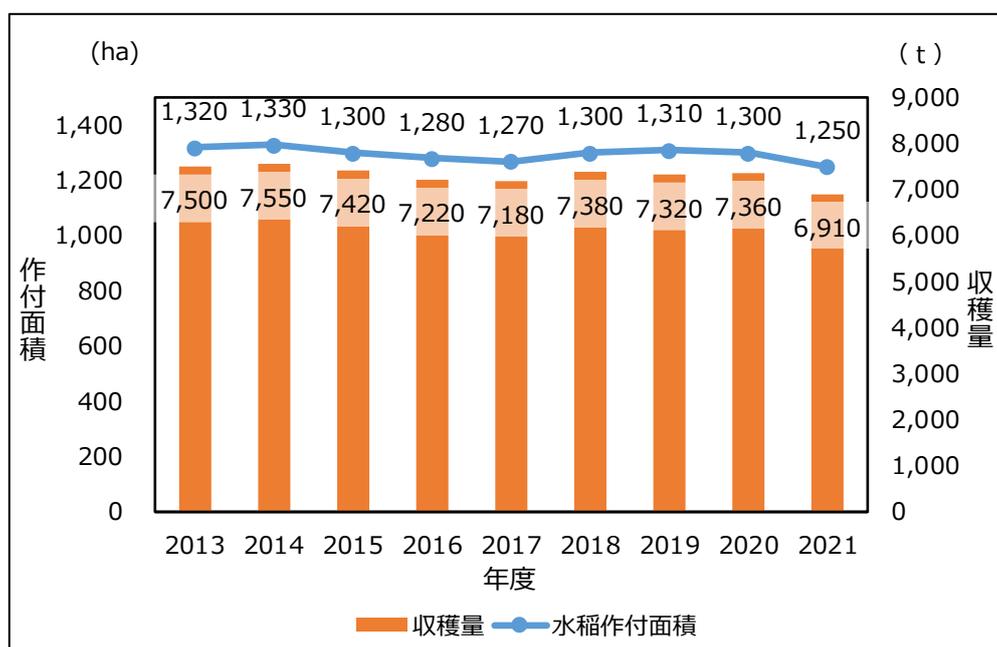
図 2-15 福島県の産業分類別の生産額

本町の稲作については、水稲作付面積は、2021年度は1,250haとなっており、2013年度比で5.3%減少しています。収穫量は、2021年度は6,910トンであり、変動はあるものの2013年度比で7.9%減少しています。

表 2-9 水稲作付面積と収穫量の推移

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
作付面積 (ha)	1,320	1,330	1,300	1,280	1,270	1,300	1,310	1,300	1,250
収穫量 (t)	7,500	7,550	7,420	7,220	7,180	7,380	7,320	7,360	6,910

出典) 作物統計調査



出典) 作物統計調査

図 2-16 水稲作付面積と収穫量の推移

3. 第2次産業

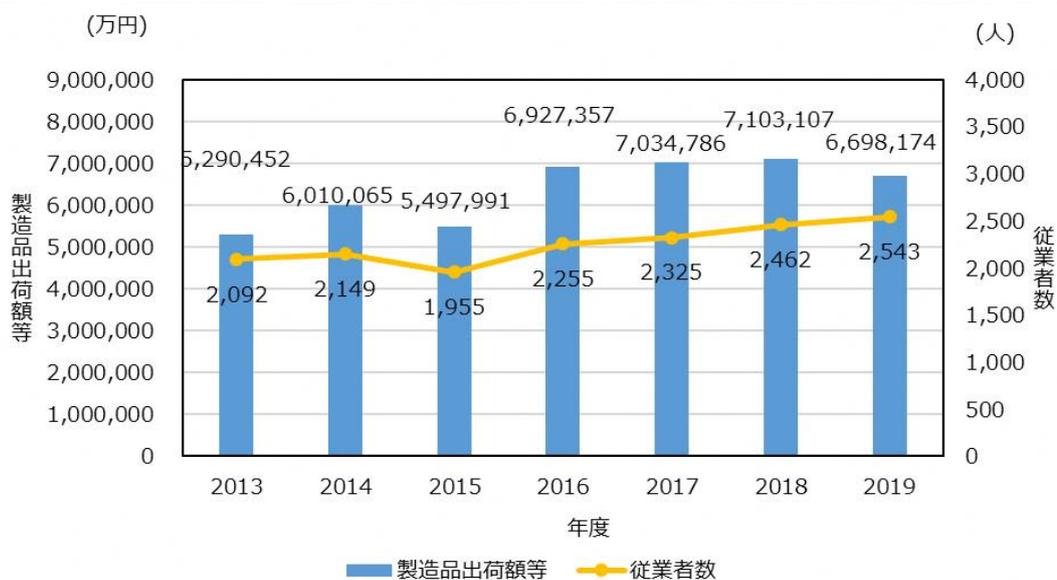
事業所数は、2013年度の51事業所から2019年度の48事業所へと、2013年度比で5.9%減少しています。従業者数は、2013年度の2,092人から2019年度の2,543人へと、2013年度比で21.6%増加しています。

製造品出荷額等は2013年度の5,290,452万円から増減を繰り返し、2019年度には6,698,174万円と、2013年度比で26.6%増加しています。

表 2-10 事業所、従業者数、製造品出荷額等の推移（従業者4人以上の事業所）

	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額 (万円)
2013年度	51	2,092	5,290,452
2014年度	51	2,149	6,010,065
2015年度	57	1,955	5,497,991
2016年度	51	2,255	6,927,357
2017年度	51	2,325	7,034,786
2018年度	50	2,462	7,103,107
2019年度	48	2,543	6,698,174

出典) 工業統計調査



出典) 工業統計調査

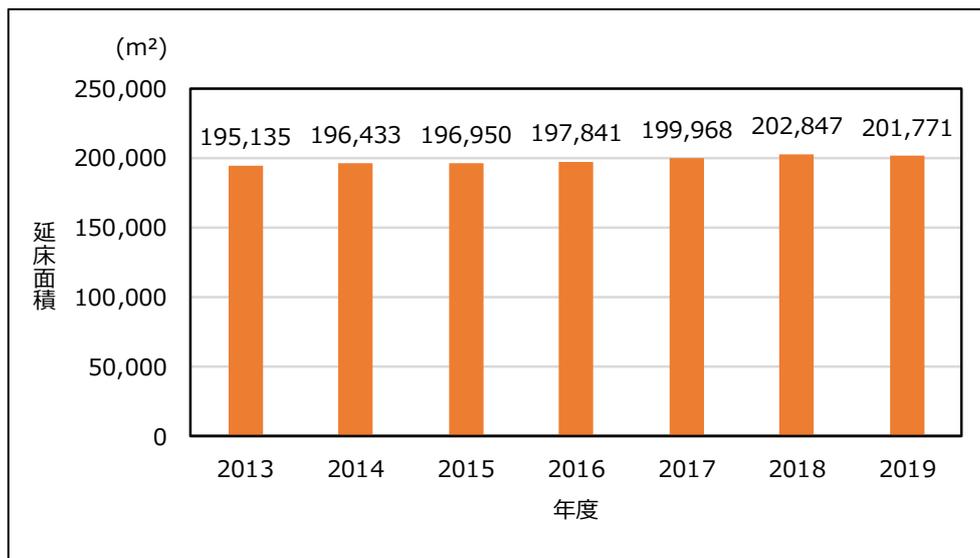
図 2-17 製造品出荷額等の推移

本町の業務系建築物の延床面積(課税対象のみ)については、2019年度において201,771m²であり、2013年度比で3.4%増加しています。

表 2-11 延床面積の推移

自治体	区分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
矢吹町	木造 (m)	旅館・料亭・ホテル	3,556	3,527	3,527	3,527	3,527	3,527	3,527
		事務所・銀行・店舗	21,071	21,023	21,578	21,829	21,687	22,633	23,156
		劇場・病院	3,929	3,929	3,929	4,073	4,073	4,073	4,073
		併用住宅その他	19,523	19,480	19,432	19,398	19,307	19,386	19,082
		公衆浴場	140	-	--	-	-	-	-
	木造以外 (m)	事務所・店舗・百貨店	70,297	71,680	71,581	76,610	77,209	77,215	76,108
		病院・ホテル	28,344	28,344	28,344	28,344	28,344	28,344	28,344
		その他	48,275	48,450	48,559	44,060	45,821	47,669	47,481
		合計	195,135	196,433	196,950	197,841	199,968	202,847	201,771

出典) 固定資産の価格等の概要調書



出典) 固定資産の価格等の概要調書

図 2-18 矢吹町の延床面積の推移

4 再生可能エネルギーの導入状況

本町の再生可能エネルギー導入状況(FIT 制度による現状把握)については、2021年度の再生可能エネルギーによる発電電力量は118,753MWh(設備容量90,022kW)であり、区域の電気使用量(推計値)134,881MWhと照らし合わせると、対消費電力 FIT 導入比は88.0%となっています。

表 2-12 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギー種別	区域の再生可能エネルギーの設備容量の導入状況(kW)							
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
太陽光発電 (10kW未満)	1,569	1,763	1,974	2,120	2,245	2,410	2,508	2,646
太陽光発電 (10kW以上)	29,214	35,574	44,822	46,447	48,376	49,349	66,921	87,376
風力発電	0	0	0	0	0	0	0	0
水力発電	0	0	0	0	0	0	0	0
地熱発電	0	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電 ^{※1}	0	0	0	0	0	0	0	0
再生可能エネルギー合計	30,783	37,337	46,795	48,567	50,621	51,759	69,429	90,022

再生可能エネルギー種別	区域の再生可能エネルギーによる発電電力量 (MWh) ^{※3}							
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
太陽光発電 (10kW未満)	1,883	2,115	2,369	2,544	2,694	2,892	3,010	3,175
太陽光発電 (10kW以上)	38,643	47,056	59,288	61,438	63,990	65,277	88,520	115,578
風力発電	0	0	0	0	0	0	0	0
水力発電	0	0	0	0	0	0	0	0
地熱発電	0	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電 ^{※1}	0	0	0	0	0	0	0	0
再生可能エネルギー合計	40,526	49,171	61,657	63,983	66,684	68,169	91,530	118,753
区域の電気使用量	135,998	124,084	134,084	134,792	135,205	138,379	134,881	134,881
対消費電力 FIT 導入比 ^{※2}	29.8%	39.6%	46.0%	47.5%	49.3%	49.3%	67.9%	88.0%

出典) 自治体排出量カルテ

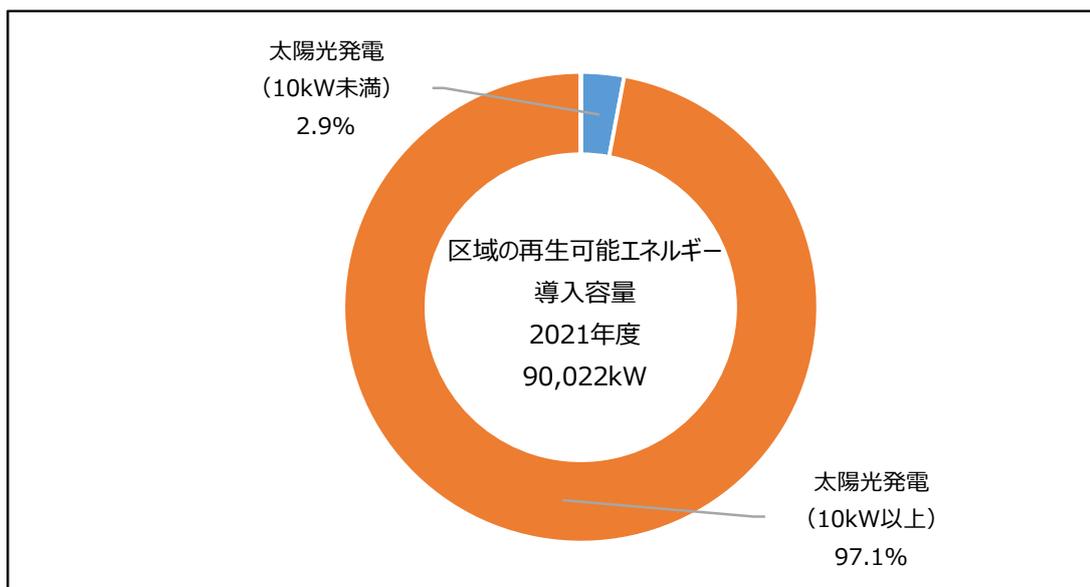
※1 バイオマス発電の導入容量は、FIT 制度公表情報のバイオマス発電設備(バイオマス比率考慮あり)の値を用いている。

※2 区域の消費電力量に対する FIT の導入比率(≒地域の再生可能エネルギー自給率)

※3 太陽光発電の設備利用率として、一般社団法人 太陽光発電協会「公共・産業用太陽光発電システム手引書」の4. 参考資料に掲載されている都道府県別の1kW 当たり年間予想発電電力量を参考に推計することも可能である。1kW 当たりの年間予想発電量÷(365(日)×24(時間))=設備稼働率となる。

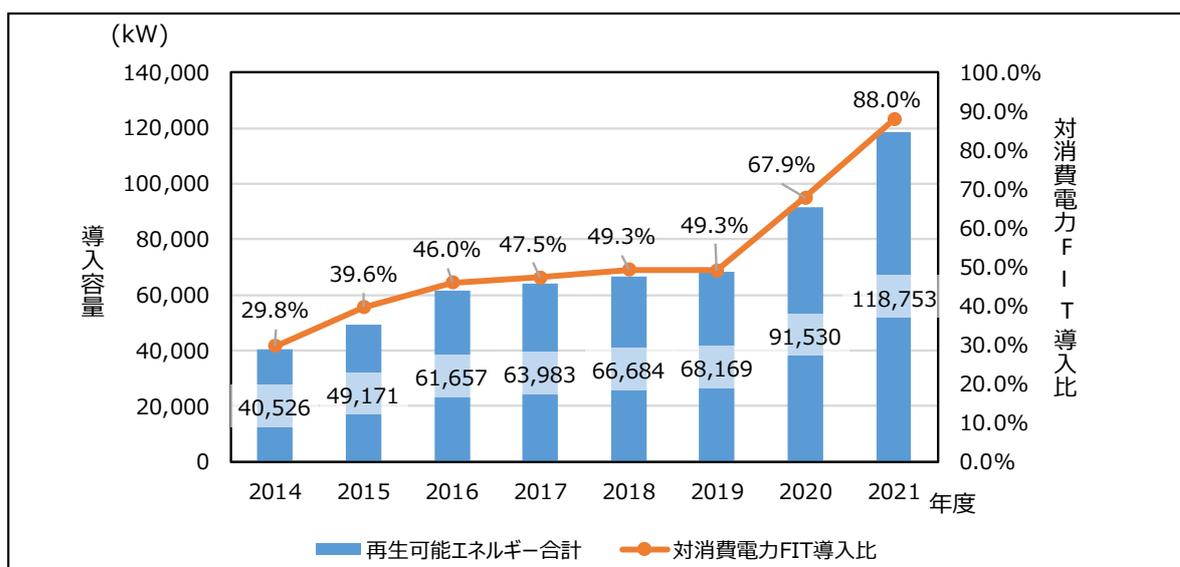
一般社団法人 太陽光発電協会「公共・産業用太陽光発電システム手引書」

<https://www.jpea.gr.jp/document/books/point/>



出典) 自治体排出量カルテ

図 2-19 再生可能エネルギーの導入容量 (2021年度)



出典) 自治体排出量カルテ

図 2-20 再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化

◇◆FIT制度とは◆◇

FIT制度とは、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のことで、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。

第3章 矢吹町の温室効果ガス排出量の状況

1 温室効果ガス排出量の推計方法

地球温暖化対策推進法に定める温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）及びその他ガスであるメタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7物質です。本町においては、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）は、排出量が微量または無いと考えられることから、推計の対象としません。

そのため、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）の3物質について、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和5年3月 環境省）に基づき、推計しました。

表 3-1 推計対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	排出源と推計内容
二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料の燃焼（エネルギー消費）などから発生し、全温室効果ガスのほとんどを占めます。本推計では、エネルギー消費・一般廃棄物の焼却に伴い発生するものを対象とします。
メタン（CH ₄ ）	本推計では、農業分野・廃棄物の焼却・排水処理に伴い発生するものを対象とします。
一酸化二窒素（N ₂ O）	廃棄物の焼却や肥料の施肥などから排出されます。本推計では、一般廃棄物の焼却・排水処理・農業分野における活動に伴い発生するものを対象とします。

2 温室効果ガス排出量の現状

1. 町域の温室効果ガス排出量の現状

本町の 2019(令和元)年度における温室効果ガス排出量は、15 万 1300 トン(CO₂ 換算)(以下 t-CO₂ と記載)であり、基準年度の 2013(平成 25)年度と比較して、21.7 千 t-CO₂(約 13%)削減しています。

表 3-2 温室効果ガス排出量

対象年度	温室効果ガス排出量
基準年度 (2013 年度)	173.0 千 t-CO ₂
現況年度 (2019 年度)	151.3 千 t-CO ₂ (約 13%削減)

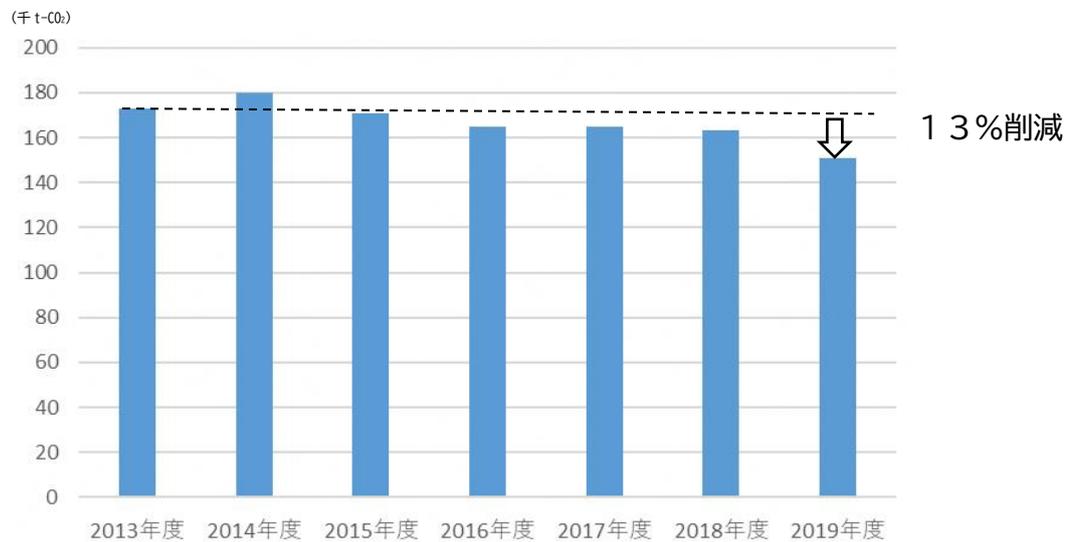


図 3-1 温室効果ガス排出量の推移

全体の排出量は、産業部門と運輸部門の影響を大きく受けています。また、温室効果ガスのうち二酸化炭素が全体の約95%を占めています。

表 3-3 温室効果ガス・部門別の排出量

(千 t-CO₂)

部門	2013年度 排出量 (基準年度)	2014年度 排出量	2015年度 排出量	2016年度 排出量	2017年度 排出量	2018年度 排出量	2019年度 排出量		
							排出量	基準年度比	
二酸化炭素	産業部門	57.1	63.0	57.7	62.4	62.7	60.8	51.7	-9.5%
	業務その他部門	28.9	30.6	30.2	22.1	20.4	21.5	21.1	-27.0%
	家庭部門	31.6	30.9	28.3	26.8	28.1	26.0	25.7	-18.7%
	運輸部門	46.1	45.7	45.0	44.5	45.2	46.2	43.8	-5.0%
	廃棄物部門	2.1	2.5	2.3	2.1	1.9	1.8	2.0	-4.8%
	小計	165.8	172.7	163.4	157.9	158.3	156.3	144.2	-13.0%
メタン	5.7	5.7	5.5	5.6	5.6	5.7	5.6	-1.8%	
一酸化二窒素	1.4	1.4	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	0.0%	
合計	173.0	179.9	170.5	164.9	165.3	163.4	151.3	-12.5%	

※各数値で四捨五入を行っているため、合計等と合わない場合がある。

◇◆温室効果ガスの排出部門の概要◆◇

- 産業部門：農林水産業、鉱業、建設業、製造業のエネルギー消費由来
- 業務その他部門：サービス業（店舗・事務所等）のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費由来
- 家庭部門：住宅（家庭）のエネルギー消費由来
- 運輸部門：自動車、鉄道のエネルギー消費由来
- 廃棄物部門：一般廃棄物の焼却由来等（プラスチック、合成繊維）

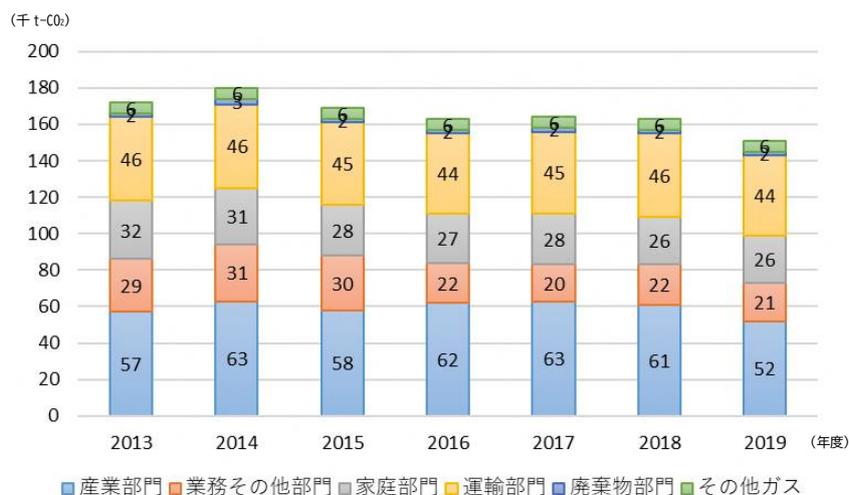


図 3-2 部門別温室効果ガスの排出量の推移

2. 部門別二酸化炭素排出量の現状

●産業部門

産業部門の二酸化炭素排出量は 2019(令和元)年度で 51.7 千 t-CO₂ となり、2013(平成 25)年度比で 9.5%減少しています。

2019(令和元)年度における産業部門の業種別二酸化炭素排出量割合は、製造業からの排出量が産業部門の約 9 割を占めており、産業部門の排出量のほとんどが石油及び電力の使用によるものです。製造業における電気及び石油の使用量の減少と産業部門における排出量の約 6 割を占める電力排出係数の低下が、産業部門の排出量の減少に影響していると考えられます。



図 3-4 産業部門の製造品出荷額等と二酸化炭素排出量の推移

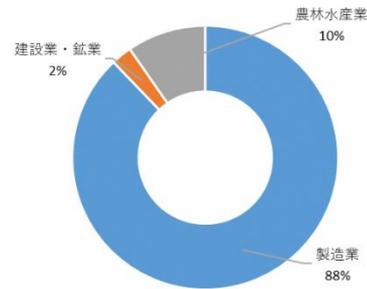


図 3-3 2019(令和元)年度 産業部門業種別二酸化炭素排出量割合

●業務その他部門

業務その他部門の二酸化炭素排出量は 2019(令和元)年度で 21.1 千 t-CO₂ となり、2013(平成 25)年度比で 28.9%減少しています。

延床面積は微増の傾向がありますが、排出量は減少傾向にあります。2013(平成 25)年度における業務その他部門のエネルギー消費量では、石炭や天然ガスの使用が見られていましたが、2019(令和元)年度からはほとんど見られなくなり、石油、石炭による排出量が減少傾向になりました。省エネ機器の普及も減少傾向に影響していると考えられます。

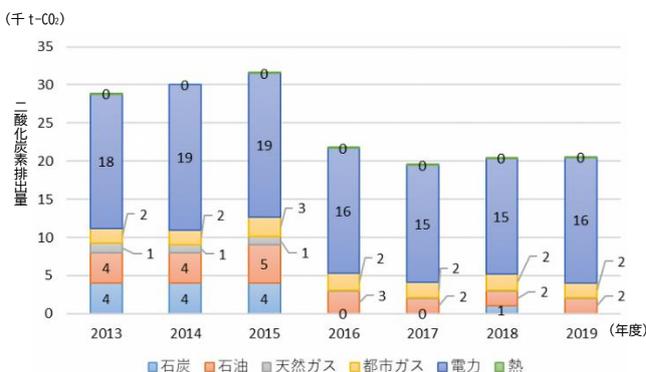


図 3-6 業務その他部門二酸化炭素排出量の推移



図 3-5 業務系延床面積と二酸化炭素排出量の推移

●家庭部門

家庭部門の二酸化炭素排出量は2019(令和元)年度で25.7千t-CO₂となり、2013(平成25)年度比で18.8%減少しています。

人口はほぼ横ばいに推移しておりますが、排出量は減少傾向にあります。電力、石油が排出量のほとんどを占めていますが、どちらも減少傾向にあります。省エネ機器の普及により排出量の減少が見られたと考えられます。

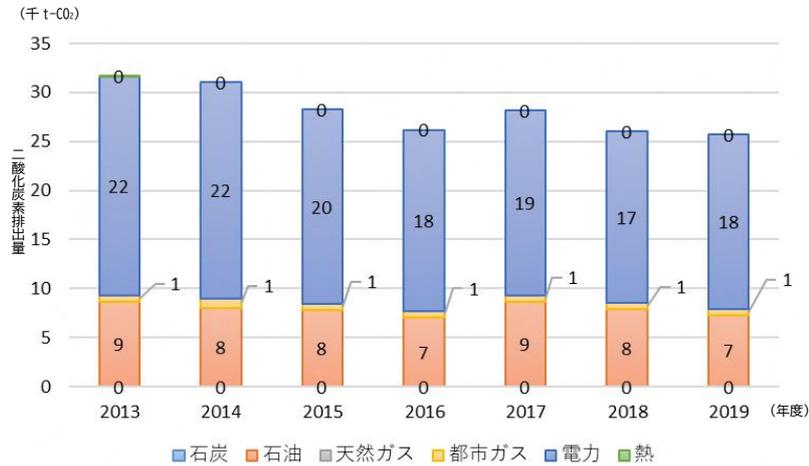


図 3-7 家庭部門二酸化炭素排出量の推移

●運輸部門

運輸部門の二酸化炭素排出量は2019(令和元)年度で43.8千t-CO₂となり、2013(平成25)年度比で7.4%減少しています。運輸部門の排出量のほとんどが自動車からの排出によるものです。自動車の燃費効率の向上、エコドライブの認知が一定程度普及したことで排出量が低下したと考えられます。

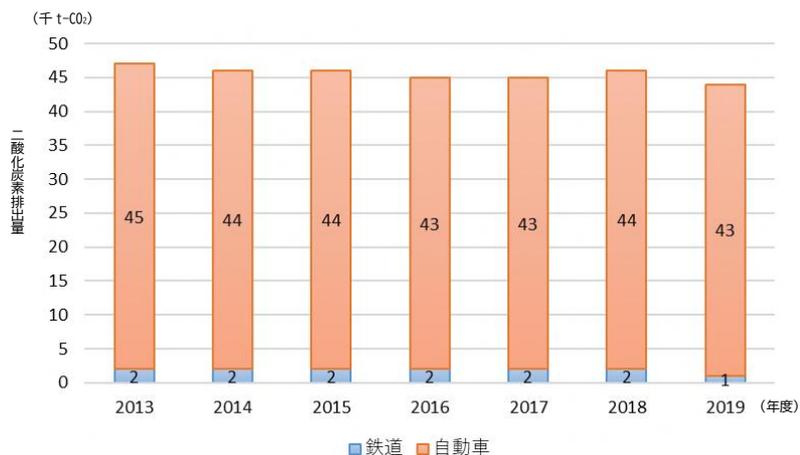


図 3-8 運輸部門二酸化炭素排出量の推移

●廃棄物部門

廃棄物部門の二酸化炭素排出量は 2019(令和元)年度で 1.97 千 t-CO₂ となり、2013(平成25)年度比で 6.8%減少しています。廃棄物部門の排出量はおおむね横ばいで推移しています。

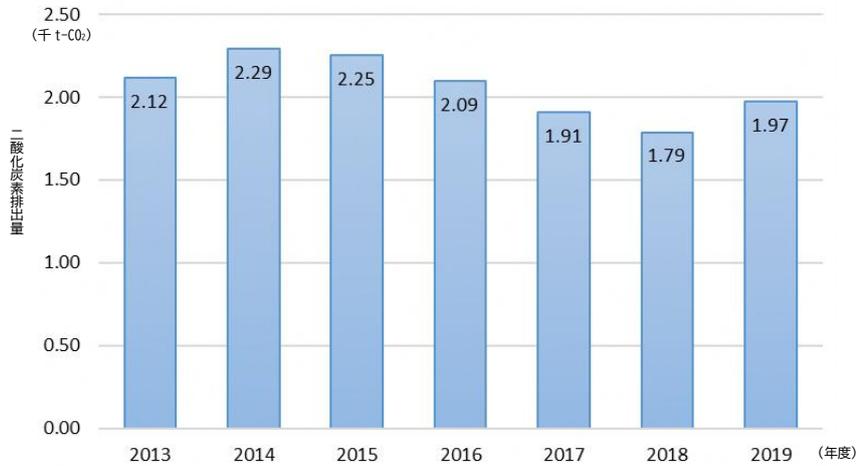


図 3-9 廃棄物部門二酸化炭素排出量の推移

廃棄物部門の二酸化炭素排出量は、一般廃棄物に含まれるプラスチックに伴うものが大部分を占めるため、ごみに占めるプラスチックの割合の増減の影響を受けます。

本町における 2019(令和元)年度のごみに占めるプラスチックの割合は 12.2%であり、おおむね横ばいで推移しています。



図 3-10 一般廃棄物処理量及びごみに占めるプラスチックの割合の推移

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

ここでは、本町の温室効果ガス排出量の将来推計を行い、国の温室効果ガス排出削減目標と整合性のとれる水準の中長期削減目標を設定します。また、本町の中長期削減目標達成に向けて、地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入目標を設定します。

1 温室効果ガス排出量の将来推計

温室効果ガス排出量削減のための対策として、省エネルギーの促進(エネルギー消費量自体を減らす)と再生可能エネルギーを導入(転換可能なエネルギーを再エネに転換)することが考えられます。2050年の温室効果ガス排出量の将来推計においては、現状^{すうせい}趨勢ケースから対策実施ケースの国立環境研究所分析ケース(「技術+変容」シナリオ)による省エネ効果と脱炭素シナリオによる再エネ導入によって、温室効果ガス排出量を削減し、残った温室効果ガスの排出を森林吸収等によって排出量実質ゼロにするものです。

1. 現状^{すうせい}趨勢ケース (BAU)

今後、追加的な緩和対策を行わないと仮定した場合の温室効果ガス排出量について推計しました。

温室効果ガス排出量と関連性が高い人口などを活動量として設定し、現状年度における温室効果ガス排出量に活動量の変化率を乗じることで推計しました。

なお、推計の現状年度は、2019(令和元)年度としました。

現状^{すうせい}趨勢ケース排出量 = 現状年度の温室効果ガス排出量 × 活動量の変化率

$\frac{\text{対象年度における活動量の推計値}}{\text{現状年度における活動量}}$

◇◆現状趨勢ケース（BAU）の推計における基本事項◆◇

対象ガス	部門・分野		活動量	推計手法	
CO ₂	産業部門	製造業	製造品出荷額	過去の実績の回帰分析により推計 ※2011・2012年度は東日本大震災の影響で数値が落ち込んでいるため、除外	
		建設・鉱業	従業員数	現状年度の値で推移すると想定し推計	
		農林水産業	従業員数	現状年度の値で推移すると想定し推計	
	業務その他の部門		延床面積	過去の実績の回帰分析により推計 ※2011～2012年度は東日本大震災の影響で数値の大幅な減少、2012～2013年度は上昇幅が大きいため除外	
	家庭部門		人口	矢吹町人口ビジョンに基づく将来値を用いて推計	
	運輸部門	自動車	旅客	旅客車保有台数	人口と同様に推移するものとして推計
			貨物	貨物車保有台数	現状年度の値で推移すると想定し推計
		鉄道	人口	人口と同様に推移するものとして推計	
	燃料の 燃焼	自動車	旅客	走行距離	過去の実績の回帰分析により推計
			貨物	走行距離	現状年度の値で推移すると想定し推計
	廃棄物 部門	焼却（一般廃棄物）	一般廃棄物焼却量	人口と同様に推移するものとして推計	
	その他 のガス CH ₄ 、 N ₂ O	廃棄物 部門	焼却（一般廃棄物）	一般廃棄物焼却量	人口と同様に推移するものとして推計
			排水処理	年間下水処理量	過去の実績の回帰分析により推計
農業分野		耕作（水田）	作付面積（水稲）	過去の実績の回帰分析により推計 ※2011・2012年度は数値が落ち込んでいるため、除外	
		耕作 （肥料の使用）	作付面積（水稲）	過去の実績の回帰分析により推計 ※2011・2012年度は東日本大震災の影響で数値が落ち込んでいるため、除外	
		耕作 （農業廃棄物）	作付面積（水稲）	過去の実績の回帰分析により推計 ※2011・2012年度は東日本大震災の影響で数値が落ち込んでいるため、除外	

2. 現状趨勢ケース (BAU) おける将来推計結果

現状趨勢ケース(BAU)の温室効果ガス排出量は、2030(令和 12)年度に 153.5 千 t-CO₂となり、基準年度である 2013(平成 25)年度と比較して、19.5 千 t-CO₂(11.3%)削減、2050 年は 152.6 千 t-CO₂となり 20.4 千 t-CO₂(11.8%)削減する見込みとなりました。

現状趨勢ケースのエネルギー消費量は 2030(令和 12)年度に 1,493.2 TJとなり、基準年度である 2013(平成 25)年度と比較して、91.0TJ(5.7%)削減、2050 年は 1,493.6 TJとなり 90.6 TJ(5.7%)削減する見込みとなりました。

表 4-1 現状趨勢ケース推計結果 (単位：千 t-CO₂)

部門		温室効果ガス排出量		現状趨勢ケース (推計値)			
		基準年度	現況年度	2030 年度		2050 年度	
		2013 年度	2019 年度	排出量	基準年度比	排出量	基準年度比
CO ₂	産業部門	57.1	51.7	53.8	-5.8%	55.6	-2.6%
	業務部門	28.9	21.8	22.0	-23.9%	22.3	-22.8%
	家庭部門	31.6	25.7	24.8	-21.4%	22.1	-30.1%
	運輸部門	46.1	43.8	44.2	-4.1%	44.3	-3.9%
	廃棄物部門	2.1	2.0	1.9	-9.8%	1.7	-19.7%
その他のガス		7.1	7.1	6.8	-4.2%	6.5	-8.5%
合計		173.0	144.9	153.5	-11.3%	152.6	-11.8%

※各数値で四捨五入を行っているため、合計等と合わない場合がある。

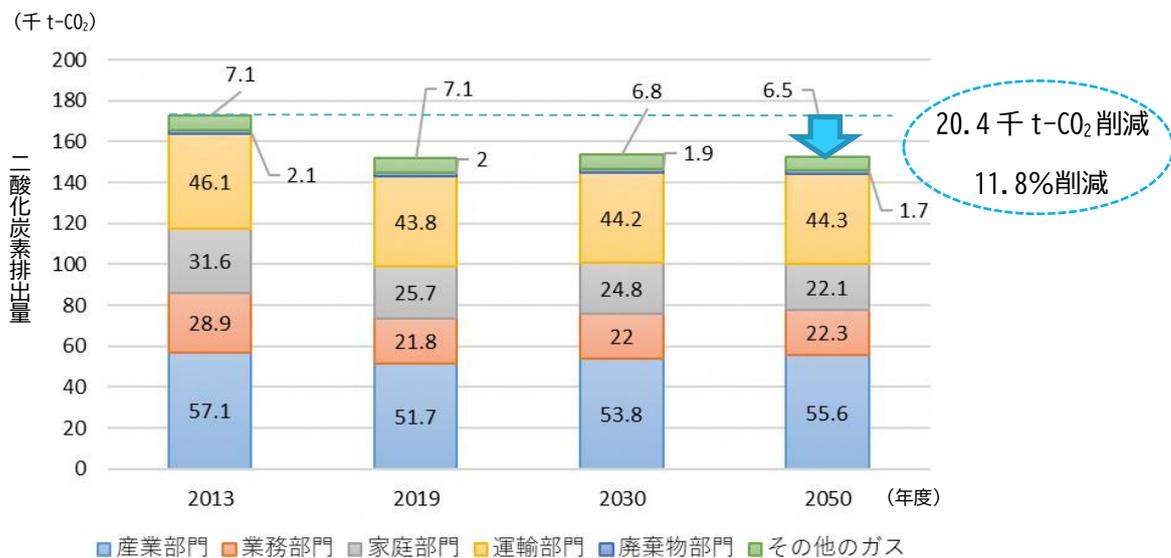


図 4-1 現状趨勢ケースにおける温室効果ガス排出量

表 4-2 現状趨勢ケースにおけるエネルギー消費量の推計結果 (単位：TJ)

ガス・部門			エネルギー消費量 (実績値)		現状趨勢ケース (推計値)			
			2013	2019	2030		2050	
					消費量	2013 年度 比増減率	消費量	2013 年度 比増減率
エネルギー起源 CO ₂ ※	産業部門	特定排出者※	155.9	152.4	152.4	-2.3%	152.4	-2.3%
		特定排出者※以外	355.5	385.5	408.6	14.9%	429.2	20.7%
	業務その他部門		280.3	200.0	201.9	-28.0%	204.8	-26.9%
	家庭部門		281.9	248.9	240.9	-14.6%	214.3	-24.0%
	運輸部門		666.5	635.9	641.9	-3.7%	645.3	-3.2%
エネルギー合計			1,584.2	1,470.4	1,493.2	-5.7%	1,493.6	-5.7%

※各数値で四捨五入を行っているため、合計等と合わない場合がある。

※エネルギー起源 CO₂：化石燃料をエネルギー源として使用する際に発生する二酸化炭素のこと。

※特定排出者：製造業における事業者の中で、温室効果ガスを相当程度多く排出する事業者のこと。



図 4-2 現状趨勢ケースにおけるエネルギー消費量

2 温室効果ガス排出量の削減見込量の算定

削減対策を実施した場合の温室効果ガス排出量として、2030(令和12)年度及び2050年について、対策実施ケースの将来推計を行いました。

2030(令和12)年度及び2050年における削減対策として、それぞれ以下の項目を見込みました。

現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量に対し、各対策項目による削減見込量を加味することで、削減対策を実施した場合の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量を算出しました。

表 4-3 電力排出係数の低減による削減見込量

削減対策項目	2030年	2050年
電力排出係数の低減		
電力排出係数の低減による削減見込量 (2019年度：0.519kg-CO ₂ /kWh→2030年：0.25kg-CO ₂ /kWh)	○	-
国等との連携による削減対策		
国が2030年に温室効果ガス排出量2013年度比46%削減を達成するために実施する対策による削減見込量	○	-
2050年脱炭素社会実現に向けた対策		
「2050年脱炭素社会実現に向けたシナリオに関する一分析」に示される、2050年までの技術及び社会変容による削減見込量 (エネルギー分野に係る対策、非エネルギー分野に係る対策)	-	○
再生可能エネルギーの導入		
矢吹町における再生可能エネルギーポテンシャルに基づき導入が進んだ場合の削減見込量	○	○

◆◆電力排出係数とは◆◆

電力のCO₂排出係数のことで、電力供給1 kWhあたりのCO₂排出量を示しています。温対法では、電力会社の事業者が温室効果ガスの排出量を報告するよう義務付けています。

電力会社により様々な燃料を使用して発電しているため、燃料によって排出されるCO₂の量は異なります。

例えば、石炭(一般炭)と原油と液化天然ガスが排出するCO₂の量を比較した時、石炭(一般炭)：原油：液化天然ガス=10：7.5：5.5 となっています。

【2019年度CO₂排出実績】

CO ₂ 排出係数	0.521kg-CO ₂ /kWh (0.519kg-CO ₂ /kWh)
----------------------	--

※()内の値は再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)による調整等を反映していない基礎CO₂排出量及びCO₂排出係数
出典：東北電力ホームページ

1. 電力排出係数の低減による削減見込量

電力排出係数の低減による削減見込量は、「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」(環境省)で示されている 2030(令和 12)年度における目標値(0.25kg-CO₂/kWh)を達成した場合の温室効果ガス排出量を推計しました。推計の結果、2030(令和 12)年度において、28.4 千 t-CO₂(16.4%)の削減が見込まれます。

2. 国等と連携した対策による削減見込量

国の地球温暖化対策計画に示される施策に基づき、国等と連携して進める各種省エネルギー対策等による温室効果ガスの削減効果を、国の削減見込量から按分して推計した結果、2030(令和 12)年度において、温室効果ガス排出量は、16.1 千 t-CO₂(9.3%)の削減が見込まれます。

3. 2050 年脱炭素社会実現に向けた対策による削減見込量

(1) エネルギー分野に係る対策 (2050 年)

省エネ対策を講じた場合の 2050 年の温室効果ガス排出量は、現状趨勢ケースにおける温室効果ガス排出量に、対策によるエネルギー消費量の変化率を乗じることで算出しました。

2050 年の対策によるエネルギー消費量の変化率は、「2050 年脱炭素社会に向けたシナリオに関する-分析 2021 年 6 月 30 日 AIM プロジェクト」(国立環境研究所)における 2050 年ネットゼロ排出シナリオにおける想定割合を参考に設定しました。

推計の結果、2050 年のエネルギー消費量は 606.3TJ となり、2013(平成 25)年度比で 56.0%の削減となります。

表 4-4 エネルギー分野に係る対策による削減見込量

排出部門		①	②	③=①×②	④=①-③	2013年度比 削減率	
		現状趨勢ケース 消費量 (TJ)	エネルギー消費 変化率	省エネ対策による エネルギー消費量(TJ)	削減見込量 (TJ)		
産業部門(特定排出者以外)		429.2	64.4%	276.3	152.9	43.0%	
業務その他部門		204.8	48.4%	99.1	105.7	37.7%	
家庭部門		214.3	47.6%	102.0	112.3	39.8%	
運輸部門	自動車	旅客	303.8	9.8%	29.7	274.0	81.4%
		貨物	332.4	28.3%	94.2	238.2	74.7%
	鉄道	9.1	53.7%	4.9	4.2	38.4%	
合計		1493.6	-	606.3	887.4	56.0%	

(2) 非エネルギー分野に係る対策（2050年）

「2050年脱炭素社会実現の姿に関する一試算」(2020(令和2)年 国立環境研究所 AIM プロジェクトチーム)では、プラスチックの脱石油化が示されており、2050年のプラスチック原料割合において、石油由来が50%になった場合について削減見込量を推計しました。

2013(平成25)～2019(令和元)年度における廃棄物分野の温室効果ガス排出量を一般廃棄物の焼却に伴う排出(プラスチック)として算出すると、廃プラスチック由来の排出割合(平均)は89.4%であり、2050年の廃棄物分野(現状趨勢ケース)においてもその割合は変わらないと仮定したところ、石油由来のプラスチックが50%になった場合、温室効果ガス排出量は0.8千t-CO₂削減となります。

表 4-5 廃棄物分野における削減見込量（2050年）

	BAU排出量 千t-CO ₂	削減率	削減見込量 千t-CO ₂	2013年度比削減率
廃棄物分野	1.7	—	0.8	0.4%
うち廃プラ由来	1.5	50%	0.8	0.4%
うちその他由来	0.2	—	0.0	—

4. 特定排出者（製造業）

特定排出者とは、一定以上の温室効果ガスを排出する事業者のことで、改正された温対法に基づき、平成18年4月1日から、自ら温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられました。

矢吹町には、特定事業者が4社あり、2050年に「カーボンニュートラル」を目標と掲げている企業、また経団連が策定したカーボンニュートラル行動計画に参加していることから、すべての企業において2050年に「カーボンニュートラル」を目標として推計しました。

5. 再生可能エネルギーの導入

(1) 再生可能エネルギーポテンシャル量の把握

環境省により公表されている「REPOS(再生可能エネルギー情報提供システム)」より、本町における再生可能エネルギーポテンシャル量の把握を行いました。

その結果、本町における再生可能エネルギーポテンシャル量は、発電量が 1,243.2TJ/年(設備容量 263.4MW)となりました。

表 4-6 矢吹町における再生可能エネルギーのポテンシャル量

再生可能エネルギー		ポテンシャル	
		導入量 (MW)	発電量 (TJ/年)
太陽光	建物系	118.7	560.9
	土地系	144.7	681.3
	合計	263.3	1,242.2
風力	陸上風力	0.0	0.0
中小水力	河川部	0.0	1.0
	農業用水路	0.0	0.0
	合計	0.0	1.0
バイオマス	木質バイオマス	0.0	0.0
地熱		0.0	0.0
合計		263.4	1,243.2

※太陽光（建物系）は官公庁、病院、学校、戸建住宅等、集合住宅、工場、倉庫、その他建物、鉄道駅を対象とする。

※太陽光（土地系）は最終処分場（一般廃棄物）、耕地（田、畑）、荒廃農地、ため池を対象とする。

出典：再エネ情報カルテ

(2) 電力需要量（再生可能エネルギーに転換可能なエネルギー量）の推計

本町における将来的な再生可能エネルギーの必要量を把握するため、脱炭素シナリオに示される2050年の部門別エネルギー消費構成に基づき、2050年のエネルギー消費量について再エネ転換可能エネルギー及び再エネ転換困難エネルギーの推計を行いました。

その結果、2050年エネルギー消費量606.3TJのうち、437.9TJは電力であり、再生可能エネルギーへの転換が可能なエネルギーでした。

表 4-7 部門別エネルギー消費構成（2050年）

	産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門		
				自動車（旅客）	自動車（貨物）	鉄道
電力	57%	93%	74%	98%	84%	100%
水素	17%	0%	0%	0%	0%	0%
合成燃料	14%	5%	11%	2%	16%	0%
熱供給	0%	2%	0%	0%	0%	0%
再エネ	5%	0%	0%	0%	0%	0%
石油	4%	0%	15%	0%	0%	0%
石炭	0%	0%	0%	0%	0%	0%
ガス	3%	0%	0%	0%	0%	0%

※産業部門・業務部門は「2050年脱炭素社会実現の姿に関する一試算（2020年12月14日AIMプロジェクトチーム）」試算結果を引用（2050Zeroシナリオ）。

※家庭部門はオール電化を目指すとして設定した。

※自動車は「2050年脱炭素社会実現に向けたシナリオに関する一分析」p.29の「電化の促進」（電動自動車シェア・保有ベース）に基づき電力割合を設定、残りを合成燃料とした。

※2050年は一部化石燃料の使用が残る（プラ製造、高温熱需要対応のため）。

表 4-8 部門別エネルギー消費量の内訳（2050年）

	産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門			合計
				自動車（旅客）	自動車（貨物）	鉄道	
エネルギー消費量（脱炭素シナリオ）（TJ）	276.3	99.1	102.0	29.7	94.2	4.9	606.3
うち電力（TJ）	157.2	92.5	75.1	29.1	79.1	4.9	437.9
うち電力以外（TJ）	119.2	6.6	26.9	0.6	15.1	0.0	168.3

(3) 再生可能エネルギー導入ケース別の削減見込量

現状の再生可能エネルギー導入分を除いた今後新たに導入される分において、2050年における再生可能エネルギーの導入量を以下の3つのシナリオで想定して、削減見込量を推計しました。

◇◆再生可能エネルギーの導入ケース◆◇

高位ケース：再生可能エネルギーをポテンシャルに基づき最大限導入した場合
 中位ケース：再生可能エネルギーを2050年の電力需要量に応じて導入した場合
 低位ケース：現状のFIT導入量の推移で再生可能エネルギーの導入が進んだ場合

推計の結果、中位ケースによる2050年の電力需要量に応じて導入することで、再生可能エネルギーで賄うことが可能という結果となりました。

表 4-9 再生可能エネルギー導入ケース別の削減見込量

		2030年		2050年	
		エネルギー消費量 (TJ)	CO2排出量 (千t-CO ₂)	エネルギー消費量 (TJ)	CO2排出量 (千t-CO ₂)
エネルギー消費量 (脱炭素シナリオ) ※特定事業者を除く		1,404.5	84.9	717.9	32.7
うち電力		307.5	21.4	437.9	30.4
うち電力以外		960.5	63.6	168.3	2.3
削減見込量	高位ケース	634.1	44.0	1,243.2	86.3
	(うち余剰分)	326.6	22.7	805.3	55.9
	中位ケース	365.7	25.4	437.9	30.4
	低位ケース	399.6	27.7	538.2	37.4
	(うち余剰分)	92.1	6.4	100.3	7.0

削減可能

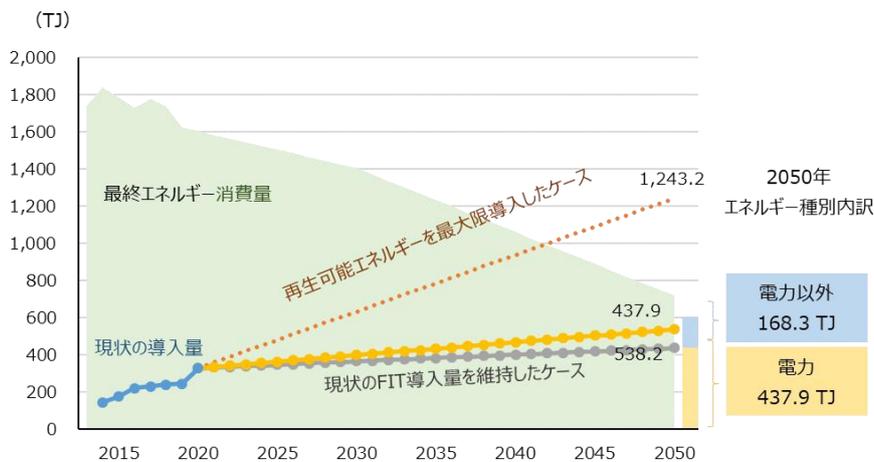


図 4-3 導入ケース別の再生可能エネルギーの導入量

6. 対策実施ケースにおける削減見込量

前項で示した対策実施ケース(脱炭素シナリオ)の 2030(令和 12)年度及び 2050 年におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を以下にまとめました。

本町の温室効果ガス排出量は、2030(令和 12)年度において 2013(平成 25)年度比 50.5%削減、2050 年は 94.3%の削減となりました。

2050 年は、産業分野などからの化石燃料からの排出があるため、9.8 千 t-CO₂ の温室効果ガス排出量が残る結果となりました。

表 4-10 対策実施ケースにおける削減見込量

		2030年		2050年	
		エネルギー消費量 (TJ)	CO2排出量 (千t-CO ₂)	エネルギー消費量 (TJ)	CO2排出量 (千t-CO ₂)
現状趨勢 (BAU) ケース (特定以外)		1,493.2	135.3	1,493.6	134.4
削減項目	電力排出係数の低減	-	-28.4	-	-
	国等との連携による削減対策	-225.2	-16.1	-	-
	2050年脱炭素社会実現に向けた対策	-	-	-887.4	-94.2
	エネルギー分野	-	-	-887.4	-93.5
	非エネルギー分野	-	-	-	-0.8
再生可能エネルギーの導入		(-307.5)	-21.4	(-437.9)	-30.4
特定事業者からの排出・エネルギー消費量		136.5	16.3	111.6	0.0
合計		1,404.5	85.7	717.9	9.8
2013年度比削減率		11.3%	50.5%	54.7%	94.3%

※「電力排出係数の低減」について、電力消費量は変わらないため、エネルギー消費量は変動しない。

※「再生可能エネルギーの導入」について、消費するエネルギー量は変わらないため、再生可能エネルギーの発電により得られるエネルギーは削減量に含めない。

※各数値で四捨五入を行っているため、合計等と合わない場合がある。

7. 森林による温室効果ガス吸収量の将来推計

本町の森林吸収量は、2019(令和元)年度で 0.1 千 t-CO₂となっています。2030(令和 12)年度及び 2050 年の森林吸収量は、今後、森林整備等により維持されるとし、直近年度の吸収量が続くと仮定して推計しました。

そのため、2030(令和 12)年度及び 2050 年の森林吸収量は 0.1 千 t-CO₂と推計されます。

森林吸収量を加味しても、温室効果ガス排出量が残るため、石油やガスなどの化石燃料から電力に置き換える「電化」が必要となります。

表 4-11 温室効果ガス排出量及び森林吸収量

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2030	2050
温室効果ガス排出量 (千t-CO ₂)	173.0	179.9	170.5	164.9	165.3	163.4	152.0	85.7	9.8
森林吸収量 (千t-CO ₂)	-0.9	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1
合計	172.0	179.8	170.4	164.8	165.2	163.3	151.9	85.6	9.7

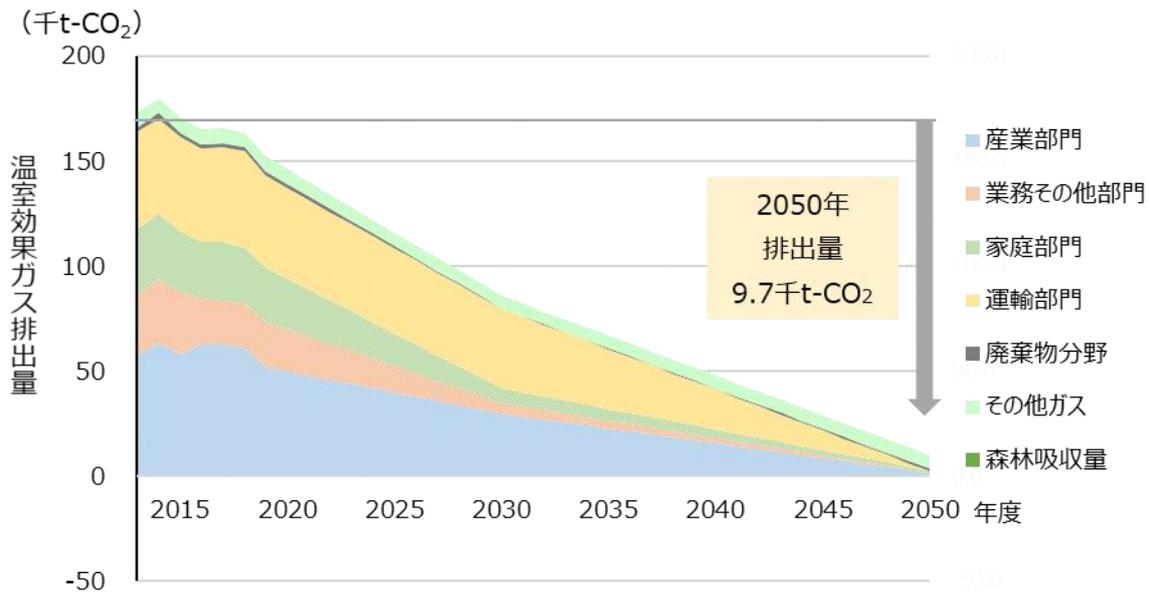


図 4-4 温室効果ガス排出量 (脱炭素シナリオ) の推移

3 温室効果ガス排出量の削減目標

1. 2030（令和12）年度の削減目標

脱炭素社会を実現するためには、省エネ対策や吸収源対策等の継続した取り組みに加え、さらなる削減努力が必要です。

2030(令和12)年度における温室効果ガス排出量の推計結果をもとに、国の「2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030(令和12)年度に温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」という目標と、福島県の「2030年度は基準年度(2013(平成25)年度)比で50%削減」という目標を踏まえ、本町においては、「2030(令和12)年度における温室効果ガス排出量を2013(令和25)年度比で50%削減」を目標として設定します。

温室効果ガス排出量の2030(令和12)年度の削減目標

2013（平成25）年度比50%減とする

2. 2050年の削減目標

本町においては、長期目標として、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロの「脱炭素社会」の実現を目標とします。

温室効果ガス排出量の削減に向けた対策に取り組み、かつ再生可能エネルギーを目標量導入した場合、2050年の温室効果ガスの排出量は、9.7千t-CO₂と推計されます。そのため、残存する温室効果ガス排出量については、森林吸収による削減や、暮らしや経済活動に必要なエネルギー源をCO₂を排出する石油や石炭、ガスなどの化石燃料から電力に置き換える「電化」を推進するなどの取り組みを進めていくこととします。

温室効果ガス排出量の2050年の削減目標

**温室効果ガス排出量実質ゼロの
「脱炭素社会」の実現**

4 再生可能エネルギー導入目標

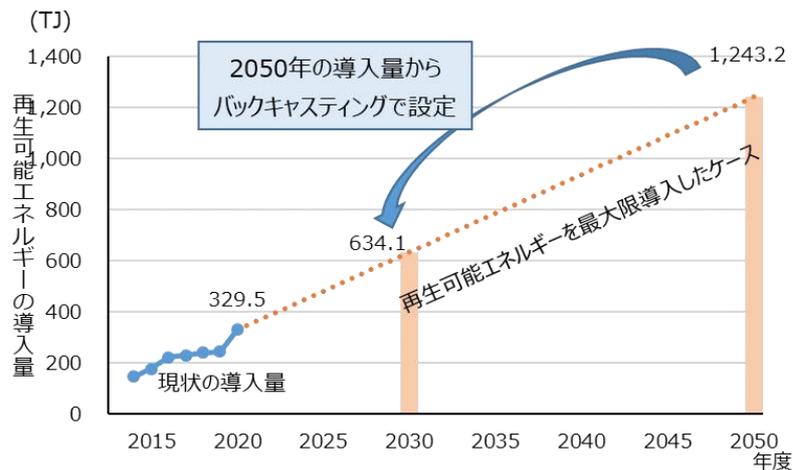
1. 再生可能エネルギーの導入目標の考え方

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルに対して最大限活用していただくことを踏まえ、再生可能エネルギー等の導入目標を設定します。

2. 再生可能エネルギー導入目標

本町の再生可能エネルギーポテンシャル、エネルギー使用量推計結果などを考慮し、町域全体の再生可能エネルギーの導入量に係る目標値を設定しました。

再生可能エネルギーとしては、太陽光発電の導入によるものを見込んでいます。2050年の電力需要量は、再生可能エネルギーで賄うことが可能です。そのため、2030年における再生可能エネルギー導入目標は、2050年における再生可能エネルギーを最大限導入した場合での導入量からバックキャストで設定し、634.1TJとします。



2030年度再生可能エネルギー導入目標

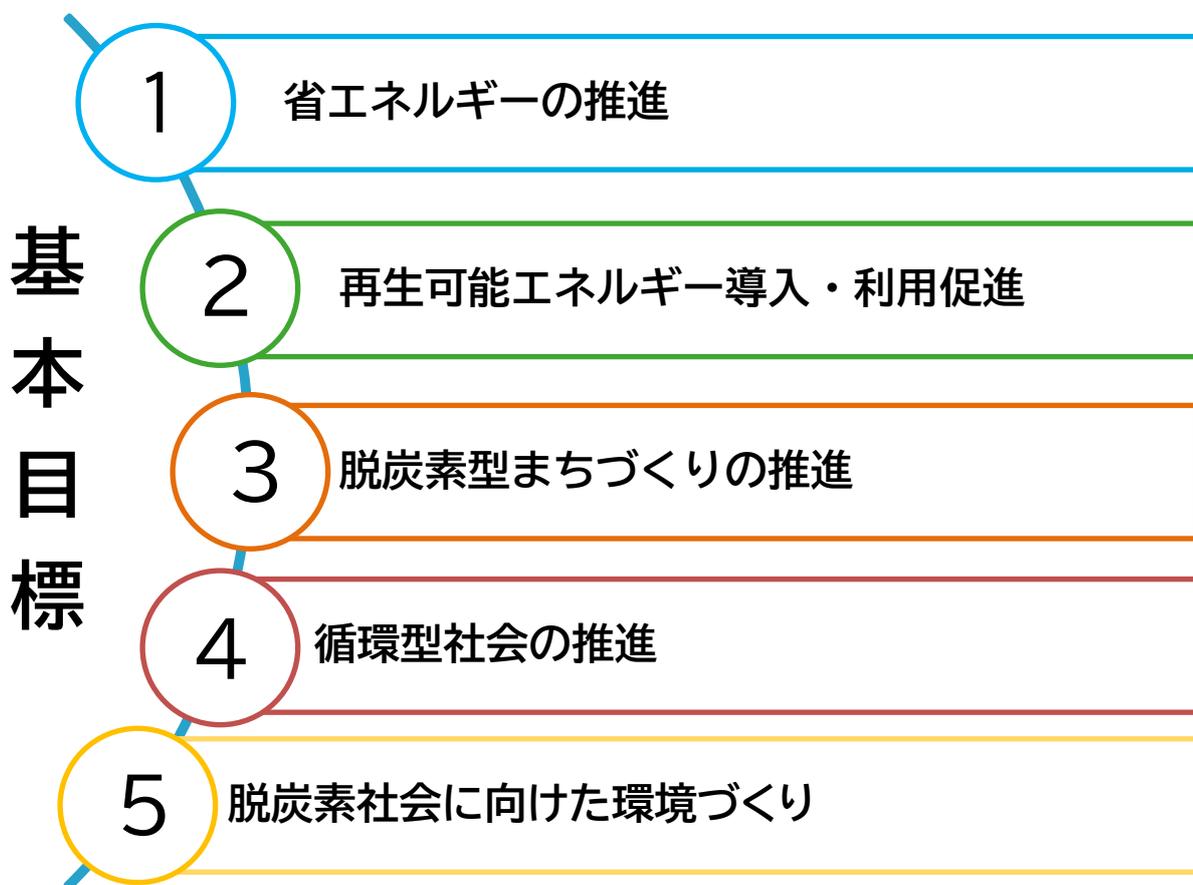
634.1TJ

**(発電電力量 176,138.9MW、設備容量 134.7MW)
の導入目標とする**

第5章 目標に向けた取り組み

1 基本目標

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標の分野別の現状を踏まえ、脱炭素社会に向けて、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に取り組むために、5つの基本目標を掲げ、具体的な取組を推進していきます。



2 施策体系

5つの基本方針に基づいて効果的に取り組みを進めていくために、基本方針ごとに主要施策を設定し、次のように体系づけます。

各種取り組みについては、町民・事業者・行政の協働により推進していきます。

基本方針	対象	施策
基本目標1 省エネルギー推進	町	省エネルギー機器等の導入推進
		省エネルギー建築の推進
		省エネルギー行動の普及
	町民	町民のライフスタイルの転換
		住宅の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進
	事業所	事業所における省エネルギー活動の促進
建築物の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進		
基本目標2 再生可能 エネルギー導入・ 利用促進	町	再生可能エネルギーの導入促進
		町有施設における再生可能エネルギーの利用
	町民	太陽光発電等の導入促進
		再生可能エネルギーの利用促進
	事業所	太陽光発電等の導入促進
		再生可能エネルギーの利用促進
基本目標3 脱炭素型 まちづくりの推進	町	環境にやさしい交通の推進
		エネルギーの地産地消及び防災力強化
	町民	環境にやさしい交通の推進
	事業所	環境にやさしい交通の推進
基本目標4 循環型社会の 推進	町	ごみの減量化・資源化の推進
	町民	ごみの減量化・資源化
		食品ロス対策
	事業所	ごみの減量化・資源化
		食品ロス対策
基本目標5 脱炭素社会に 向けた 環境づくり	町	環境教育・環境学習及び情報発信
		環境意識の啓発
		デジタル技術の活用による脱炭素化の推進
	町民	環境教育、環境活動への積極的参加
	事業所	環境教育、環境活動への取り組み
		デジタル技術の活用による脱炭素化の推進

3 目標達成に向けた具体的な取組

地球温暖化問題の解決には、一人ひとりが日々の生活において、それぞれの立場で暮らしや事業活動を見直すことが非常に重要です。

このため、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入・利用、脱炭素型のまちづくり、循環型社会の推進、ゼロカーボンに向けた環境づくりを基本目標に掲げ、環境問題を自分ごととして捉え、多様な主体と連携・協働するための取組を総合的に推進します。

さらに、家庭・学校・職場・地域など、あらゆる場において、環境学習等を実践する指導者等の育成・活用に取り組むとともに、若者や子どもたち等、次代を担う人材の育成を進め、問題解決に向けて行動する人づくりを進めていきます。

基本目標をもとに、温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けて、具体的な取り組みを推進していきます。また、合わせて持続可能な開発目標(SDGs)と基本目標及び基本施策の関連性を示します。

基本目標1 省エネルギーの推進



現状

脱炭素社会の実現に向けては、省エネルギー対策を徹底して進め、地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素の排出量を削減することが重要ですが、町民アンケート及び事業者アンケートの結果を見ると、家庭や事業所においても省エネルギー設備の導入率が低く、建物の省エネルギー化があまり進んでいません。

しかし、地球温暖化に関する関心は高く、できることは取り組んでいる傾向が見られました。また、取り組めていない行動に関しては、「手間がかかる」、「特に支障があると感じることはない」といった理由がありました。

課題

町有施設、家庭や事業者における省エネルギー設備の導入促進が課題となっています。そのため、省エネルギー機器の導入に関するメリット等の情報提供や導入支援、エネルギーの見える化等における省エネ意識向上の取り組みが必要です。

具体的な取り組み

●進行管理指標

指標	現状	目標
	2019年	2030年
町域のエネルギー消費量	1,470TJ	1,405TJ
家庭部門における一人当たりの温室効果ガス排出量	1,497kg-CO ₂	417kg-CO ₂

町の取組

1.省エネルギー機器等の導入推進

家庭や事業所における高効率機器・設備の導入支援及び情報提供等を行い、省エネルギー化の推進を図ります。

- ・ 省エネルギー機器導入に関する情報提供に努めます。
- ・ 省エネルギー機器の購入補助制度の拡充を検討します。
- ・ 事業所向け省エネ診断や Web 版うちエコ診断を推進します。
- ・ 町有施設における省エネルギー性能の高い機器の率先導入します。
- ・ 道路照明や公園照明等の LED 化を推進します。
- ・ 役場における IT の省エネ化(OA 機器の省エネ化等)及び IT による省エネ化（電子会議、電子入札の活用等）の推進します。

2.省エネルギー建築の推進

工場や事業所に対して ZEB 等の省エネルギー性能が高い建物を目指すよう普及啓発を行います。また、建築事業者等に対して、建築の際に省エネルギー建設に努めるよう働きかけます。

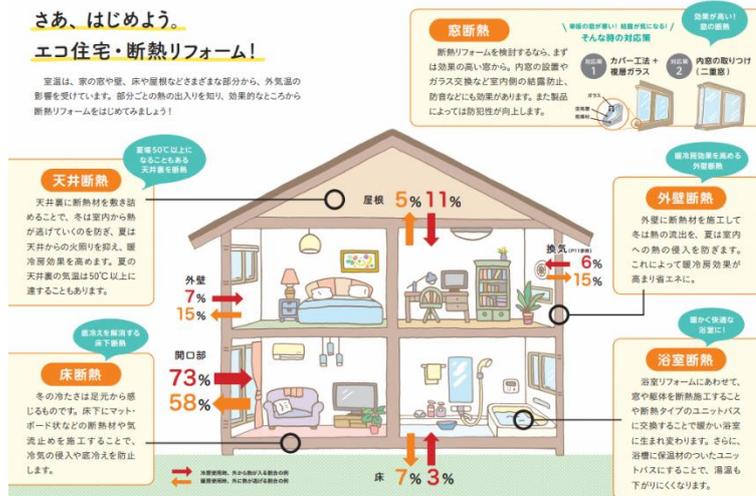
- ・ 住宅の ZEH 化やオフィスの ZEB 化、断熱リフォーム等情報提供に努めます。
- ・ ZEH・ZEB の普及啓発を図ります。
- ・ 町有施設の ZEB 化を推進します。

◆断熱リフォーム◆

天井・壁・床などの断熱施工や開口部の断熱施工（窓の交換、内窓設置、ガラスの交換など）をすることで、外気の温度を室内に伝えにくくするものです。

《断熱リフォームのメリット》

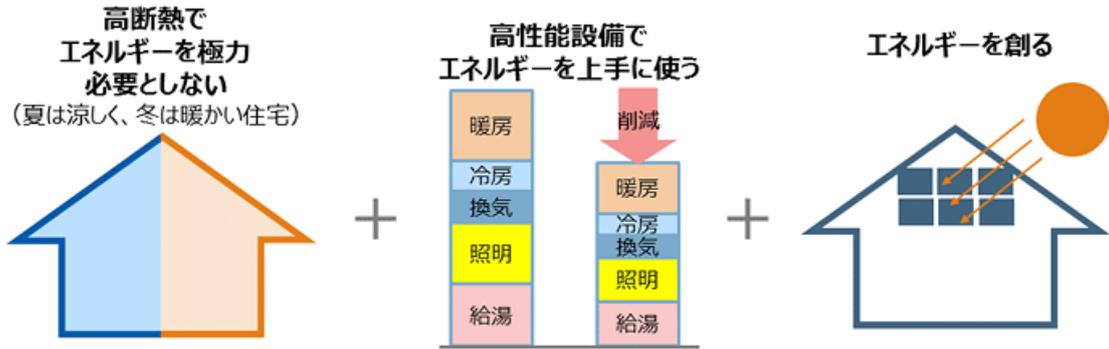
1. 1年中快適に過ごせる
2. 冷暖房費が抑制できる
3. ヒートショックのリスク軽減



出典：デコ活サイト（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動サイト）

◆◆ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）◆◆

ZEHとは、住宅の断熱性能や省エネ性能を向上し、さらに太陽光発電等で生活に必要なエネルギーをつくり出すことにより、年間の一次消費エネルギー量（空調・給湯・照明・換気）をおおむねゼロ以下にする住宅のことです。一般家庭や住宅メーカー等に建物の新築時や改築時に合わせた省エネ設備・機器の導入啓発等を促進し、普及を図っていきます。

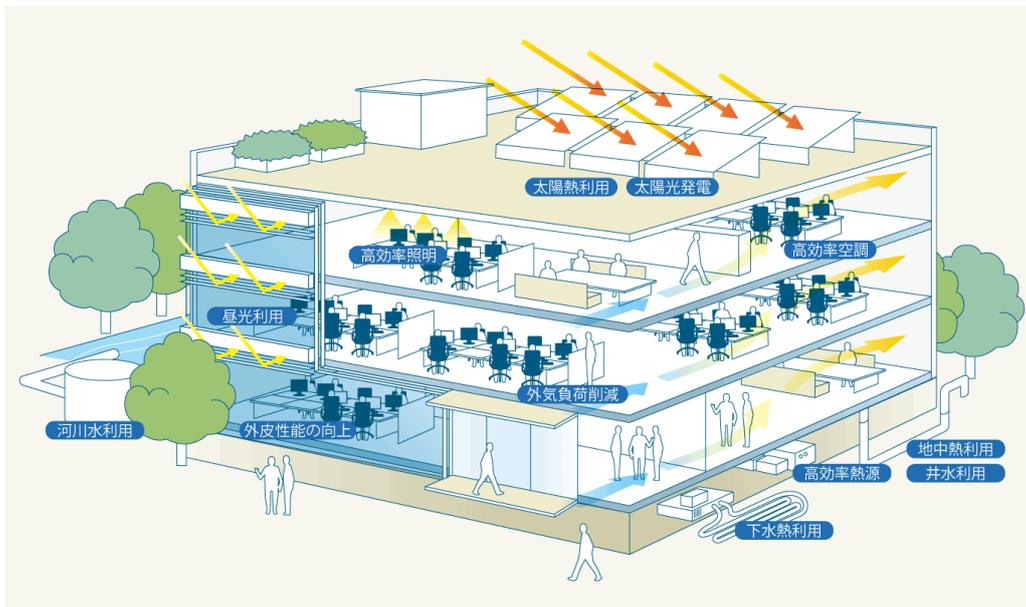


出典：資源エネルギー庁ホームページ 省エネポータルサイト

◆◆ZEB（ゼロ・エネルギー・ビル）◆◆

ZEBとは、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建築物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、「省エネルギー」によって使うエネルギーを減らし、「創エネルギー」によって使う分のエネルギーをつくることにより、一次エネルギー消費量（冷暖房、換気、給湯、照明設備に使用されるエネルギー消費量）を正味でゼロにすることができます。



出典：資源エネルギー庁ホームページ 省エネポータルサイト

3.省エネルギー行動の普及

日常生活や事業活動の中で取り組む省エネルギー行動について普及啓発を行い、町民・事業者の意識向上を図ります。

- ・ 省エネルギー行動による削減効果の周知啓発を図ります。
- ・ 町一丸となったデコ活アクションの積極的な実施をします。
- ・ 省エネポイント(エコポイント)化事業による省エネ機器の導入促進の検討をします。

◆◆デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民活動)◆◆

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民活動「デコ活」を展開中です。

政府は、新国民運動が浸透・定着し、国民の皆様が脱炭素につながる豊かな暮らしを実践できるよう、公募・選定を経て、令和5年7月13日に愛称が『デコ活』に決定しました。『デコ活』とは、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を意味する“活”を組み合わせた新しい言葉です。

デコ活アクション まずはここから

- デ 電気も省エネ 断熱住宅
- コ こだわる楽しさ エコグッズ
- カ 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ つながるオフィス テレワーク



出典：デコ活サイト(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動サイト)

◆◆省エネポイント(エコポイント)◆◆

省エネルギー性能に優れた物品やサービスの購入、電気やガスの使用量の削減、環境イベントへの参加等の省エネ行動に応じてポイントが付与される制度で、自治体や企業などが実施しています。集めたポイントはエコ商品(マイバッグ、ネッククーラー等)や特産品、商品券へ交換することができます。

町民の取組

1. 町民のライフスタイルの転換

地球温暖化対策は、地球にも家計にもやさしく、健康的なライフスタイルの実現にもつながるもので、無理や我慢を強いるものではありません。できることからはじめて、脱炭素型ライフスタイルへの転換を目指しましょう。

- ・ 日常における自発的な行動促進に向けて、「デコ活」への理解を深めます。
- ・ できることから始めるデコ活アクションを実施します。
- ・ 電気やガスのエネルギー使用量を把握し、省エネルギー活動を効果的に行うため、省エネルギーの可視化を検討します。
- ・ 人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費するという「エシカル消費」などを通じた、持続可能な社会の形成に貢献する消費者を目指します。

●省エネ・節電メニュー●

節電効果※
(削減率)

エアコン (冷房)	室内の冷やしすぎに注意し、無理のない範囲で室内温度を上げましょう。(右記の節電効果は室内温度を26℃から2℃上げた場合の数値)	5.4%
	目詰まりしたフィルターを清掃しましょう。	1.9%
	日中はすだれ、よしず、カーテンなどで窓から日差しを和らげましょう。	-
暖房	重ね着などをして、室温を下げましょう。(右記の節電効果はエアコンを使用時に室内温度を22℃から20℃に下げた場合の数値)	27%
	目詰まりしたフィルターを清掃しましょう。 (右記の節電効果はエアコンの場合の数値)	0.8%
	窓には厚手のカーテンを掛けましょう。(右記の節電効果はエアコンの場合の数値)	0.8%
	扇風機やサーキュレーターで部屋の上部の暖気を循環させましょう。	-
	外出・就寝時の15~30分前に暖房をオフしましょう。	-
	こたつ	使用時間を半分にしましょう。
	上掛けなどを活用し、暖気を逃さないようにしましょう。	-
電気カーペット	暖房面積を半分にしましょう。	0.9%
	電気カーペットの下に断熱マットを敷きましょう。	-
照明	リビング等の部屋の明るさを下げましょう。	2.5~1.5%
	不要な照明は消しましょう。	4.5~1.5%

※「節電効果」は点灯帯(19時頃)の家庭の電力使用量に対する節電効果の概要値です。地域・時間帯により節電効果は変動します。

出典：夏季の省エネ・節電メニュー ご家庭の皆様 経済産業省 資源エネルギー庁 令和5年6月
冬季の省エネ・節電メニュー ご家庭の皆様 経済産業省 資源エネルギー庁 令和5年10月

●省エネ・節電メニュー●

節電効果※
(削減率)

冷蔵庫	冷蔵庫の冷やしすぎを避け（強→中）、扉を開ける時間を減らし、食品を詰めすぎないようにしましょう。 ※食品の傷みにはご注意ください。	1.5～1.2%
	壁との間に適切な間隔を空けて設置しましょう。	-
	熱いものは冷ましてから冷蔵庫に入れましょう。	-
テレビ	省エネモードに設定して、画面の輝度を下げましょう。見ていない時は消しましょう。	2.0～1.0%
温水洗浄便座	温水のオフ機能、タイマー節約機能を利用しましょう。機能がない場合は便座保温・温水の設定温度を下げ、便座のふたを閉じましょう。使わないときはコンセントからプラグを抜きましょう。	0.3～0.2%
待機電力	リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切り、長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜きましょう。（テレビ、パソコン、プリンターなど）	0.5%
洗濯機	洗濯は容量の8割以上を目安にまとめて洗いましょう。	0.4～0.3%
乾燥機	衣類乾燥機（洗濯機の乾燥機能を含む）や浴室乾燥機は、部屋干し併用して使用時間を短くしましょう。	0.5～0.4%

※「節電効果」は点灯帯（19時頃）の家庭の電力使用量に対する節電効果の概要値です。地域・時間帯により節電効果は変動します。

●ガスの省エネメニュー●

省エネ効果※
(削減率)

給湯・ お風呂	お湯の出し過ぎに注意しましょう。シャワーの時間を短くすることも省エネに効果的です。 (右記の省エネ効果は、45℃の湯を流す時間を1分間短縮した場合の数値)	1.9%
	追い炊きが必要ないように、入浴は間隔を空けずに入りましょう。(右記の省エネ効果は、2時間の放置により4.5℃低下した湯(200l)を毎日追い炊きする場合の数値)	0.3%
調理	炎は鍋底からはみ出さないように、火力を調整しましょう。(右記省エネ効果は、1日3回、水1l(20℃程度)を沸騰させる時、強火から中火にした場合の数値)	0.3～0.3%
	お皿を洗うときの温度を下げましょう。(右記の数値は、洗う時の水の温度を2℃下げた場合の数値)	0.6%
	鍋に火をかけるときにはふたをしましょう。	-
	鍋の水滴はふき取ってからコンロに乗せましょう。	-

※省エネ効果は自立循環型住宅設計ガイドライン設定モデル住宅（一般モデル）を用いた東京での年間のガス消費量の推計値を元に算出した値です。地域・気候条件によって省エネ効果は変動します。

出典：夏季の省エネ・節電メニュー ご家庭の皆様 経済産業省 資源エネルギー庁 令和5年6月
冬季の省エネ・節電メニュー ご家庭の皆様 経済産業省 資源エネルギー庁 令和5年10月

2. 住宅の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入

省エネ家電への買い替えや、LED 照明への交換も節電・省エネに有効です。

また、新築住宅、増改築時等に際し、省エネルギーな建物とするよう心がけます。また、既存住宅を改修する場合、断熱化等の省エネリフォームで、より効果的な省エネルギー化を図ることができます。

- ・ 統一省エネラベルを参考にエネルギー利用効率が高い機器等を選んで購入します。
- ・ 新築住宅や増改築時は、ZEH 等の脱炭素住宅について検討します。
- ・ うちエコ診断を活用し、家庭の省エネ化に努めます。
- ・ エネルギーモニターや HEMS 等の導入を検討し、消費エネルギーの見える化によるエネルギー管理に努めます。
- ・ 既存住宅を改修する場合、断熱化等の省エネリフォームを検討します。

◆統一省エネラベル◆



省エネ法では、家電等の省エネ基準を定めています（トップランナー制度）。

この基準を達成しているかどうかの省エネ性能を、小売事業者等が分かりやすくラベル（統一省エネラベル等）で表示するものです。

出典：経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ

◆うちエコ診断◆

各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを実施することにより効果的に二酸化炭素排出量の削減・抑制を推進していくために環境省が行っている事業です。

「うちエコ診断 WEB サービス」なら、5分程度の簡単な診断が可能で、スマホやご自宅のパソコンなどインターネット上で、いつでも「うちエコ診断」ができます。



出典：環境省ホームページ

◆HEMS◆

HEMSとは、ホームエネルギーマネジメントシステム：Home Energy Management Systemの略です。家庭でのエネルギー使用状況を専用のモニターやパソコン、スマートフォン等で表示することにより、家庭における快適性や省エネルギーを支援するシステムで、空調や照明、家電製品等の最適な運用を促すものです。

事業所の取組

1. 事業所における省エネルギー活動

地球温暖化対策は、地球にも経済面にもやさしく、持続的なビジネススタイルの実現にもつながるもので、無理や我慢を強いるものではありません。以下のような取り組みを実践し、脱炭素型ビジネススタイルへの転換を目指しましょう。

- ・ クールビズやウォームビズを推進し、環境にやさしい空調運転に努めます。
- ・ ISO14001 やエコアクション 21 などの「環境マネジメントシステム」を通じて事業者が自ら積極的に環境に配慮した取り組みを進めます。
- ・ 効率的な業務推進による時間外労働の削減などの企業内での働き方の見直しによる、地球温暖化対策の推進を図ります。

2. 建築物の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入

照明やエアコンなどを更新する際は、高効率機器への切り替えも節電・省エネに有効です。

また、建物の新築時や改築時に合わせて ZEB 化の導入、または既存建築物の断熱改修により効果的な省エネルギー化を図ることができます。

- ・ 照明や空調などの更新の際には高効率機器への切り替えに努めます。
- ・ ESCO 事業や補助金などを活用し、省エネ設備の導入に努めます。
- ・ デマンド監視装置を導入し、警報発生時にはあらかじめ決めておいた節電対策を実施します。
- ・ ZEB 化を進め、エネルギーを効率的に使用します。
- ・ 既存住宅を改修する場合、断熱化等の省エネリフォームを検討します。

◇◆ESCO 事業◆◇

ESCO 事業とは、Energy Service Company の略称であり、省エネルギー化に必要な「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービスのことで

す。省エネルギー効果を ESCO 事業者が保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利・ESCO 事業の経費等が、すべて省エネルギー化による光熱費削減分でまかなわれるため、導入企業に新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の光熱水費削減分はすべて顧客の利益となるしくみです。

基本目標2 再生可能エネルギー導入・利用促進



現状

私たちの暮らしや産業を支えているエネルギーの大半が石油等の化石燃料です。化石燃料は燃焼時に二酸化炭素を多く排出しています。再生可能エネルギーの導入・活用を図り、化石燃料の消費量を減らしていくことは、脱炭素社会の実現に向け、必須の取り組みとなります。

本町における部門別二酸化炭素排出量は、産業部門が最も多く、電気及び石油の使用量が高くなっています。2050年の電力需要量分は、再生可能エネルギーで賄うことが可能です。

設備の導入が困難な場合、再生可能エネルギー比率の高い電力への電力メニューの変更が可能ですが、アンケート調査によると、電力会社や料金に対する不安の声が多く、利用率が低い結果となりました。

課題

本町の二酸化炭素排出量が最も多い産業部門において、エネルギー消費量の削減が必要です。また、アンケート調査によると太陽光発電設備の導入率は、町民で15%、事業者で21%と低く、導入促進が必要です。また、再エネ電力メニューへの切り替えについては、電力会社の選び方や手続きの仕方、導入メリット等に関する情報提供が必要です。

町有施設における建物の太陽光発電設備の導入が進んでおらず、積極的な導入で町全体の導入促進に努める必要があります。

また、福島県では再生可能エネルギー導入拡大の一環として水素利活用を推進しており、郡山市や福島市、浪江町等県内各地で定置式水素ステーションの整備や燃料電池バス(FCV)の導入が進められています。矢吹町においては、町内の水素関連企業で構成されるワーキンググループ「チームやぶき」が設立されていることから、水素利活用が進む県内市町村と連携した事業等、「チームやぶき」を起点とした水素利活用についての検討が必要です。

具体的な取組

●進行管理指標

指標	実績		目標	
	直近年度	実績値	目標年度	目標値
公共施設(土地含む)における再生可能エネルギーの設置箇所数(自家消費)	2023	2箇所	2030	7箇所
太陽光発電システム補助件数(累計)	2023	422件	2030	580件

町の取組

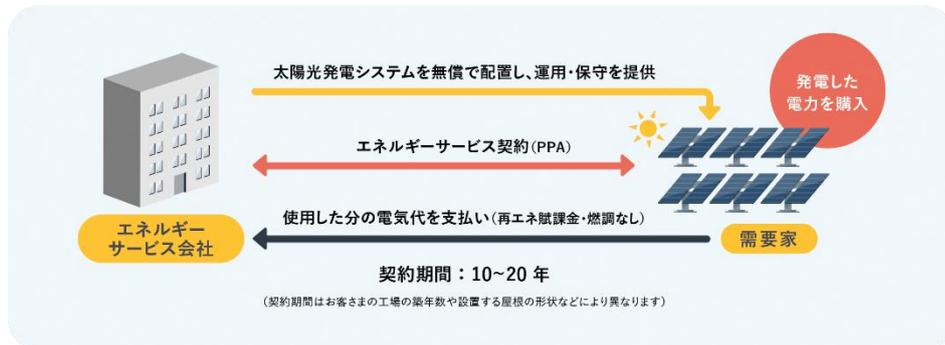
1.再生可能エネルギーの導入促進

家庭や事業所における再生可能エネルギー発電設備の導入・維持管理や ESCO 事業に関する情報提供、設備設置費用に対する補助等を行い、再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

- ・ 設備導入に関する情報提供に努めます。
- ・ 再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備等）、定置リチウムイオン蓄電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、産業用燃料電池システムなど
- ・ 設備導入費補助制度の充実を検討します。
- ・ 導入による優遇措置の検討をします。
- ・ 個人向け・事業向け PPA の紹介をします。
- ・ 再エネ電力メニューの情報提供に努めます。
- ・ ソーラーシェアリングの普及啓発、町内外への情報発信をします。
- ・ 再生可能エネルギー及び水素関連産業に取り組むワーキンググループである「チームやぶき」、国及び県と協力し、水素エネルギーの利活用を推進します。

◆◆PPA(Power Purchase Agreement)◆◆

PPA とは、電力販売契約という意味で、第三者モデルともよばれています。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電力を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と CO₂ 排出の削減ができます。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となりますので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できます。



出典：環境省ホームページ 再エネスタート

2. 町有施設における再生可能エネルギーの利用

町有施設における率先導入による、家庭や事業所への同様の取り組みを推進するための普及啓発を行います。

- ・ 町有施設にて、再生可能エネルギー比率の高い電力への切り替えをします。
- ・ 避難所や公園への再生可能エネルギーの導入に努めます。

◇◆ソーラーシェアリング◇◆

ソーラーシェアリングとは、農地の上に背の高い架台と太陽光パネルを設置して行う太陽光発電のことです。

太陽光パネルを一定の間隔をあけて設置することで、作物に必要な日射を確保し営農への影響を極力小さくしながら、一つの土地で農業と発電事業を両立することができます。

農地を守りながら農業収入を得ることに加え、発電した電気も電力会社に売ることによって売電収入を得る新しい農業の形です。



出典：農林水産省ホームページ 営農型太陽光発電について

◇◆チームやぶき◇◆

「チームやぶき」は、脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーおよび水素関連に取り組む企業へ確かなものづくりの視点からサポートをする企業チームです。

福島県再生可能エネルギー関連産業研究会長より「水素関連産業新規参入ワーキンググループ」の設立申請承認を賜り、令和4年5月31日にキックオフミーティングにて立上げ宣言を行い、チーム及びサポーターの結束を高めると共に積極的な活動を開始致しました。



出典：矢吹町ホームページ チームやぶきワーキンググループのご紹介

町民の取組

1. 太陽光発電等の導入

町内では、戸建て住宅が多く、太陽光発電設備や家庭用燃料電池システム(エネファーム)などの導入が有効です。

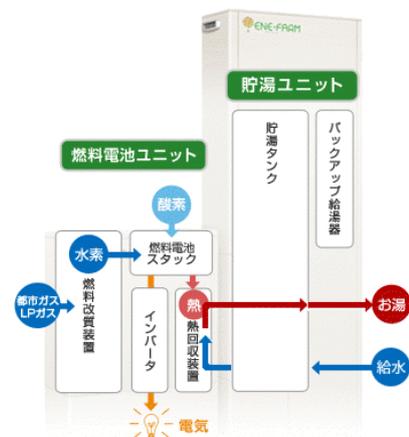
- ・ 住宅への太陽光発電設備、家庭用燃料電池システム(エネファーム)などの導入を検討します。
- ・ 遊休地やカーポートへの太陽光発電設備の導入を検討します。
- ・ 住宅を新築する時は、ZEHを検討します。

◇◆家庭用燃料電池「エネファーム」◆◇

エネファームとは、「エネルギー」と「ファーム農場」の造語です。都市ガスやLPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させ、電気をつくり出します。さらに、発電の際に発生する熱を捨てずにお湯をつくり給湯に利用。エネルギーをフルに活用するシステムです。

「エネファーム」に太陽光発電をプラスすれば、より効率的な発電システムが誕生します。

「エネファーム」が作り出す電気とお湯に、降り注ぐ太陽の光がつくる電気。電気の使用量に余裕が生まれるのに加え、CO₂排出量もさらに削減することができます。



●システム統合のイメージ



●発電の原理



出典：一般社団法人 燃料電池普及促進協会ホームページ

2. 再生可能エネルギーの利用

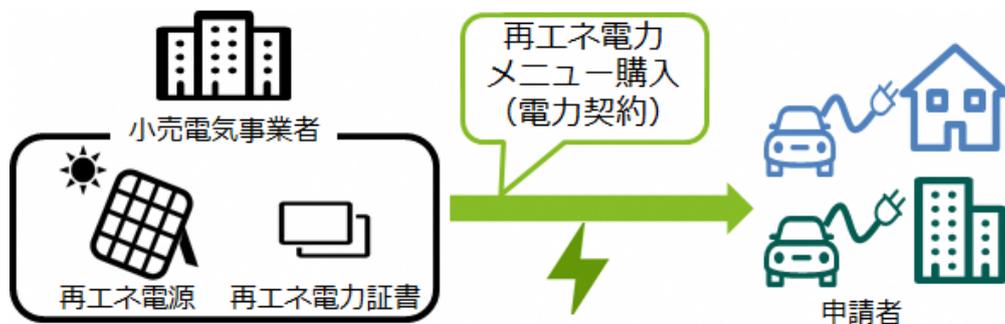
太陽光発電システムや蓄電池等の設置が困難な場合でも、設置以外の方法による CO₂ 排出量を抑制する方法があります。

- ・ 再生可能エネルギーによる温室効果ガス排出量の少ない電力への切り替えを検討し、温室効果ガス排出量の少ないエネルギーへの転換に努めます。

◇◆再エネ電力メニュー◆◇

発電設備を設置しなくとも、小売電気事業者が提供する再エネ電気プランを選ぶことで、再生可能エネルギー由来の電気に切り替えることができます。

再生可能エネルギー100%のプランであれば、二酸化炭素排出量実質ゼロの電気になります。なお、再エネプランには、100%以外にも様々な割合のものがあります。



出典：環境省ホームページ

事業所の取組

1. 太陽光発電等の導入

- ・ 太陽光発電や太陽熱温水器などの再生可能エネルギー機器の導入を検討します。
- ・ 蓄電池の導入及びピークカットによる電力消費の抑制に努めます。
- ・ 工場からの廃熱を利用した発電や熱融通などを検討します。
- ・ PPA など、再生可能エネルギーの導入を促進する事業を検討します。

2. 再生可能エネルギーの利用

- ・ 温室効果ガス排出量の少ない電力や再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを検討します。
- ・ 温室効果ガス排出量の少ない燃料への転換に努めます。

基本目標3 脱炭素型まちづくりの推進



現状

本町において、自動車は日常生活の中で必要不可欠な移動手段となっています。その一方で、家庭や事業者が利用する自動車から排出される温室効果ガスは、地球環境に大きな影響を与えているため、環境にやさしい交通手段の選択や、電気自動車等の次世代自動車の導入に取り組む必要があります。また、東北自動車道やあぶくま高原道路、国道4号線や主要地方道4本が集結しており、町外からの自動車も多く利用していることから、充電インフラの整備による経済効果及び次世代自動車の普及への波及効果が高いと考えられます。

また、本町は太陽光発電設備が多く導入されていますが、その多くは東北電力等に売電されており、地域のエネルギー資源及びエネルギー代金が流出しています。また、矢吹町の基幹産業である農業の担い手の減少、高齢化が深刻な状況です。

現在町外に流出している約 31 億円のエネルギー代金を内部経済循環するためにも、町内のエネルギーを最大限利用することが必要です。

課題

本町における二酸化炭素排出量は、産業部門について運輸部門が多く、自動車からの排出量がほとんどであり、次世代自動車の導入や公共交通機関の利用促進が必要です。町民及び事業者アンケートにおいて、自動車の保有率は大変高いものの、次世代自動車の導入割合は低いのが現状です。次世代自動車の導入にあたっては、EV ステーション、定置式水素ステーションの設置による充電インフラ整備が必要となります。

また、町外に流出している約 31 億円のエネルギー代金を内部経済循環するためにも、町内のエネルギー及び地域資源を活用した地域経済・産業振興に向けた活動や地域農業の継続・競争力のある農業への転換が課題となっています。

具体的な取組

●進行管理指標

指標	実績		目標	
	直近年度	実績値	目標年度	目標値
EV スタンドの設置基数	2022	3 基	2030	6 基
町民 1 人あたりの町内バス利用回数 (=年間の町運営公共交通利用回数/人口総数)	2023	0.11 回/年	2030	2.20 回/年

町の取組

1.環境にやさしい交通の推進

本町は移動手段として自動車への依存度が大変高いため、次世代自動車の導入促進や公共交通機関等への移動手段の転換への取り組みに努めます。

■次世代自動車の普及

- ・ 次世代自動車に関する導入費補助制度を検討します。
- ・ EVステーション及び水素ステーションの導入を促進します。
- ・ 公用車の次世代自動車への入れ替えを検討します。

■エコドライブの推進

- ・ エコドライブや車両の適切な整備・点検に関する啓発活動を行います。

■公共交通機関の利便性向上

- ・ コミュニティバスのEV化及びデマンドバスへの切り替えを検討します。
- ・ 公共交通機関のICカードやMaaSなどの導入を検討し、利便性を高めます。
- ・ 歩道や自転車道、駐輪場を適切に整備します。

※MaaS:「Mobility as a Service」の略で従来の交通手段・サービスに自動運転やAIなどのさまざまなテクノロジーを掛け合わせた、次世代の交通サービスのこと。

2.エネルギーの地産地消及び防災力強化

本町における再生可能エネルギーと蓄電池の普及促進や地域新電力会社への切り替え、PPAの普及に取り組むことで再生可能エネルギーの地産地消を促進していきます。また、避難所等を中心に再生可能エネルギーと蓄電池の一体的な導入を進めることで、防災力の強化にもつなげていきます。

■地域新電力の設立

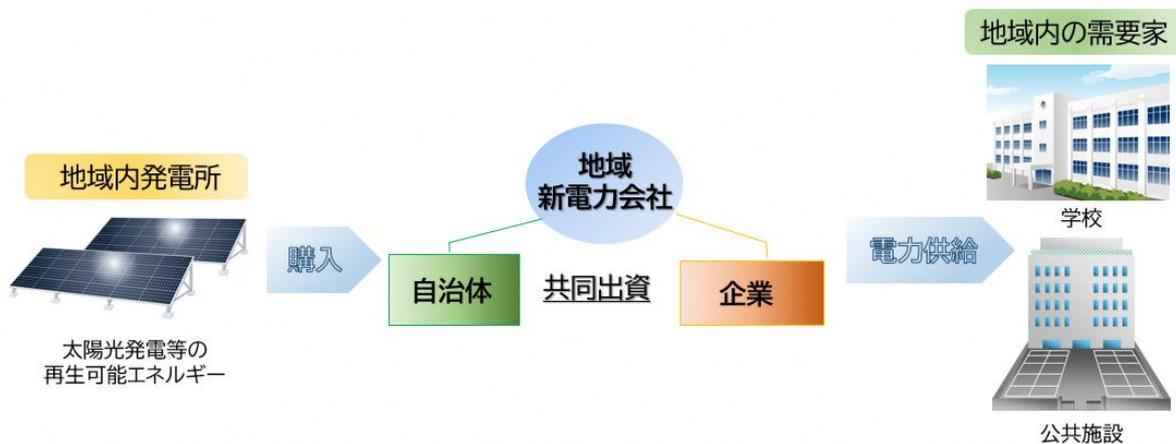
- ・ 町内で発電された再生可能エネルギーを最大限活用し、地域新電力の設立を検討します。

◇◆地域新電力◆◇

地域内の発電電力を最大限に活用し、主に地域内の公共施設や事業者、家庭に電力を供給する小売電気事業者を「地域新電力」といい、そのなかで、特に自治体が出資するものを「自治体新電力」といいます。

地域で作った電気や熱を地域内で消費するエネルギーの地産地消は、これまでエネルギー代金として地域外に出ていたお金が地域内で循環することにつながり、地球温暖化対策だけでなく、地域の雇用確保など経済的な効果も期待されます。

地域新電力は、PPAモデル、ESCO事業、地域マイクログリッド※の運営の主体として活躍することが考えられ、国の補助事業を有効活用して蓄電池を導入するなど、公共施設のエネルギーマネジメントに取組を発展させることも可能です。



図：地域新電力事業スキーム

※地域マイクログリッド：限られたコミュニティの中で、太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギーで電気をつくり、蓄電池などで電力量をコントロールし、当該コミュニティ内の電力供給をまかなうことのできる、エネルギーの地産地消ができるシステムのこと。

■エネルギーの地産地消

- ・ FIT 制度終了後の継続的活用のための電力連携の検討をします。
- ・ 町内の再生可能エネルギー由来の電気を町内で消費する仕組みづくりに努めます。

◇◆FIT 制度（固定価格買取制度）◆◇

FIT 制度とは、太陽光発電などの再生可能エネルギーで作られた電力を国が定めた価格で電力会社などが一定期間買い取るという支援制度のことです。

住宅用太陽光発電の余剰電力は、固定価格での買取期間が 10 年間と定められていることから、2009 年 11 月に開始した余剰電力買取制度の適用を受けた方については、2019 年 11 月以降、10 年間の買取期間を順次満了していくことになります。

買取期間の満了後の選択肢としては、電気自動車や蓄電池・エコキュートなどと組み合わせて自家消費をする方法と小売電気事業者などに対し、相対・自由契約で余剰電力を売電する方法があります。

電気自動車や蓄電池・
エコキュートなどと組み合わせて自家消費



小売電気事業者などに対し、
相対・自由契約で余剰電力を売電



出典：資源エネルギー庁ホームページ どうする？ソーラー

■防災力強化

- ・ 公共施設や避難所、防災拠点が集積する拠点を中心に、太陽光発電設備と蓄電池の一体的な導入や非常用電源としての水素エネルギーを活用した燃料電池の設置を検討します。
- ・ 公用車の電気自動車や燃料電池自動車を災害時に避難所に配置し、非常用電源としての活用の検討を推進します。

■地域振興事業の立ち上げ

本町の基幹産業である農業は担い手の減少、高齢化が深刻であり、地域農業の継続・競争力のある農業への転換が課題となっています。

エネルギー及び地域資源を活用した地域経済・産業振興に向けて、卒 FIT 電力を電源とした地域新電力、地元野菜等の販売を中心とした農商工連携による 6 次産業化・地産地消や地域商社等の事業を、将来的に立ち上げを目指す計画として検討します。

町民の取組

1. 環境にやさしい交通

自家用車の所有率が高く、移動手段として車が欠かせないため、次世代自動車の導入や移動手段の転換に努めます。

- ・ 自家用車購入の際は、次世代自動車の導入を検討します。
- ・ 自動車を運転するときは、エコドライブに努めます。
- ・ 自動車は定期的に点検を行い、適正な状態での運転を心がけます。
- ・ 近距離の移動の際には、自転車の利用や徒歩、コミュニティバス等の公共交通機関での移動に努めます。

◇◆エコドライブ◆◇

エコドライブとは、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心がけ”です。

【エコドライブ10のすすめ】

1. ふんわりアクセル「eスタート」
2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
3. 減速時は早めにアクセルを離そう
4. エアコンの使用は適切に
5. ムダなアイドリングはやめよう
6. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
7. タイヤの空気圧から始める点検・整備
8. 不要な荷物はおろそう
9. 走行の妨げとなる駐車はやめよう
10. 自分の燃費を把握しよう

ECO
DRIVER.

これからの、マナー。

出典：環境省ホームページ

事業所の取組

1. 環境にやさしい交通

- ・ 社用车購入の際は、次世代自動車の導入を検討します。
- ・ 車両点検（空気圧・オイルなど）を適切に行います。
- ・ 近距離の移動の際には、自転車の利用や徒歩での移動に努めます。
- ・ エコドライブに努めます。

◇◆矢吹町コミュニティバス◆◇

矢吹町では、町内における公共交通の活性化と町民のみなさんにとって利便性が高く、効率的な公共交通体系づくりを目的として、令和4年12月1日より各地域と公共施設・商業施設をつなぐ「矢吹町コミュニティバス」の実証実験運行を行っております。

「行きはバス、帰りはタクシー」のように、組み合わせのご利用も可能です。公共施設への移動やお買い物などに、みなさんの生活の一部としてぜひご活用ください！

以前のバス

これからのバス!

YASUKI COMMUNITY BUS

矢吹町コミュニティバス

利便性向上のため
**コンパクトな車体に
変わります!**

★
やぶきじくん
が目印です!

★
どうぞご利用下さい!
乗車料金無料!

—
お子様からご高齢の方まで
**どなたでもご乗車
いただけます!**

—
最寄りのバス停をご確認下さい。
登録・予約不要!

運行日: 火・水・木・金曜日

時刻表は、裏面または町ホームページを
ご覧ください。 **矢吹町ホームページ**

より身近に! 便利に! 「矢吹町コミュニティバス」についてのご意見、
ご要望、お気づきの点がありましたら、
みなさまの声を
お聞かせください!

QRコードを読み込んで
アンケートフォームへ!

基本目標4 循環型社会の推進



現状

ごみを減量化するとともにごみの分別を徹底するなど、ごみの排出量抑制や再利用・再資源化を推進する循環型社会の形成が、ごみの焼却処理による温室効果ガス排出量の削減につながります。

また、一般廃棄物に含まれるプラスチックの焼却による排出が、廃棄物部門における二酸化炭素排出量の大部分を占めており、プラスチックごみの削減に向けた取り組みが重要となります。

本町における1日1人あたりのごみの排出量は、2013(平成25)年度と比較して増加傾向にあり、資源ごみのリサイクル率は全国平均(20.6%)と比較して11.6%と低く、ごみの減量化、資源化の推進が必要です。

課題

町民アンケートや矢吹町の地球温暖化を考えるワークショップにおいても、ごみについての取り組みに対する関心が高く、ごみの減量化やリサイクルに重点的に取り組んでいく必要があります。また、ごみ排出量の削減及びリサイクル率の向上に向けて、家庭における生ごみ処理やごみの資源化の推進、プラスチックごみや食品ロスの削減に向けた取り組みの推進が必要です。そのためには、ごみ減量化や資源化に関する情報発信が必要です。

具体的な取り組み

●進行管理指標

指標	実績		目標	
	直近年度	実績値	目標年度	目標値
1人1日あたりのごみの排出量	2021	539g/人日	2030	455g/人日
町内のリサイクル率	2021	12.2%	2030	15%

町の取組

1.ごみの減量化・資源化の推進

本町は、自然環境にやさしい「循環型社会」の形成を目指して、「矢吹町ごみ減量化推進計画」を策定しています。使い捨ての消費スタイルよりも、「モノ」を大切にするライフスタイルに移行しなければなりません。また、ごみの分別・リユース等が重要であるという価値観を浸透させ、町民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルを実践して、ごみの減量化により一層取り組むことが必要です。

■ごみの減量化

- ・ 3R活動等ごみに関する啓発活動を実施します。
- ・ ごみの資源化・減量化の積極的な情報提供に努めます。
- ・ リサイクルを促進し、資源の循環利用を図ります。
- ・ 家庭から出る生ごみの減量化や再利用の推進をします。
- ・ 生ごみ処理機等の購入補助制度の拡充を検討します。
- ・ 資源ごみの回収に伴い交付している資源回収奨励金の交付事業を実施します。
- ・ 資源物回収ステーション事業や資源物回収コンテナ貸出事業を実施します。

◆◆3R◆◆

「3R」とは、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の総称である「3R」の活動のことです。

Reduce（リデュース：発生抑制）：製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること

Reuse（リユース：再使用）：使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること

Recycle（リサイクル：再生利用）：廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること

■プラスチックの削減

- ・ プラスチックごみの排出抑制・リサイクルを促進します。
- ・ ペットボトルキャップの回収ボックスを設置し、町民からキャップを回収することで、回収事業者を通じて発展途上国の子供たちにワクチンを届ける活動を支援します。
- ・ 指定ごみ袋のバイオマスプラスチックへの導入を検討します。

■食品ロス対策

- ・ 食品ロスの削減に向けた情報提供に努めます。
- ・ 福島県で推進している食品ロス削減のための「もったいない！食べ残しゼロ推進運動」を推進します。

◆◆食品ロス◆◆

本来は食べられるのに捨てられてしまう食品を「食品ロス」といいます。食品ロスは買いすぎた食材の消費期限切れや、料理の食べ残しなどから発生しています。2020（令和2）年度の日本の食品ロス量は約 522 万トンと推計され、国民 1 人あたり年間約 41kg、1 日あたり約 113g（お茶碗 1 杯分のご飯の量に近い量）になります。

食べられる食品が無駄になっていることに加え、食品の生産・製造・運搬などに使われるエネルギーが無駄に消費されることになり、食品ロス対策は食糧問題及び環境負荷の両面で重要な課題となっています。

福島県では「もったいない！食べ残しゼロ推進運動」を進めています。「食べ残しゼロ協賛店・事業所」の認定を受けた飲食店、宿泊施設、食料品小売店等の認定店は、県内で 602 店舗となっております（令和5年10月18日現在）。



全てに感謝！ 食べ残しゼロ

福島県は、食品ロス削減に向けた取り組みの一環として、県民の食生活の改善を促すための「もったいない！食べ残しゼロ推進運動」を推進しています。この運動は、県民一人ひとりが「もったいない！食べ残しゼロ」を心がけ、食品ロスの削減に貢献することを目的としています。また、県民一人ひとりが「もったいない！食べ残しゼロ」を心がけ、食品ロスの削減に貢献することを目的としています。



もったいない！食べ残しゼロ推進運動
福島県

出典：福島県ホームページ

町民の取組

1. ごみの減量化・資源化

「もったいない」意識をもったライフスタイルを心掛け、可能な限り分別し、また、生ごみの水切りを行うなど、ごみの減量化・資源化に努めます。

- ・ 再資源化された商品の購入に努めます。
- ・ 必要なものを必要な量だけ購入するように努めます。
- ・ マイボトル・マイバッグの活用をします。
- ・ バイオマスプラスチック製品の購入等に努めます。
- ・ 再生紙などの再生製品、エコマーク商品やグリーンマーク商品など、環境への負荷の少ない製品や繰り返し使用できるリターナブル製品などを積極的に利用します。
- ・ リサイクルショップやフリーマーケットなどを上手に活用し、不用品を有効利用します。

◇◆プラスチック製容器包装リサイクルの流れ◇◆



出典：日本容器包装リサイクル協会ウェブサイト

2. 食品ロス対策

食品を購入する際の「てまえどり」や飲食時の食べきりなどを心掛け、家庭における食べ残し対策を積極的に実施します。

- ・ 食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めます。
- ・ 必要以上に買わない、作らないなどの工夫をします。
- ・ 冷蔵庫の食材を上手に使い、買いすぎ・作りすぎ・食べ残しをしないよう努めます。
- ・ 家庭から出る生ごみについては、水切りの徹底をし、また、生ごみ処理機等による減量化や再利用に努めます。

事業所の取組

1. ごみの減量化・資源化

- ・ 廃棄物の排出量削減やリサイクルに努めます。
- ・ 事業所内に「リサイクルボックス」の設置を検討します。
- ・ ごみの分別を積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めます。
- ・ 建設廃材や食品廃棄物など、廃棄物系バイオマスの利活用を検討します。
- ・ 事業系一般廃棄物の適正処分と資源化に努めます。
- ・ プラスチックごみの発生抑制に対する取組を行います。
- ・ リサイクル製品などの積極的なグリーン購入に努めます。
- ・ 廃棄物に関する研修会や勉強会の開催による普及啓発に努めます。

2. 食品ロス対策

- ・ 食品ロス削減のための「もったいない！食べ残しゼロ推進運動」の取組を推進し、食品ロスの低減を図ります。
- ・ 事業活動を通じて発生する食品ロスの削減やフードドライブの実施・協力を努めます。
- ・ 食品ロス削減のため、「小盛りメニューの導入」や宴会等における食べきりの呼びかけなど、食べきりの促進に向けた取り組みを実践します。

◆◆フードドライブ◆◆

フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。

基本目標5 脱炭素社会に向けた環境づくり



現状

脱炭素社会の実現には町民・事業者・町が一丸となって、主体的に取り組んでいくことが重要です。次世代を担う若年層を中心とした町民や事業者が、地球温暖化をはじめとする環境問題に対して関心を持ち、日々の生活や事業活動において環境保全に積極的に取り組めるよう、環境活動への参加促進、環境学習の実施などの取り組みを充実させる必要があります。そのための環境教育を充実させ、環境活動に取り組む機会づくりや人材育成を図ります。

課題

町の取り組みについては、広報、町のホームページ、SNS 等様々な媒体で発信しているものの、アンケート調査の結果によると、「町の取り組みについてもっと情報を発信してほしい」という意見が数多く挙げられました。単に情報を発信するだけでなく、町民が見たくなるような情報の提供方法や多様化したツールを利用した情報発信が必要です。また、町内だけでなく、町外の方へ向けた町のPRも重要であり、伝えたい相手に合わせた発信方法を検討する必要があります。

また、環境保全に関する地域イベントが少ないのが現状で、矢吹町の地球温暖化を考えるワークショップでは、「リーダーとなるような知識を持っている方が多く、企業や大学等とのつながりを活用して、イベントを通じた環境保全活動ができる」という意見もあり、積極的な環境活動の開催が望まれています。

また、小中学校の児童、生徒への環境学習を推進するとともに、学校を発信源として家庭や地域への環境配慮の取り組みを広げる必要があります。

具体的な取組

●進行管理指標

指標	実績		目標	
	直近年度	実績値	目標年度	目標値
広報や SNS 等を活用した環境保全に関する情報提供回数	-	-	2030	4 回/年
環境保全に関するイベント開催	2023	1 回/年	2030	3 回/年

町の取組

1.環境教育・環境学習及び情報発信

脱炭素社会の実現に必要な不可欠な町民・事業者・行政の各主体の意識醸成に向けた環境教育を実施します。環境省が推進している「脱炭素につながる将来の豊かな暮らしを創る国民運動」の普及・啓発、デジタル技術を活用した環境講座等を実施し、情報提供や環境意識の向上を図ります。

また、町民や事業者同士が情報交換する機会や組織の創出・整備等を行い、協働・連携を支援します。

町内の小中学校の児童、生徒への環境学習を推進するとともに、学校を発信源として家庭や地域への環境配慮の取り組みを広げます。

- ・ 広報や SNS 等を活用して、省エネルギー行動による削減効果の周知をします。
- ・ 家庭における温暖化対策の具体的な行動推進に対する環境情報の提供と情報収集をします。
- ・ 学校等を通じて「家庭での環境保全活動の推進」を目的とした学習を推進します。
- ・ 職場や地域等における環境学習の推進に対する環境情報の提供や職場等での実践を推進します。
- ・ 子どもから高齢者まで、各世代に応じた教育や環境学習の機会の提供に努めます。
- ・ 事業者及びチームやぶきと連携し、環境保全イベントの開催や工場見学等を通じた環境学習の機会の提供に努めます。

2.環境意識の啓発

- ・ 食材の地産地消の推奨をします。
- ・ 学校給食や事業所の食堂等において、町内で収穫された農産物を地元で積極的に利用する地産地消を推進します。
- ・ 子どもたちや家庭・事業所内でフードマイレージの考え方についての理解を深めるような環境づくりをします。
- ・ 大池公園や KOKOTTO などの施設を活用した環境保全に関する地域イベントの開催を推進します。
- ・ チームやぶきや町内の企業と協力して、環境意識向上及び環境学習の機会の提供に努めます。

※フードマイレージ:食料を輸送する際の重量と距離を掛け合わせたもので、おおよその「CO2 排出量を推測する一つの指標」です。

3. デジタル技術の活用による脱炭素化の推進

ゼロカーボンの実現に向けては、DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進することも重要です。DX は、エネルギーの効率的な利用や業務の効率化等によるエネルギーや資源の使用削減につながります。

- ・ 電子申請サービスなどの行政手続きや業務のデジタル化を図ります。
- ・ 業務のデジタル化にあわせてセキュリティ対策の徹底を行います。

町民の取組

1. 環境教育、環境保全活動への積極的参加

- ・ 環境保全活動を目的とした学習に積極的に参加します。
- ・ 地域イベントなどに積極的な参加をして、知識を深めます。
- ・ 行政手続きにおける電子申請の利用に努めます。

事業所の取組

1. 環境教育、環境保全活動への取り組み

- ・ 子どもから高齢者まで、各世代に応じた教育や環境学習の機会を提供することを推進します。
- ・ 職場における環境学習の推進に対する環境情報の提供や職場での環境保全活動の実施を推進します。
- ・ 地域イベントなどに積極的な参加をして、知識を深めます。

2. デジタル技術の活用による脱炭素化

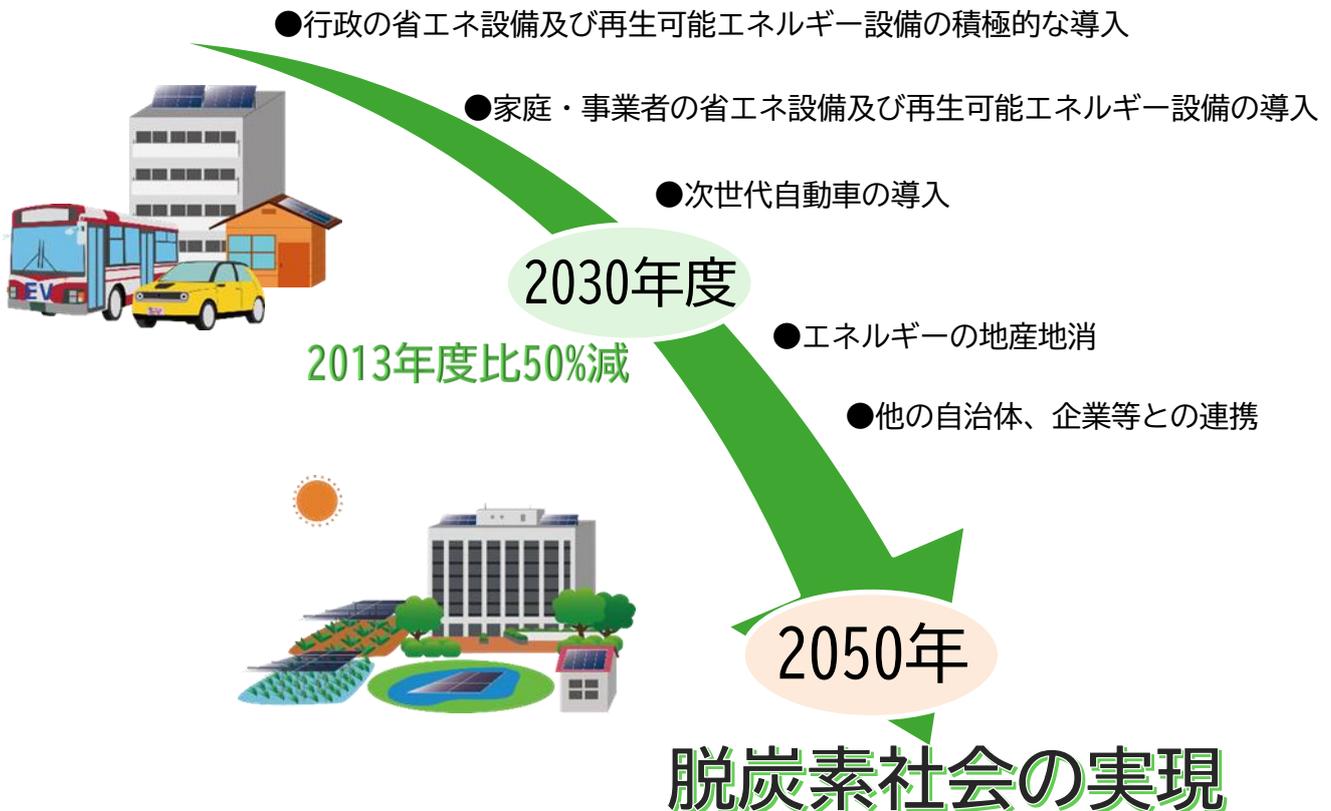
- ・ テレワークや Web 会議の活用など、エネルギー消費の少ない働き方や事業活動に努めます。
- ・ 事業における DX 化に関する情報収集を行い、積極的な導入を検討します。

4 将来ビジョン

2050年の「脱炭素社会」の実現に向けた視点は以下のとおりです。

脱炭素社会の実現に向けた町の目指す姿

- 町民の意識改革や行動変容が進み、一人ひとりが自発的に脱炭素化に取り組んでいる社会が実現しています。
- あらゆる場面で、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用が実現しています。
- 次世代自動車の普及により環境にやさしいまちづくりが進んでいます。
- 循環型社会が浸透し、持続的に発展する社会が実現しています。



～2050年の矢吹町～





《資源》

- ・「モノ」を大切にするライフスタイルが定着しており、町民一人ひとりが3R活動を実践しています。
- ・バイオプラスチック等の環境にやさしい素材や商品が一般的になり、再資源化や環境負荷の低減が進んでいます。

《交通》

- ・家庭や企業において電気自動車が普及するとともに、コミュニティバス等の公共交通も電動化が進んでいます。
- ・最適化した公共交通機関等を利用して、温室効果ガスの排出が少なく、行政・商業地区等に不便なくアクセスできます。

第6章 促進区域

1 促進区域について

2030(令和12)年度の温室効果ガス削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域の再生可能エネルギーの最大限の導入が求められており、地域資源である再生可能エネルギーはその活用の仕方によって、地域経済の活性化や地域の防災力の向上など、地域を豊かにし得るものとなります。一方で、再エネの導入に関しては、景観への影響や自然環境への影響、生活環境への影響等といった様々な懸念や問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や土地利用の在り方、公益への配慮等が必要となっています。このような背景の下、地球温暖化対策推進法では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれました。

市町村では地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることが努力義務とされています。そのため、矢吹町では国や県基準に基づいて促進区域の候補を検討します。

2 促進区域の基本的な考え方

福島県の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、次の考え方を基本としています。

- ・ 福島県の地域特性を踏まえた安全・安心な再生可能エネルギーの推進
- ・ 福島県を特徴づける多様な自然的・社会的機能を持つ森林の役割を重視した再生可能エネルギーの推進
- ・ 福島県の重要な産業である農業を支える農地の役割を考慮した再生可能エネルギーの推進
- ・ 福島県の自然豊かな環境・景観等と調和した再生可能エネルギーの推進

3 促進区域の設定に関する基準

地球温暖化対策推進法第 21 条第 6 項の規定に基づいて、福島県が定めた基準による「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域、「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」、「考慮すべき事項」のうち、矢吹町に適用される区域は次のとおりです。

1. 促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域

表 6-1 促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
防災	・急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	・河川区域	・河川法
林	・保安林 ・地域森林計画対象森林(太陽光発電設備のみ)	・森林法
	・市町村が法人等と保全すべき森林としている協定等を締結している区域(例:森林開発許可行為の残置森林等の管理に関する協定書)	・協定書等
農地	・農用地区域内農地 ・甲種農地 ・第一種農地(太陽光発電設備のみ)	・農業振興地域の設備に関する法律 ・農地法
自然地	・福島県指定鳥獣保護区特別保護地区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	・絶滅のおそれのある種に指定されている希少野生動植物の生育、生息地	・ふくしまレッドリスト
	・指定、登録等文化財(重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、史跡名勝天然記念物等)	・文化財保護法 ・福島県文化財保護条例 ・各市町村の文化財保護条例

2. 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域

表 6-2 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
土壌	・形質変更時要届出区域	・土壌汚染対策法
防災	・河川保全区域	・河川法
	・山地災害危険区域	・林野庁長官通達
	・土砂災害警戒区域	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	・土砂災害危険箇所	・国土交通省通達
自然地	・自然公園 普通地域	・自然公園法 ・福島県立自然公園条例
	・自然環境保全地域 ・緑地環境保全地域	・福島県自然環境保全条例
	・福島県指定鳥獣保護区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

3. 地域脱炭素化促進事業の実施に当たり配慮が必要な区域

表 6-3 地域脱炭素化促進事業の実施に当たり配慮が必要となる区域

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
歴史・文化	・周知の埋蔵文化財包蔵地	・文化財保護法
都市等	・用途地域のうち居住専用地域 ・公園及びその周辺 ・学校及びその周辺 など	・都市計画法

4. 考慮すべき事項

促進区域の設定にあたっては、促進区域の基本的な考え方に従い、次の事項について考慮することが必要です。

- ・ 斜度 30 度以上の斜面には、発電設備(送配電設備(送電線、電柱等)は除く)を設置しないこと。
- ・ 騒音の影響が懸念される場合には、住宅・道路敷地境界等から発電施設(送配電設備(送電線、電柱等)は除く)を環境影響がなくなるよう隔離及び植栽等を施すこと。

4 促進区域

1. 対象とする再生可能エネルギー及び規模

本町の再生可能エネルギーポテンシャルを踏まえ、太陽光発電を対象とします。

また、太陽光発電の規模は、促進区域及び事業の状況に応じて適切な規模とすることとします。

2. 設備設置を促進する箇所

環境省により公表されている「REPOS」によると、本町における太陽光発電(建物系)の導入ポテンシャルは矢吹駅周辺において高くなっています。

また、駅周辺には学校や病院、福祉施設などの需要地や公共施設が多く立地しており、通年で余剰電力の発生や平日のみ完全自家消費が見込まれる施設があります。

そのため、矢吹駅周辺の公共施設群及び町有の土地を促進地域の候補として検討します。

なお、設置を促進する箇所としては、建物の屋上や屋根及び建物の敷地内の土地とします。



図 6-1 促進区域の候補

3. 対象外区域

福島県基準の促進区域設定に含めない区域及び促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域・事項に定める区域は、対象外とします。

4. 促進区域の検討と見直し

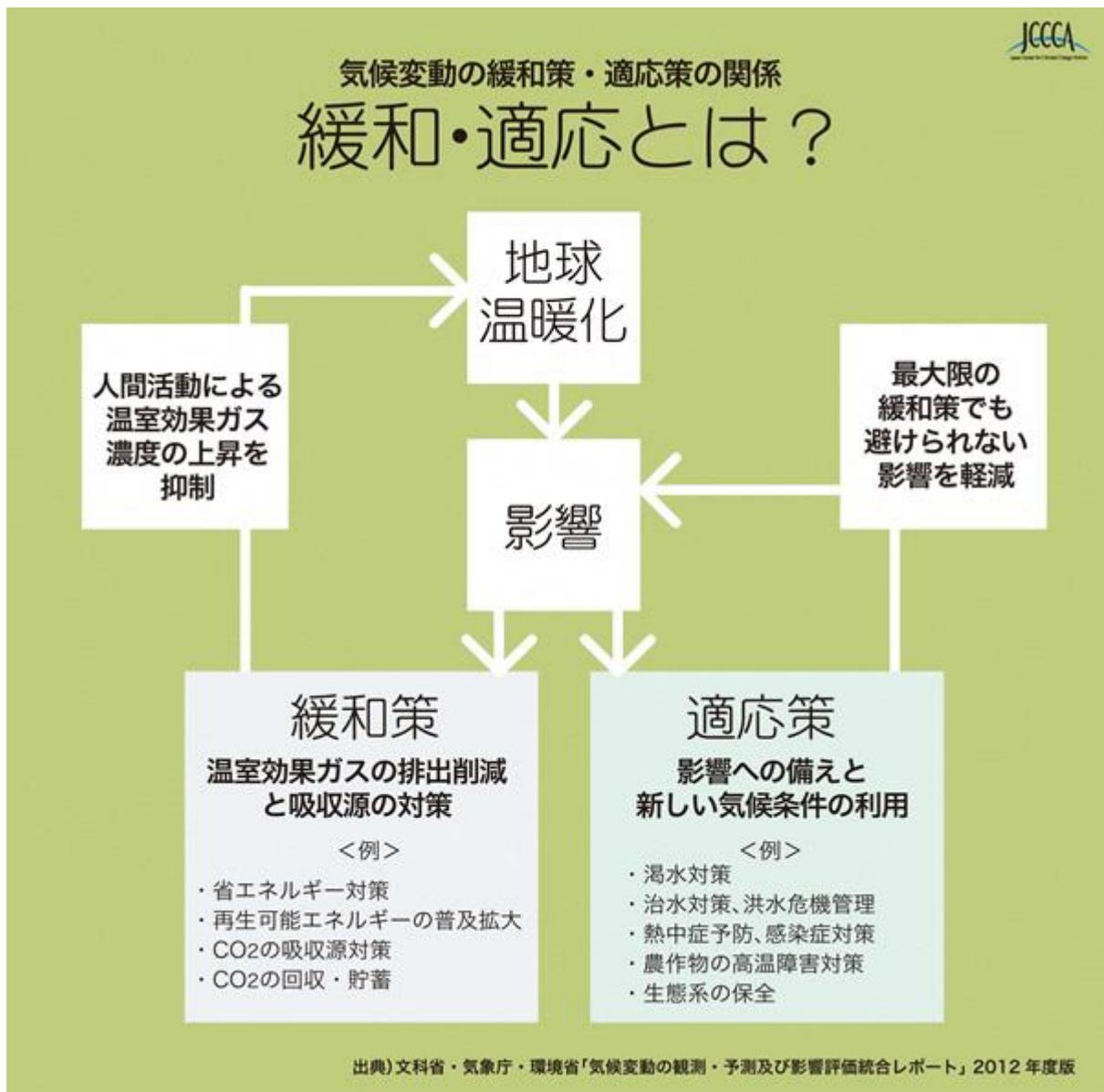
促進区域の候補として検討している区域に関して、今後、福島県の基準の見直しなど、新たな配慮事項が生じた場合等に促進区域の検討及び見直しを実施することとします。

第7章 気候変動への適応策

1 気候変動への適応とは

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症のリスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じています。今後はさらに、これらの影響が長期にわたり拡大するおそれがあると考えられています。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出削減と吸収の対策(緩和策)に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)に取り組むことが重要です。



2 気候変動における影響の現状と将来予測される影響

2015年に公表された「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について：中央環境審議会」から5年後の2020年12月「気候変動影響評価報告書」が気候変動適応法(平成30年法律第50号)第10条に基づいた報告書が公表されています。

報告書では、気候変動が日本に与える影響を7つの対象分野(「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」)、さらに細分化した71の小項目ごとに「重大性」、「緊急性」、「確信性」の三つの観点から評価しています。

これを踏まえて、本町において影響が大きいと考えられる項目について、既に生じている影響と将来予測される影響について整理しました。

■農業

項目		現在の状況	将来予測される影響
農業	水稲	<ul style="list-style-type: none"> 品質の低下(白未熟粒の発生、一等米比率の低下等) 収量の減少 	<ul style="list-style-type: none"> 一等米比率の減少 3℃までの気温上昇では収量が増加、それ以上の高温で減収
	野菜等	<ul style="list-style-type: none"> 収穫期が早まり、生育障害の発生頻度の増加等 トマトの着果不良等 	<ul style="list-style-type: none"> 葉菜類の生育の早期化や栽培地域の北上 果菜類は果実の大きさや収量への影響
	畜産	<ul style="list-style-type: none"> 成育や肉質の低下 乳用牛の乳量・乳成分の低下 家畜の死亡・廃用頭羽数被害 	<ul style="list-style-type: none"> 肥育去勢豚の成長への影響
	病虫害・雑草等	<ul style="list-style-type: none"> ミナミアオカメムシの分布域拡大 雑草の分布特性の変化 	<ul style="list-style-type: none"> 害虫被害の増大 病害の増加 雑草の定着可能域拡大
	農業生産基盤	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産基盤に影響を及ぼしうる降水量の増加 田植え時期や用水時期の変更、掛け流し灌漑の実施等、水資源利用方法への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 農業水利施設の取水への影響 洪水による農地被害リスクの増加 大雨特性の不確実性による農地被害リスクの増加

■水環境・水資源

項目		現在の状況	将来予測される影響
水環境	河川	<ul style="list-style-type: none"> 水温上昇に伴う水質変化 	<ul style="list-style-type: none"> 浮遊砂量の増加、土砂生産量の増加 溶存酸素量の低下、藻類の増加による異臭の増加等
水資源	水供給(地表水)	<ul style="list-style-type: none"> 給水制限の実施 渇水による用水等への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 渇水の深刻化
	水供給(地下水)	<ul style="list-style-type: none"> 渇水時の過剰な地下水の採取による地盤沈下の進行 	<ul style="list-style-type: none"> 海面上昇による地下水の塩水化
	水需要	<ul style="list-style-type: none"> 農業分野での高温障害対策による水使用量の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 気温上昇に伴う飲料水等の需要増加 農業用水の需要増加

■自然生態系

項目		現在の状況	将来予測される影響
陸域生態系	自然林・二次林	・本町より温暖な地域に分布する種の生育の確認	・樹林の多様性或群落の構成種の多様性の低下と貧化
	里地・里山生態系	・タケ分布域の拡大	・生物相の変化
	物質収支*	・降水の時空間分布の変化により森林の水収支や土砂動態に影響	・年平均気温の上昇や無降水期間の長期化による降雨流出応答の短期化
淡水生態系	河川	・魚類の繁殖時期の早期化・長期化	・冷水魚が生息可能な河川の減少 ・繁殖等を行う河川生物相への影響 ・大規模洪水の頻度の増加による濁度成分の河床環境への影響、魚類、底生動物、付着藻類等への影響 ・水温上昇、溶存酸素減少に伴う河川生物への影響
その他	生物季節*	・植物の開花、動物の初鳴きの早期化	・ソメイヨシノの開花日の早期化など ・生物種間のさまざまな相互作用への影響
	分布・個体群の変動	・一部の昆虫種の分布域拡大	・種の移動、局地的な消滅 ・種の絶滅を招く可能性 ・侵略的外来生物の侵入、定着確率の増加

■自然災害・沿岸域

項目		現在の状況	将来予測される影響
河川	洪水	・大雨発生頻度の増加	・洪水ピーク流量の増加割合 ・氾濫発生確率の増加 ・洪水による被害の増大
	内水*	・内水被害の頻発化	・内水被害をもたらす大雨の増加 ・内水浸水範囲の拡大、浸水深の増加、浸水時間の長期化 ・農地等への浸水被害
山地	土石流・地すべり等	・集落等に影響する土砂災害の年間発生件数の増加	・集中的な崩壊等、山地や斜面周辺地域の社会生活への影響 ・深層崩壊等の大規模現象増加による直接、間接的影響の長期化 ・既存の土砂災害警戒区域等以外への被害の拡大
その他	強風等	該当文献なし	・強風や強い台風の増加 ・竜巻発生好適条件の頻度増加

■健康

項目		現在の状況	将来予測される影響
暑熱	死亡リスク等	・気温の上昇による超過死亡の増加	・死亡率や罹患率に関係する熱ストレス発生の増加 ・熱ストレスの死亡リスク増加 ・熱ストレス超過死亡数の増加
	熱中症等	・熱中症搬送者数の増加	・熱中症発生率の増加 ・労働効率への影響等
感染症	節足動物媒介感染症	・ヒトスジシマカの生息域拡大	・疾患の発生リスクの増加
	その他の感染症	該当文献なし	・感染症類の季節性の変化や発生リスクの変化
その他	温暖化と大気汚染の複合影響	・オゾン濃度上昇はオゾン関連死亡を増加させる可能性	・オキシダント濃度上昇による健康被害の増加 ・2030年代に超過死亡率がピーク ・オゾン、微粒子状物質(PM2.5)による早期死亡者数が増加
	脆弱性が高い集団への影響（高齢者・小児・基礎疾患有病者等）	・日射病・熱中症のリスクが高い ・基礎疾患有病者は循環器病死亡のリスクが高い ・小児は暑熱に対する脆弱性	・高齢者は暑熱による死亡者数の増加

■産業・経済活動

項目		現在の状況	将来予測される影響
製造業		該当文献なし	・アパレル業界などにおける企業の生産や販売過程、生産施設の立地等への影響
エネルギー	エネルギー需給	該当文献なし	・業務部門でのエネルギー需給の増加 ・夏季の冷房負荷の増加
商業		・急激な気温変化や大雨の増加等により季節商品の需給予測が難化	・飲料の需要の増加 ・魚介類・肉類の需要は減少
建設業		・暑中コンクリート工事の適用期間の長期化 ・建設現場における熱中症災害の発生率の増加	・夏季における建築物の空調熱負荷の増加
医療		・断水や濁水による人工透析への影響 ・熱帯や亜熱帯地域に存在する病原細菌の国内での感染	該当文献なし
金融・保険		・自然災害に伴う保険損害の増加	・自然災害に伴う保険損害が増加 ・再保険の調達困難などの脅威 ・資産の損害や気象の変化による経済コストの上昇などの脅威

■ 国民生活・都市生活

項目		現在の状況	将来予測される影響
都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等	<ul style="list-style-type: none"> ・地下浸水、停電、地下鉄への影響、渇水や洪水等による水道インフラへの影響 ・豪雨や台風による高速道路の切土斜面への影響等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、水供給サービスのよう なインフラ網や重要なサービスの機能停止
文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節、伝統行事・地場産業等	<ul style="list-style-type: none"> ・サクラ等の動植物の生物季節の変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・サクラ等を観光資源とする地域への影響
その他	暑熱による生活への影響等	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド現象の進行 ・熱ストレスの増大 ・熱中症リスクの増加、睡眠障害、屋外活動への影響等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド現象の進行 ・体感指標の上昇 ・都市生活への影響

3 気候変動における影響評価

本町の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくに当たって、本町で考えられる気候変動の影響について、「農業・林業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害」、「健康」、「産業・経済活動」、「町民生活・都市生活」の分野について、「重大性」、「緊急性」、「確信度」のそれぞれの観点ごとに気候変動による影響を評価しています。

【重大性】

①影響の程度（エリア・期間）、②影響が発生する可能性、③影響の不可逆性（元の状態に回復することの困難さ）、④当該影響に対する持続的な脆弱性・暴露の規模のそれぞれの要素をもとに、社会、経済、環境の観点で、「特に重大な影響が認められる」「影響が認められる」の評価を行っています。例えば、人命の損失を伴う、文化的資産に不可逆な影響を与える、といった場合は「特に重大な影響が認められる」と評価されます。

【緊急性】

①影響の発現時期、②適応の着手・重要な意思決定が必要な時期のそれぞれの観点ごとに、3段階（「緊急性は高い」、「緊急性は中程度」、「緊急性は低い」）で評価し、緊急性の高い方を採用しています。例えば、既に影響が生じている場合などは「緊急性は高い」と評価され、21世紀中頃までに影響が生じる可能性が高い又は概ね10年以内（2030年頃より前）に重大な意思決定が必要である場合は「緊急性は中程度」と評価されます。

【確信度】

①証拠の種類、量、質、整合性、②見解の一致度のそれぞれの観点ごとに、3段階（「確信度は高い」「確信度は中程度」「確信度は低い」）で評価しています。定量的な分析の研究・報告事例が不足している場合は、見解の一致度が高くても、「確信度は中程度」以下に評価されることがあります。

気候変動における影響の評価

分野	大項目	小項目	国の評価			町の評価	
			重大性	緊急性	確信度		
農業・ 林業・ 水産業	農業	水稻	○	○	○	○	
		野菜等	◇	○	△	◇	
		畜産	○	○	△	◇	
		病虫害・雑草等	○	○	○	○	
		農業生産基盤	○	○	○	○	
水環境・ 水資源	水環境	河川	◇	△	□	◇	
	水資源	水供給（地表水）	○	○	○	○	
		水供給（地下水）	○	△	△	◇	
		水需要	◇	△	△	◇	
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	RCP8.5	○	○	○	◇
		里地・里山生態系		◇	○	□	◇
	その他	生物季節		◇	○	○	◇
		分布・個体群の変動	在来生物 外来生物	○	○	○	○
自然災害	河川	洪水		○	○	○	○
		内水		○	○	○	○
	山地	土石流・地すべり等		○	○	○	○
	その他	強風等		○	○	△	○
健康	暑熱	死亡リスク等		○	○	○	○
		熱中症等		○	○	○	○
	感染症	節足動物媒介感染症		○	○	△	○
		その他の感染症		◇	□	□	◇
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響		◇	△	△	◇
		脆弱性が高い集団への影響 （高齢者・小児・基礎疾患有病者等）		○	○	△	○
産業・経済 活動	製造業			◇	□	□	◇
	エネルギー	エネルギー需給		◇	□	◇	◇
	商業			◇	□	□	◇
	建設業			○	○	□	◇
	医療			◇	△	□	◇
	金融・保険			○	△	△	◇
町民生活・ 都市生活	都市インフラ、 ライフライン等	水道、交通等		○	○	○	○
	文化・歴史な どを感じる暮 らし	生物季節、伝統行事 ・地場産業等	生物季節	◇	○	◇	◇
			伝統行事・ 地場産業 等	-	○	-	-
その他	暑熱による生活への影響等		○	○	○	○	

※ 凡例は以下の通りです。

【重大性】○：特に重大な影響が認められる、◇：影響が認められる、-：現状では評価できない

【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い

【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い

【町の評価】○：重点的に対策していく必要がある、◇：対策が必要、-：現状では評価できない

4 気候変動の影響に対する適応策

気候変動により既に生じている影響や将来的に予測される影響の整理結果をもとに、本町の地域特性を踏まえた「適応策」を講じていきます。

町の取組

1. 農業

気候変動による農業・林業への影響について、事業者を支援するとともに、防災空間としての機能を発揮するための整備を推進します。

- ・ 関連機関と連携した情報収集に努め、品質低下や生育障害等への対策の普及啓発を行います。
- ・ 気候変動の影響による農作物被害の回避・軽減対策に対して支援します。
- ・ 病虫害発生状況の的確な把握、関係者等への情報提供により、適切な病虫害防除を図ります。
- ・ 暑熱対策や適切な飼養管理の啓発を行い、畜舎の環境改善を図ります。
- ・ 農業用のため池や農道水路等の保全管理と整備を計画的に推進します。

2. 水環境・水資源

気候変動による水環境・水資源への影響を把握するために、最新の知見について情報収集します。

- ・ 気候変動による影響について最新の科学的な知見等の把握に努め、適宜対策を講じます。
- ・ 災害時や異常渇水時において必要な生活用水等を確保するため、雨水・地下水等を有効活用します。

3. 自然生態系

気候変動による自然生態系への影響を把握するために、最新の知見について情報収集します。

- ・ 気候変動による生態系への影響について、情報収集を行います。
- ・ ウェブサイトや各種広報、小冊子などにより、外来生物に関する正しい知識を普及啓発します。
- ・ 「矢吹町鳥獣被害防止計画」に基づき、被害防止対策を実施するとともに、捕獲の担い手の発掘・育成に努めます。
- ・ 県や関係機関と連携を図り、特定外来生物の生息状況などの情報収集を行うとともに、町民への周知啓発を行います。

4. 自然災害

気候変動の影響により、台風の大型化や局所的な大雨などによる自然災害が増加しているため、土砂災害や洪水被害への防災・減災対策を実施します。

- ・ 「矢吹町地域防災計画」に基づき、大規模災害発生時の被害軽減及び効果的な防災活動のための取り組みを実施します。
- ・ 「防災やぶき広報メール」により、平常時の防災情報から発災時の災害情報まで、町民に分かりやすい防災・災害情報を提供できるよう努めます。
- ・ 「矢吹町防災マップ」の活用や防災訓練の実施等により、防災意識の向上を図ります。
- ・ 消防団員などの防災人材を育成・確保します。
- ・ 斜面地の防災・減災を実施するため、ハード面での整備等やソフト面でのハザードマップ等による周知等を組み合わせて総合的に実施します。
- ・ Eco-DRR*（生態系を活用した防災・減災）の考え方を広めます。
- ・ 国、県、沿江市町村により推進している「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」について、町は協力連携して治水対策を推進します。

◆◆阿武隈川緊急治水対策プロジェクト◆◆



出典：福島河川国道事務所ホームページ 阿武隈川緊急治水対策プロジェクト

◇◆防災やぶき広報メール◆◇

町の防災無線から放送される内容を、ご登録いただいた方の携帯番号やパソコンに文字情報としてメール配信するものです。

《登録方法》

- ① 下記 QR コードまたは URL を直接入力して進みます。



【登録用 QR コード】

【登録用 URL】

<https://www.town.yabuki.fukushima.jp/yabuki/mail/bousai.html>

- ② 登録ページから、登録を希望するメールアドレスとパスワードを入力します。
- ③ 登録希望カテゴリの「防災無線」にチェックを入れ、「新規登録」ボタンをクリックします。
- ④ 登録したアドレスに仮登録のメールが届くので、そこに記載された本登録 URL をクリックすることで本登録となります。
- ⑤ 既に「安心・安全ネットワーク」等の他の町メール配信サービスにご登録の方は、登録画面内の「登録情報変更」を選択して同様に登録をすすめてください。

《その他》

- ・ 本サービスは1人1アドレスまで登録できます。
- ・ メール配信サービスは無料です。ただし通信料は利用者負担となります。
- ・ 迷惑メール対策をしている場合は、メールを受け取れない場合があります。

その場合は yabuki_dis@www.shirakawa.jp からのメールを受信できるように設定してください。

- ・ 町の防災無線の難聴対策として実施していた「矢吹町防災情報メール」は、平成29年3月末を以ちましてサービスを終了しました。引き続き、メール配信の利用を希望される方については、新規本サービスへ登録いただきますようお願いします。

5. 健康

気温の上昇に伴い熱中症のリスクが高まっているため、熱中症対策ガイドラインなどによる対策を推進するとともに、感染症の発生リスクについて情報を収集し、対策を実施します。

- ・ 熱中症対策について、ウェブサイト等で情報提供を行います。
- ・ 熱中症対策に関する「熱中症環境保健マニュアル」などに基づき、暑さを避ける、こまめな水分補給などの熱中症予防について周知します。併せて、「熱中症警戒アラート」を活用した熱中症予防対策についても周知します。
- ・ 熱中症警戒アラート発令時には、広報、ホームページや「防災やぶき広報メール」等での注意喚起を行います。
- ・ 各学校で危機管理マニュアルの作成・見直しを行い、熱中症対策を行います。
- ・ 感染症の発生の予防とまん延の防止のため、町民・事業者への注意喚起を行います。

6. 産業・経済活動

気候変動による産業・経済活動への影響の把握に努め、関係団体と協働で地域特性を踏まえた適応策を講じます。

- ・ 災害時に、必要に応じて帰宅困難者を一時滞在施設に誘導します。
- ・ 地域の防災拠点や避難所等、防災拠点となり得る施設への再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ・ 気温上昇等による観光への影響について情報収集に努めるとともに、関係団体との協働により、気候の変化に適応した観光商品の開発やイベント開催方法等を検討し、地域観光振興を推進します。

7. 町民生活・都市生活

本町全域の強靱化を図るために、防災中枢機能を果たす施設・設備等における災害対策の実施を推進します。

- ・ 防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに自家発電等の設備を検討し、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄ができるように努めます。
- ・ 停電時や災害時にも活用が期待される太陽光発電システムの設置を支援します。
- ・ 停電時や災害時にも活用が期待される定置用リチウムイオン蓄電池などの蓄電池システムの設置を支援します。
- ・ 節水効果や災害時等の非常用水として活用できる雨水貯留槽の設置を支援します。

町民の取組

- ・ 見慣れない外来生物を発見した場合は町に報告します。
- ・ 身近な生物季節や生態系などの変化について町へ情報提供を行います。
- ・ 災害情報を収集に努めます。
- ・ ハザードマップなどを活用し、災害発生時の行動を確認します。
- ・ 熱中症対策を実施します。
- ・ 「熱中症警戒アラート」の活用など、熱中症について情報収集を行います。
- ・ 感染症について情報収集を行い、予防に努めます。
- ・ 緑のカーテンなどの緑化や住宅の断熱化などを行い、室内環境の改善に努めます。
- ・ 気候変動による影響やリスクについて正しい情報を収集し、自分のこととして把握します。

事業所の取組

- ・ 高温耐性品種の検討や作付け時期の調整などの対策を行います。
- ・ 気候変動による作物等への影響の情報収集を行います。
- ・ 自社の井戸などの水質調査や水質改善・保全を実施します。
- ・ 見慣れない外来生物を発見した場合は町に報告します。
- ・ 身近な生物季節や生態系などの変化について町へ情報提供を行います。
- ・ 自然災害発生時に建物の倒壊・破損や倒木などが起こらないように点検などに努めます。
- ・ 事業活動中の熱中症対策を実施します。
- ・ 「熱中症警戒アラート」の活用など、熱中症について情報収集を行います。
- ・ 感染症について情報収集を行い、予防に努めます。
- ・ 災害時に施設機能を活用して安全確保に努め、帰宅困難者を一時滞在施設として誘導します。
- ・ 屋上や壁面などの緑化や建物の断熱化などを行い、室内環境の改善に努めます。
- ・ 商業施設などで、街中のクールスポット創出に協力します。
- ・ 気候変動が事業活動に与える影響を把握し、企業としての「適応策」を検討します。

第8章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画における目指すべき将来像の達成に向けては、町民・事業者・町の各主体が連携・協力しながら取り組んでいく必要があります。

1. 町民・事業者と町の連携

本町は、今後も再生可能エネルギー導入や地球温暖化対策、環境全般にかかる政策について、町民、事業者と町との連携、協働のもとにこの計画を推進していきます。

2. 国、県、周辺自治体との連携

地球温暖化の取り組みを効果的かつ効率的に進めるために、国、県、近隣自治体と情報共有を図り、連携しながら推進します。

3. 庁内の連携

脱炭素社会実現のためには、環境分野だけでなく、産業や私生活といった極めて広い範囲にわたることから、行政においても多方面な分野にわたります。

実行性を伴う施策推進のために、庁内各課において横断的な連携を図りながら、施策を推進していきます。

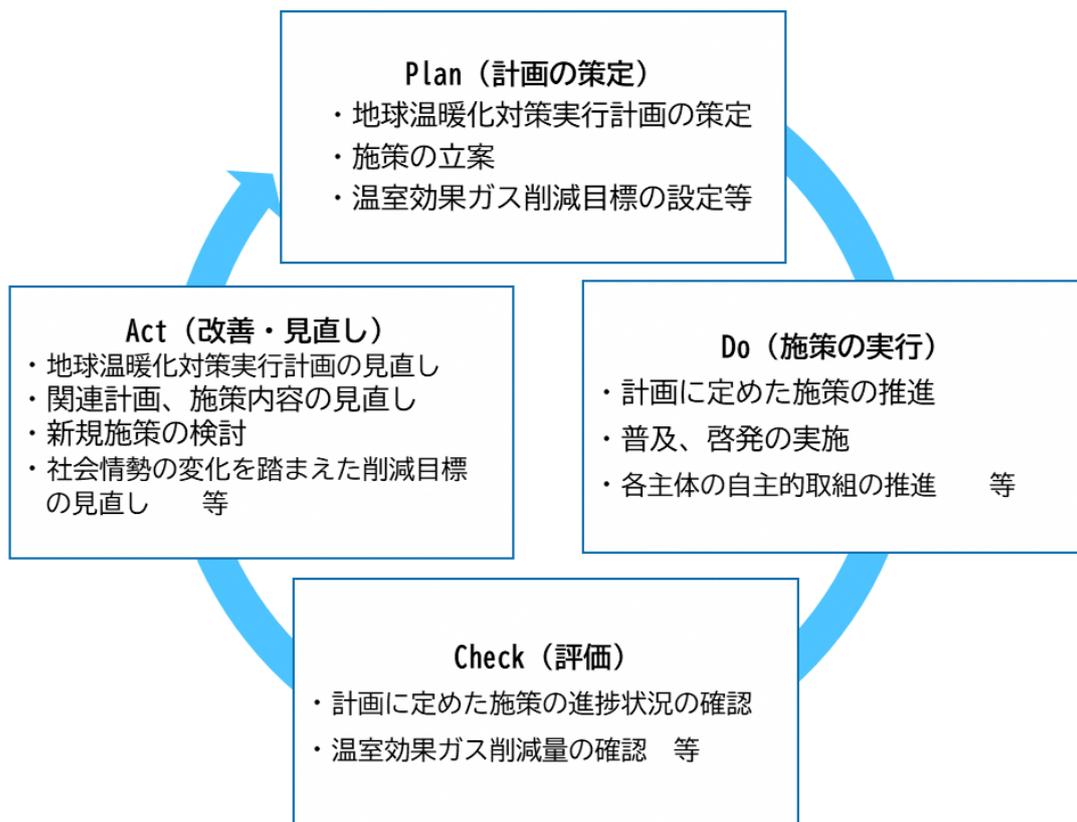
2 進行管理

1. PDCA サイクル

進捗管理は、マネジメントの基本的なサイクルである、PDCA サイクル(計画(Plan)→実行(Do)→点検評価(Check)→改善(Action))にしたがって行います。

PDCA サイクルのイメージは以下の通りです。

本計画を推進し、効果的な進行管理を行うため、PDCA サイクルに基づき、取り組みの継続的な改善と進行を行います。



2. 点検・評価・公表

本計画の確実な推進のために、計画策定後の町内の温室効果ガス排出量について統計資料等を用いて、毎年推計するとともに、排出量の数値分析を行うなど、計画の進捗状況を把握します。

また、計画の実行性を高めるため、内容状況について定期的に把握し、温室効果ガス排出状況とあわせて総合的に評価します。取り組みに関する課題等については、必要に応じてそれぞれの主体に働きかけ、改善を促します。

—資料編—

1. 町民・事業者アンケート調査結果
2. 矢吹町の地球温暖化を考えるワークショップ
3. 用語集

資料編-1 町民・事業者アンケート調査結果

1 アンケート調査実施概要

町民及び事業者の地球温暖化対策への取組状況や本町の環境に関する意見などをもとに、本計画の策定の参考とすることを目的として、地球温暖化に関する町民・事業者アンケートを実施しました。

◇町民・事業者アンケート実施概要◇

	町民	事業者
調査対象	町内に在住する満18歳以上の男女(3,000名)	町内に事業所等を有している事業者(100社)
実施方法	郵送配布・郵送回収による 郵送調査法及びWeb調査	郵送配布・郵送回収による 郵送調査法
調査期間	2023年9月19日(火)～ 10月13日(金)	2023年10月20日(金)～ 11月6日(月)
回収率	27.9% (838人/3,000人)	47% (47社/100社)

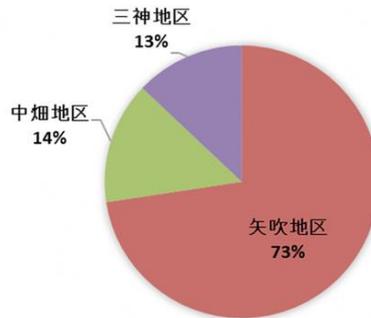
2 町民アンケート調査結果

1. アンケート回答者について

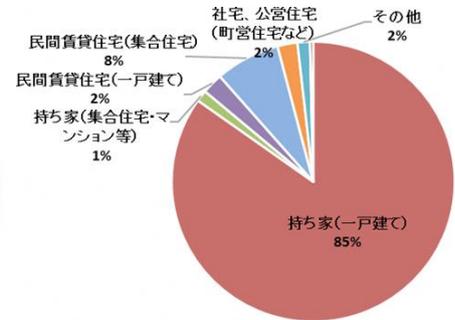
【年代】



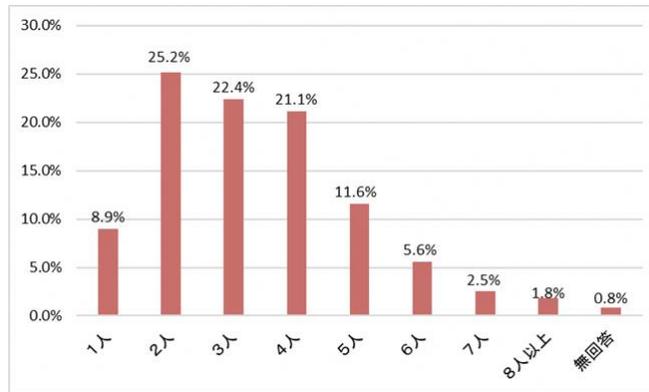
【お住まいの地区】



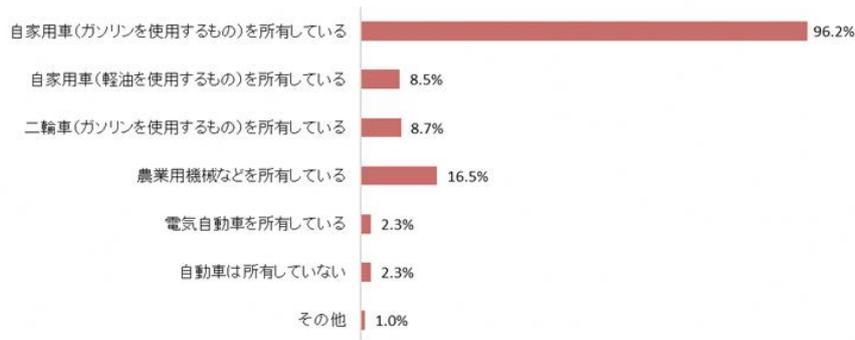
【お住まいの形態】



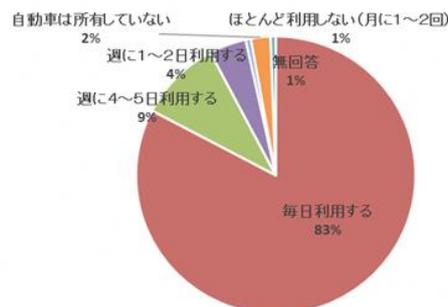
【お住まいの人数】



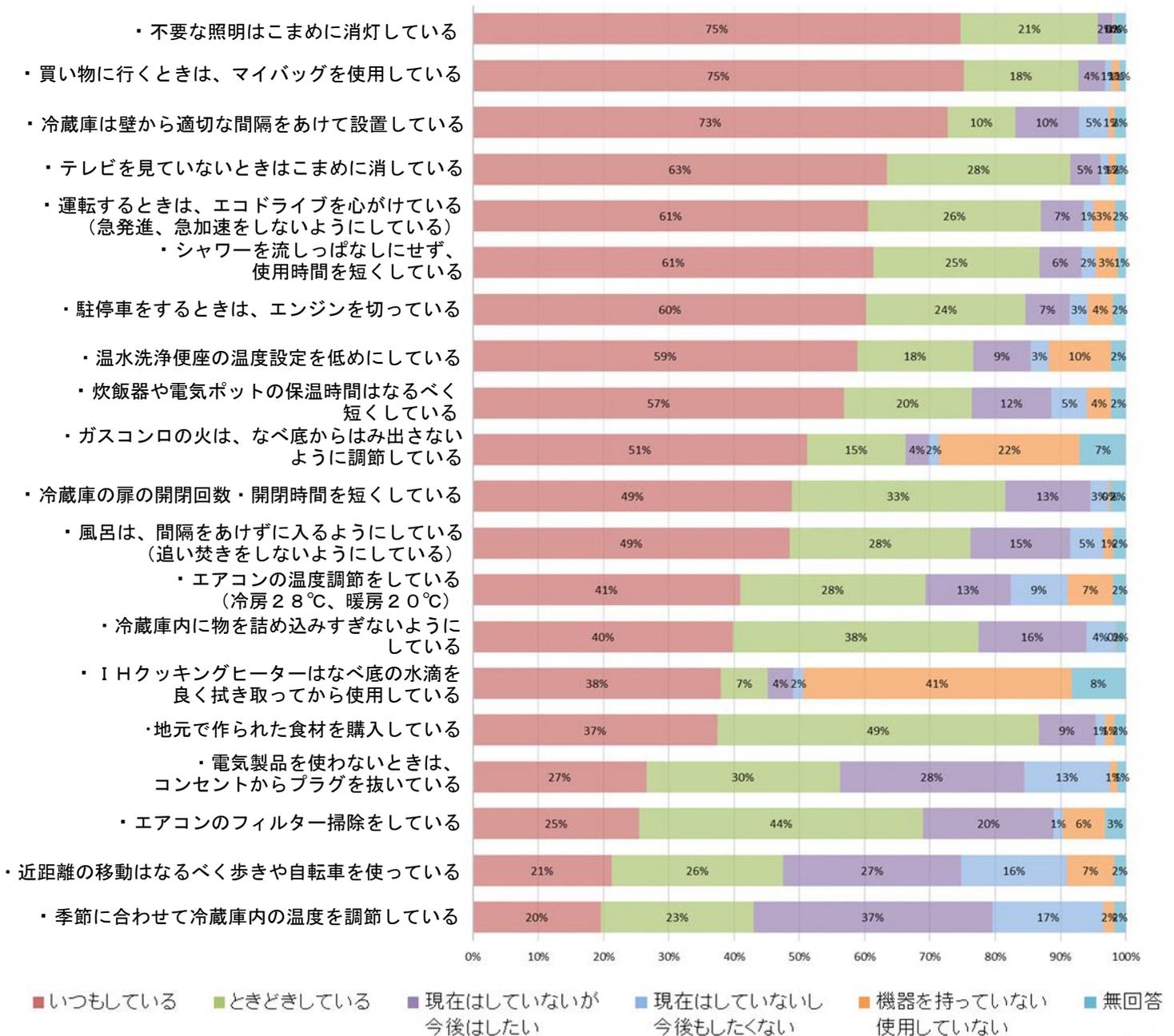
【家庭で所有している自動車など】



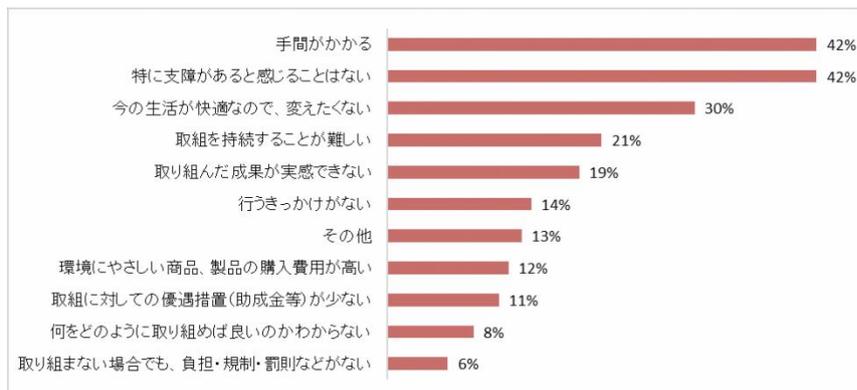
【家庭で所有している自動車などの利用状況】



2. 日ごろ行っている環境保全活動の取り組みについて

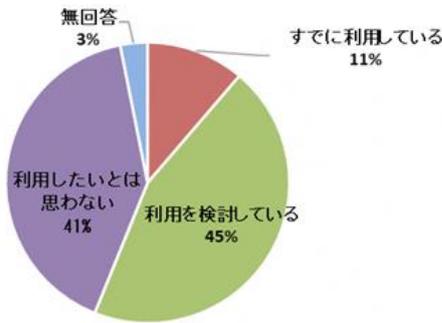


【省エネ行動に取り組めていない理由】

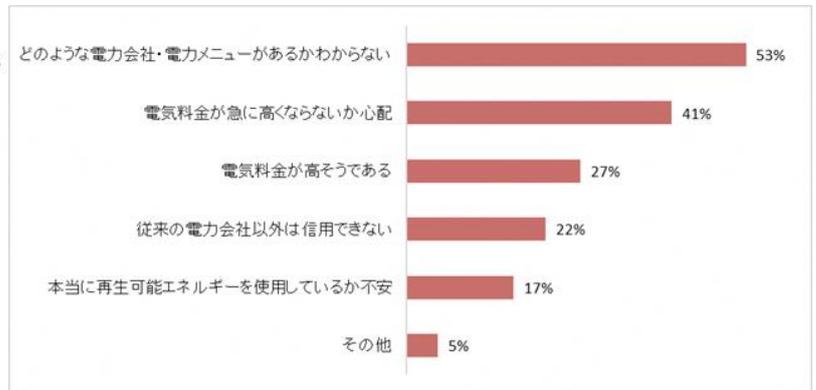


3. 再生可能エネルギーの比率が高い電力会社や電力メニューの利用について

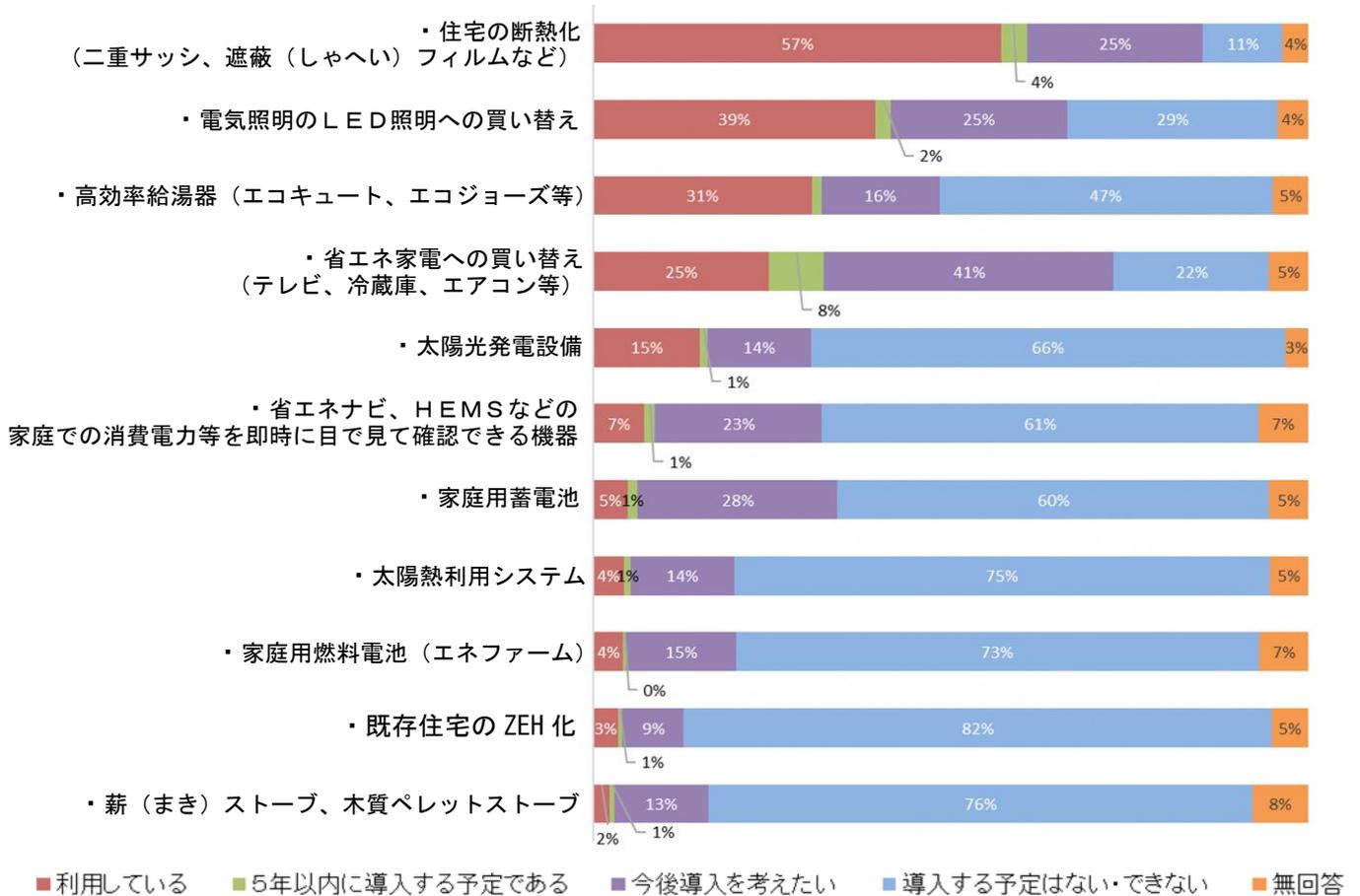
【利用状況】



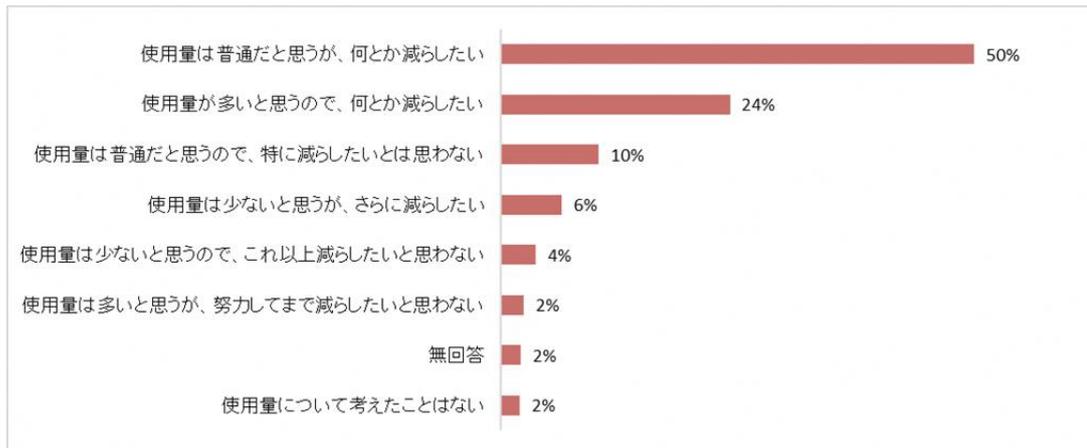
【再エネメニューへの変更への支障】



4. 省エネルギー及び再生可能エネルギーの関連機器について

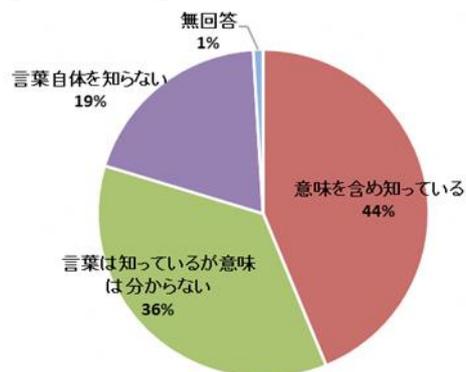


5. 自宅におけるエネルギー使用量について

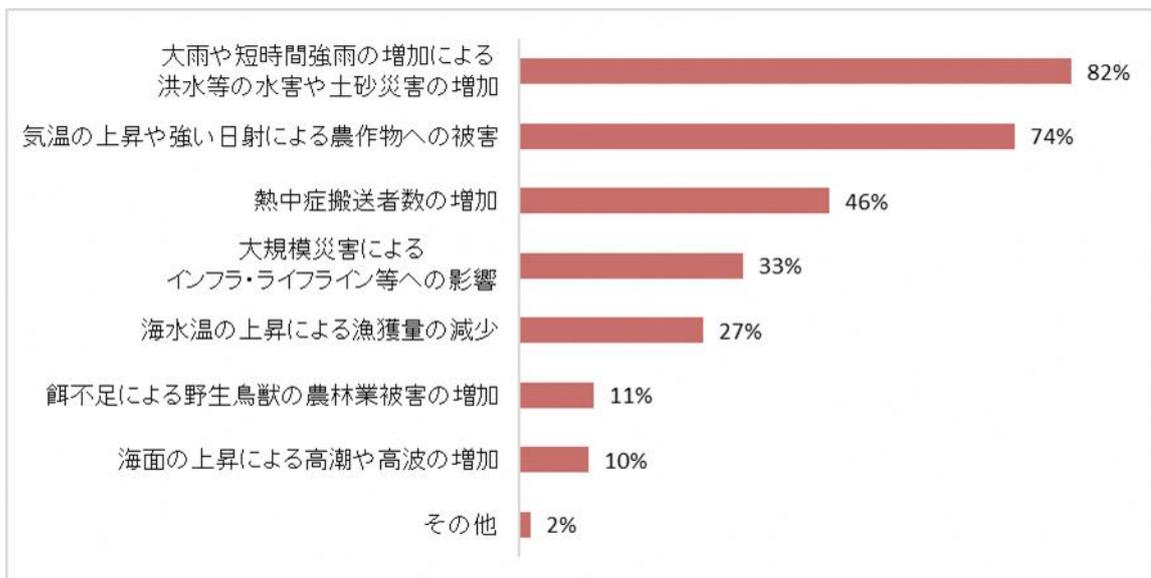


6. 気候変動の影響への適応について

【「気候変動の影響への適応」の認知度】

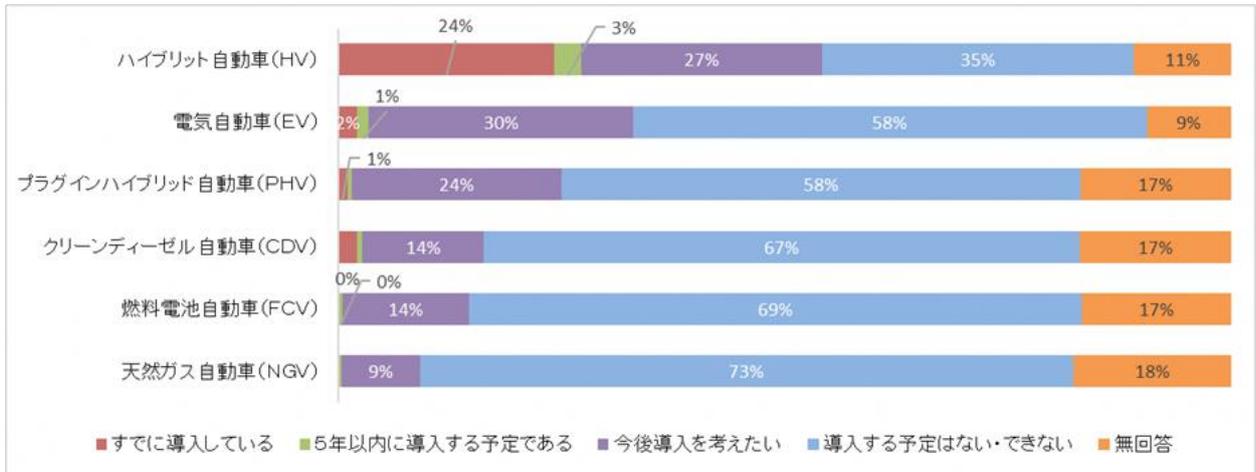


【気候変動による影響で感じること】

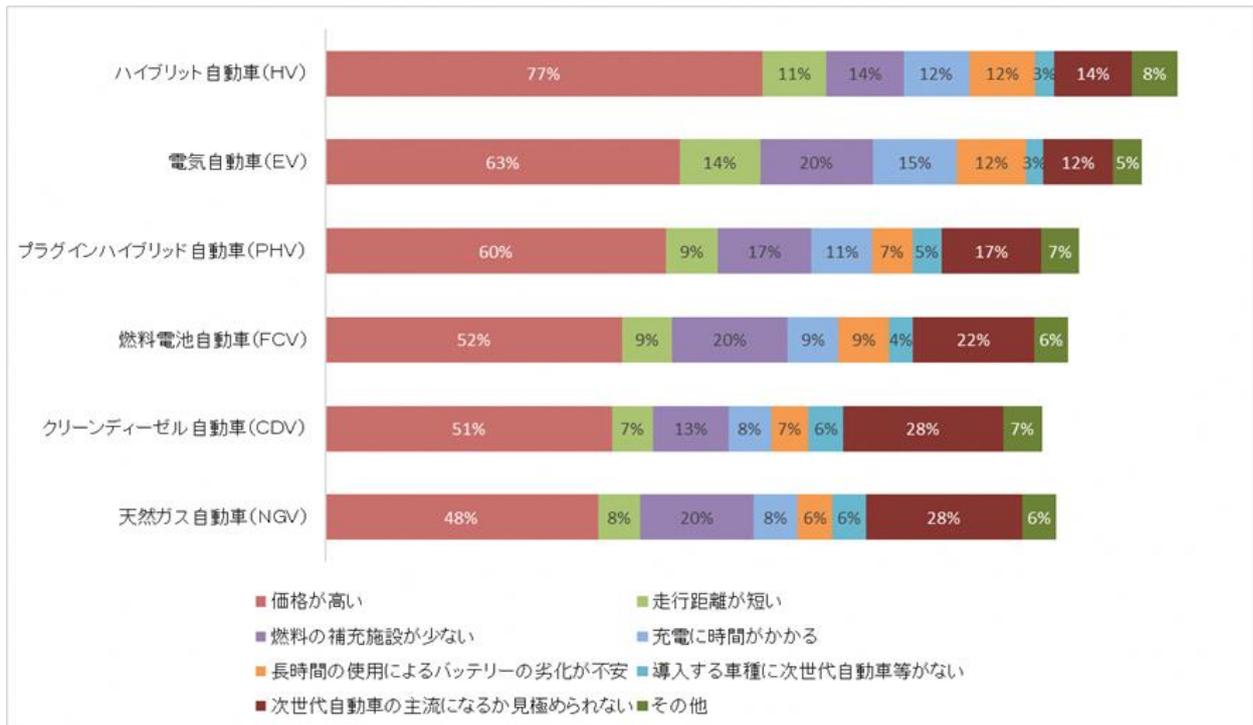


7. 次世代自動車について

【次世代自動車の導入状況】

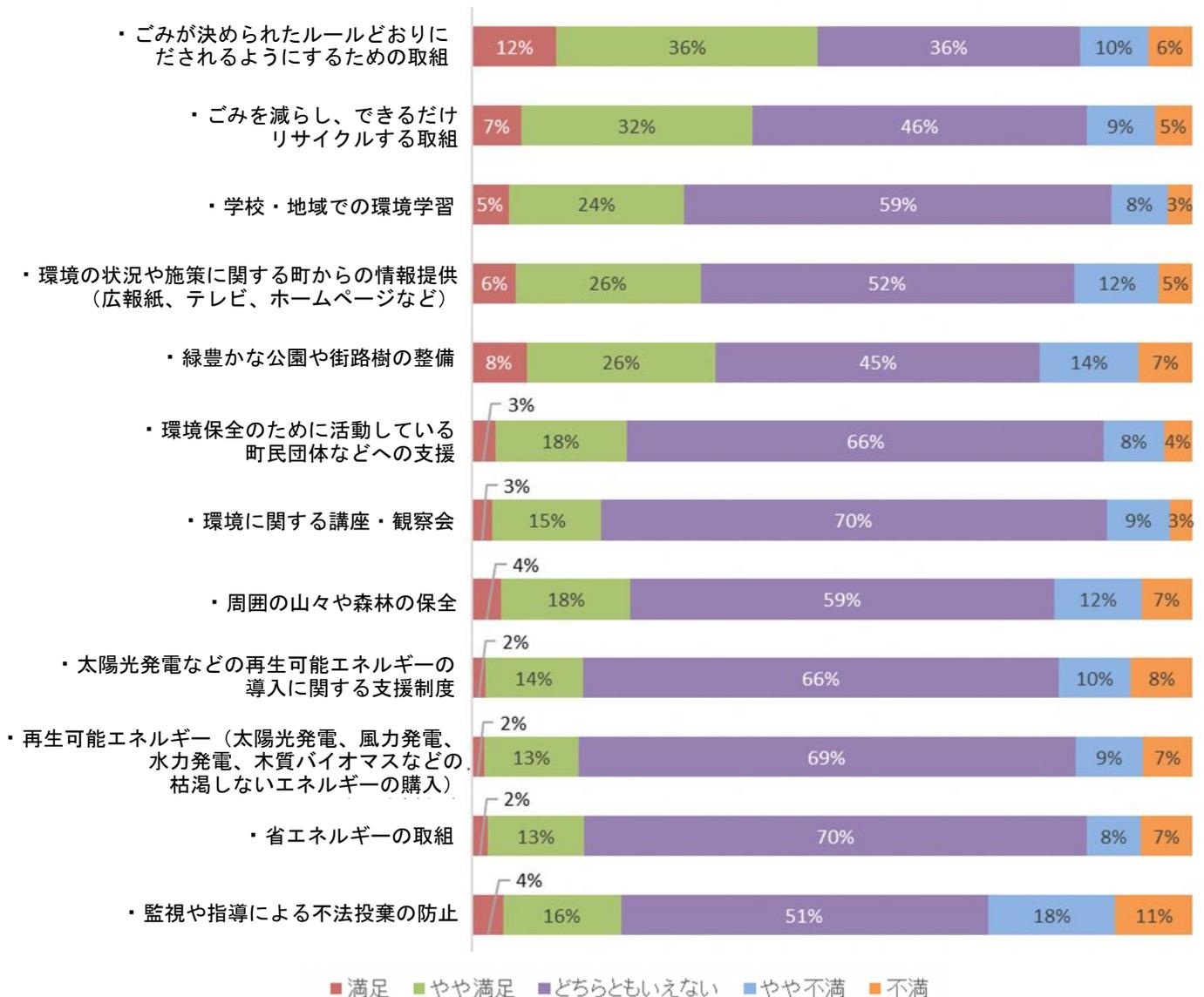


【導入する予定はない・できない理由】



8. 矢吹町の取り組みについて

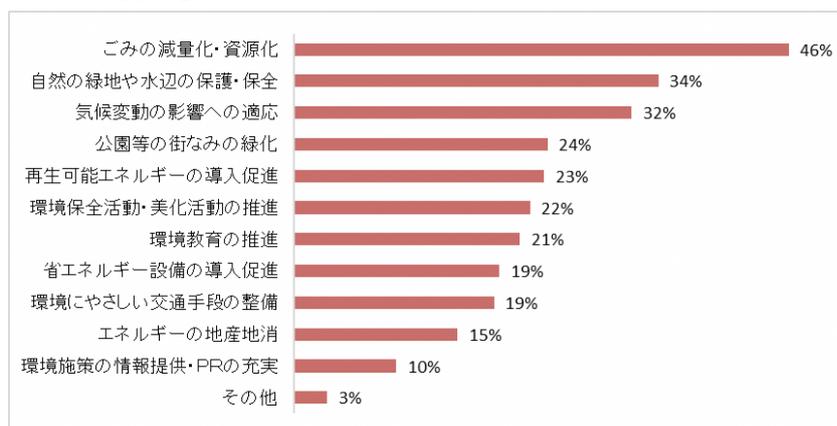
【矢吹町の取り組みについての満足度】



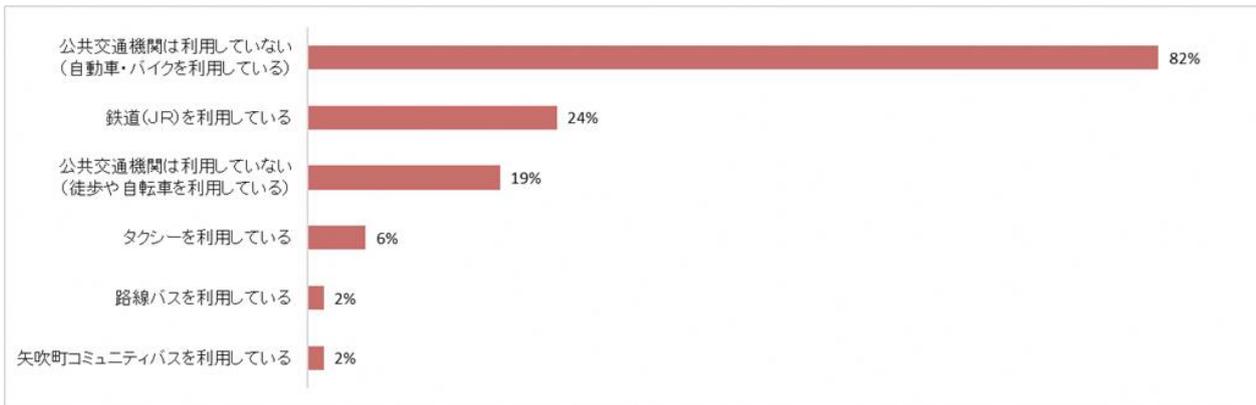
■ 満足 ■ やや満足 ■ どちらともいえない ■ やや不満 ■ 不満

※満足度：満足=+2、やや満足=+1、どちらともいえない=0、やや不満=-1、不満=-2として平均値を算定した順で表記しています。

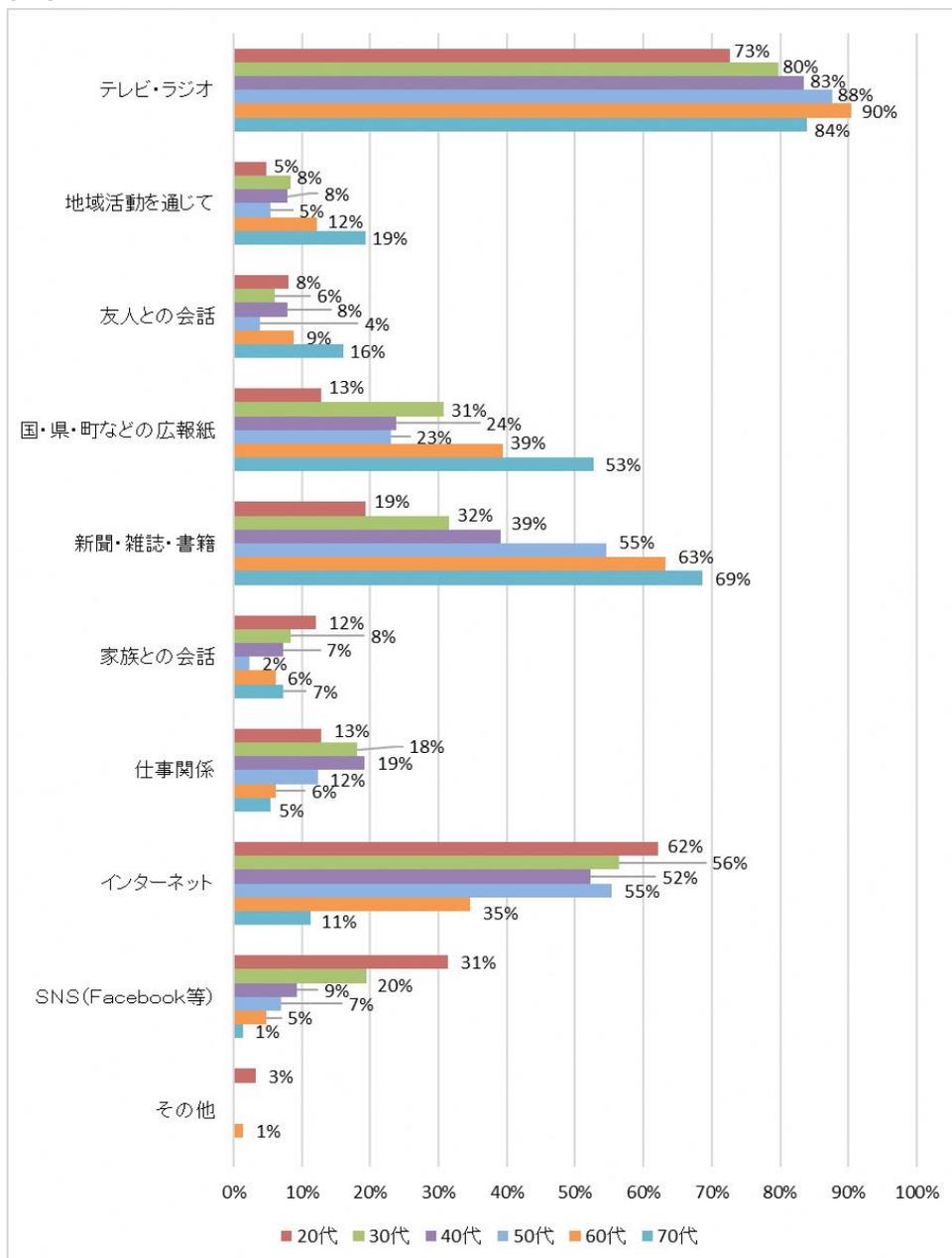
【矢吹町が取り組むべき施策】



9. 公共交通機関の利用状況



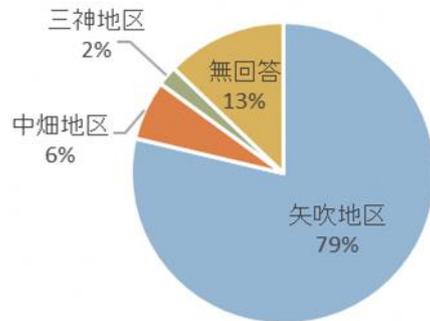
10. 情報収集について



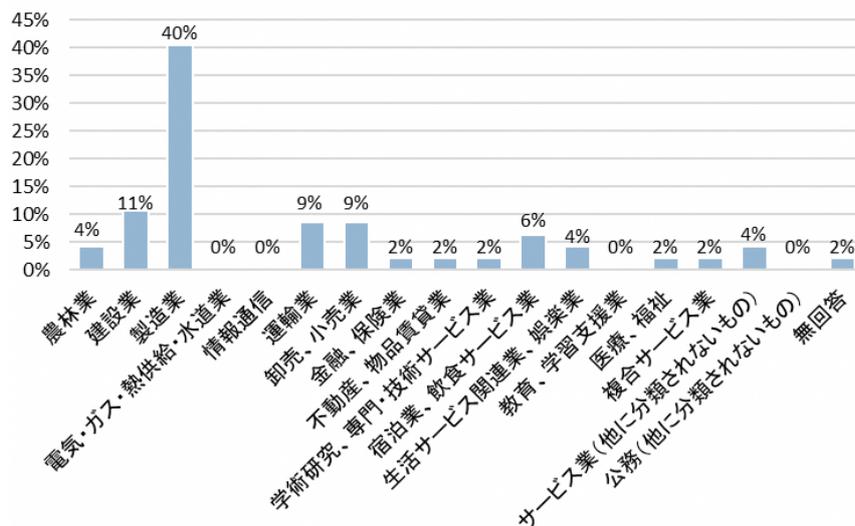
3 事業者アンケート調査結果

1. 回答した事業者について

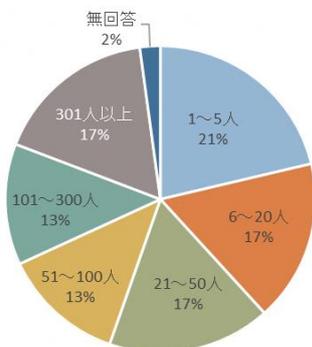
【所在地域】



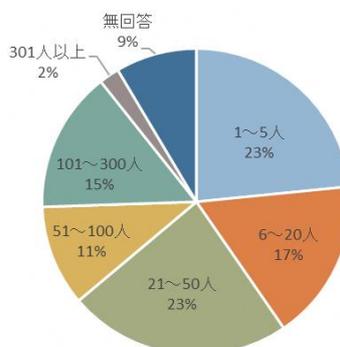
【業種】



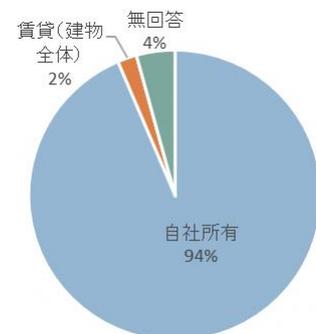
【従業員規模 (会社全体)】



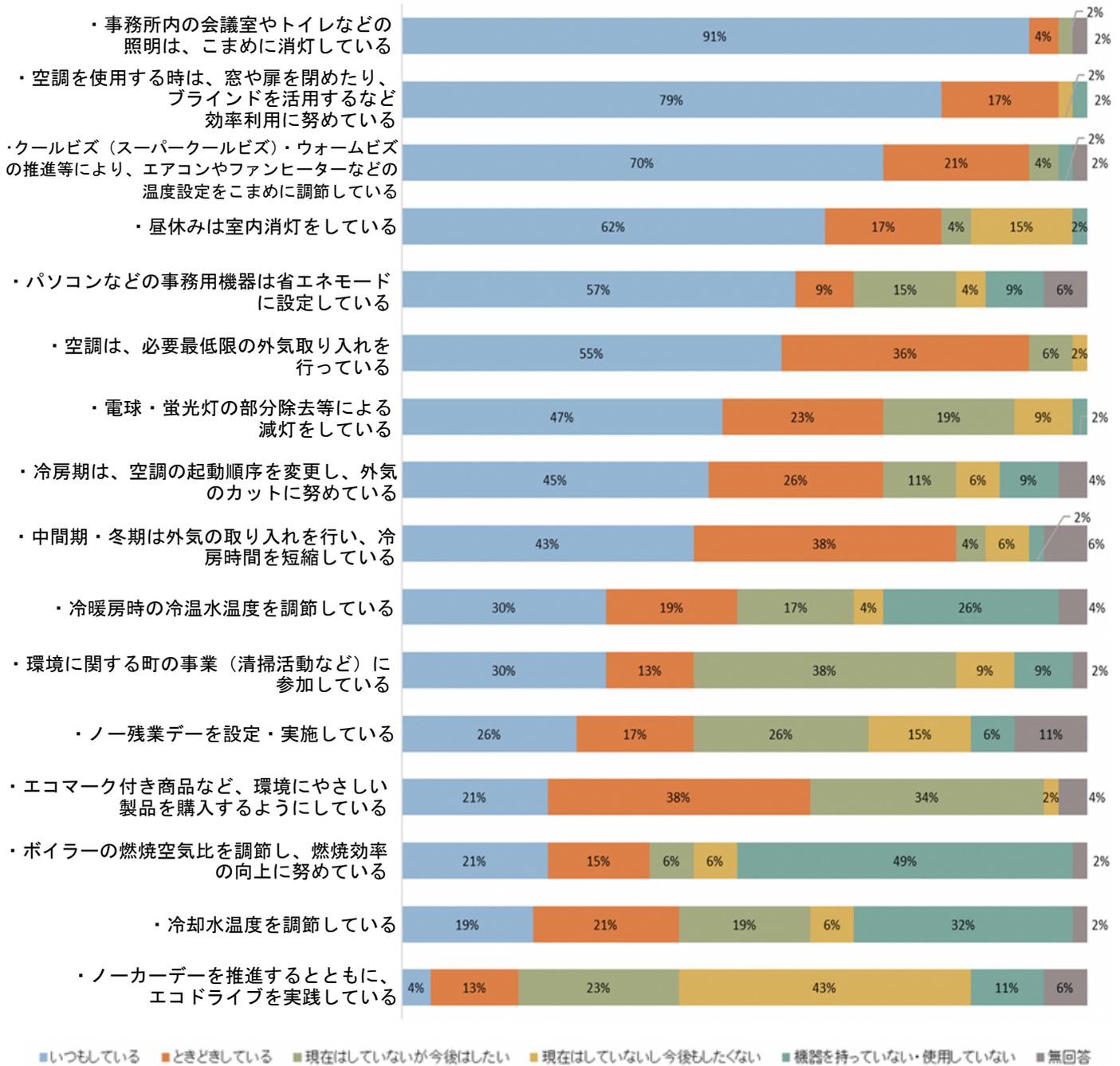
【従業員規模 (事業所)】



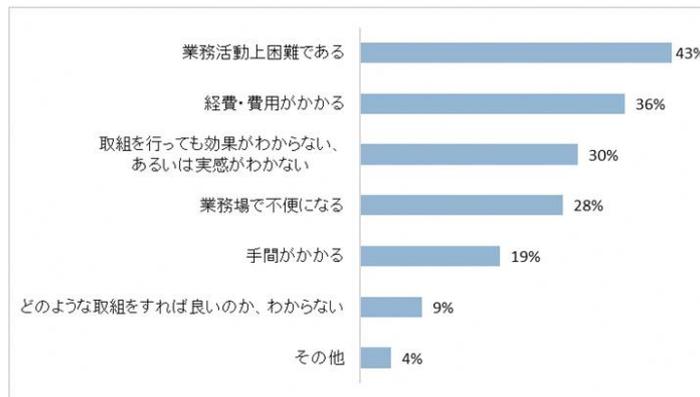
【事業所の所有形態】



2. 日ごろ行っている環境保全活動の取り組みについて

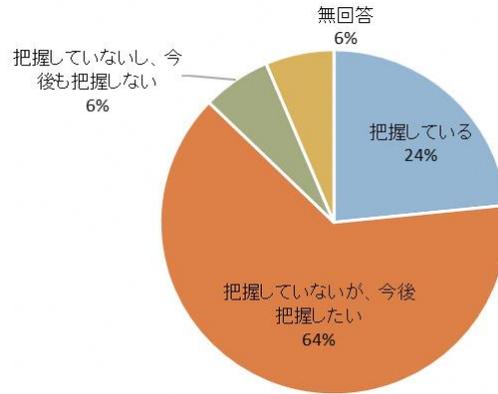


【省エネ行動に取り組めていない理由】

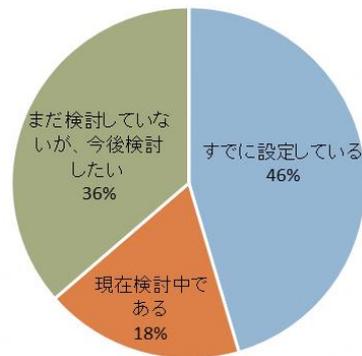


3. 温室効果ガス排出量について

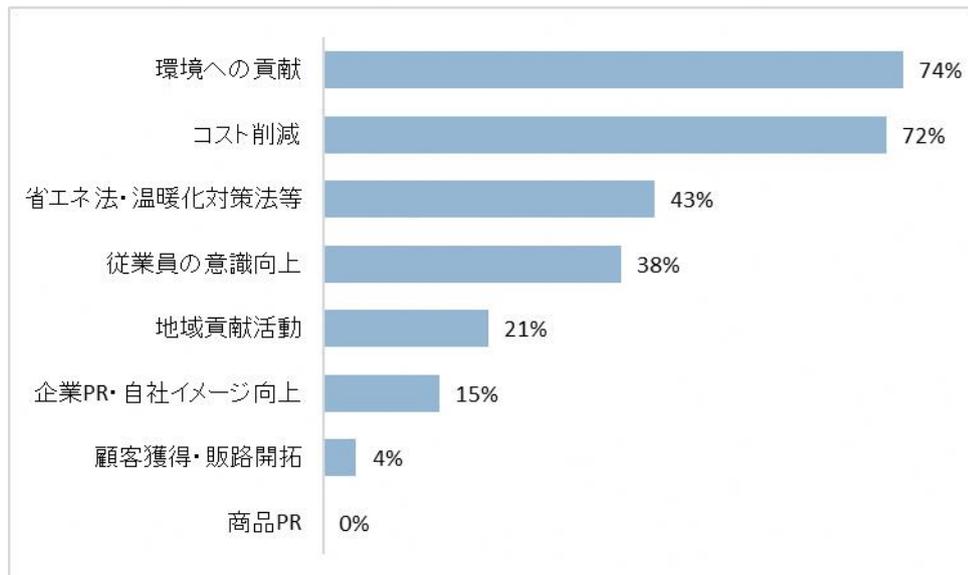
【温室効果ガス排出量の把握状況】



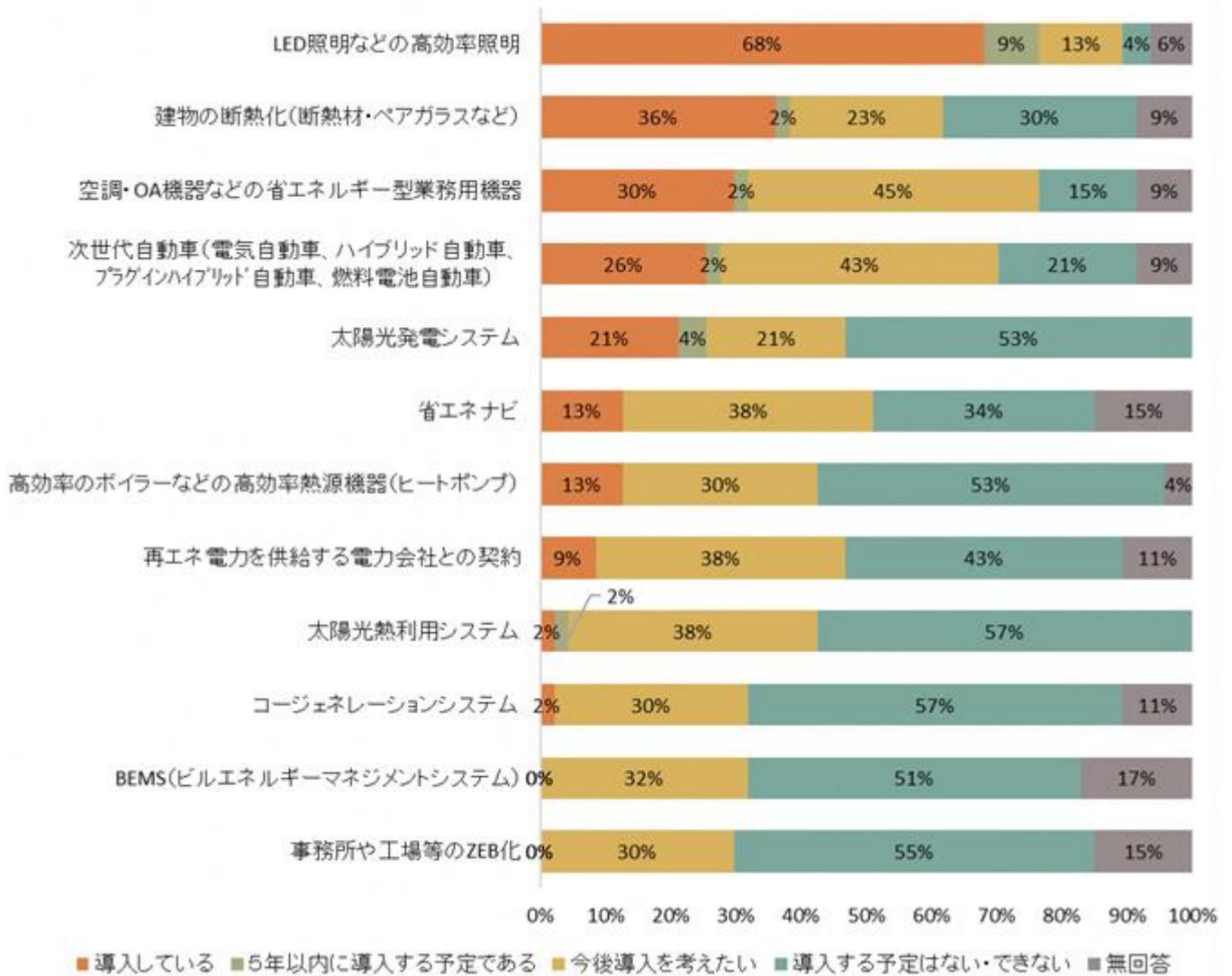
【温室効果ガス排出量の削減目標の設定状況】



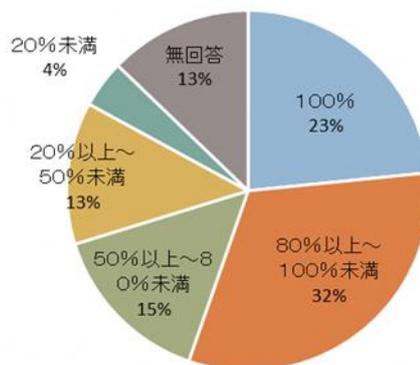
4. 省エネ行動や温室効果ガス削減の取組を行う理由



5. 省エネ設備及び再生可能エネルギーの導入状況

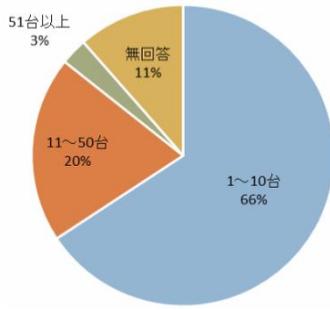


【LED照明等の高効率照明の導入状況】

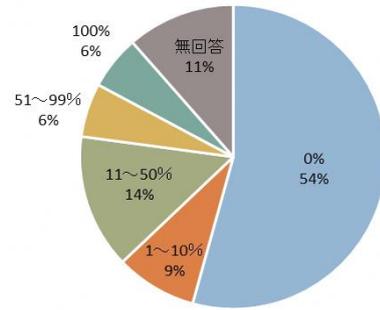


【次世代自動車の導入状況】

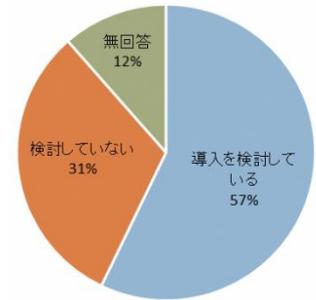
事業所での所有台数



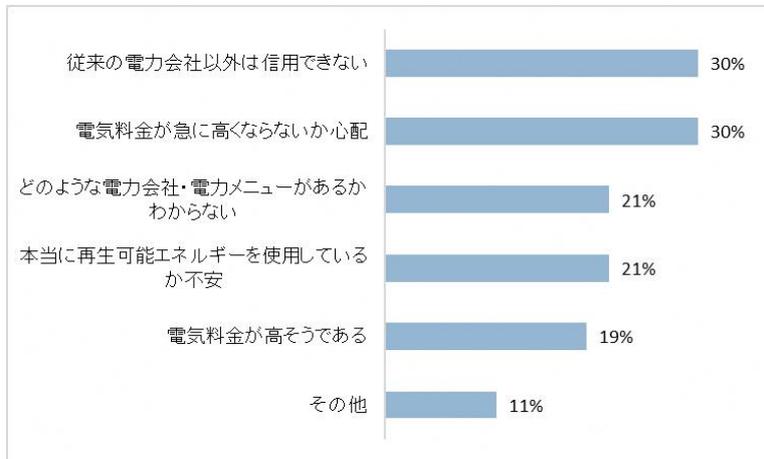
所有車両のうちの次世代自動車の割合



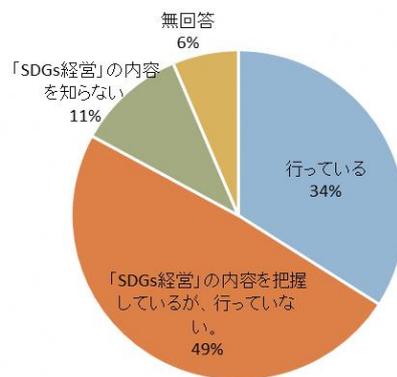
次世代自動車の検討状況



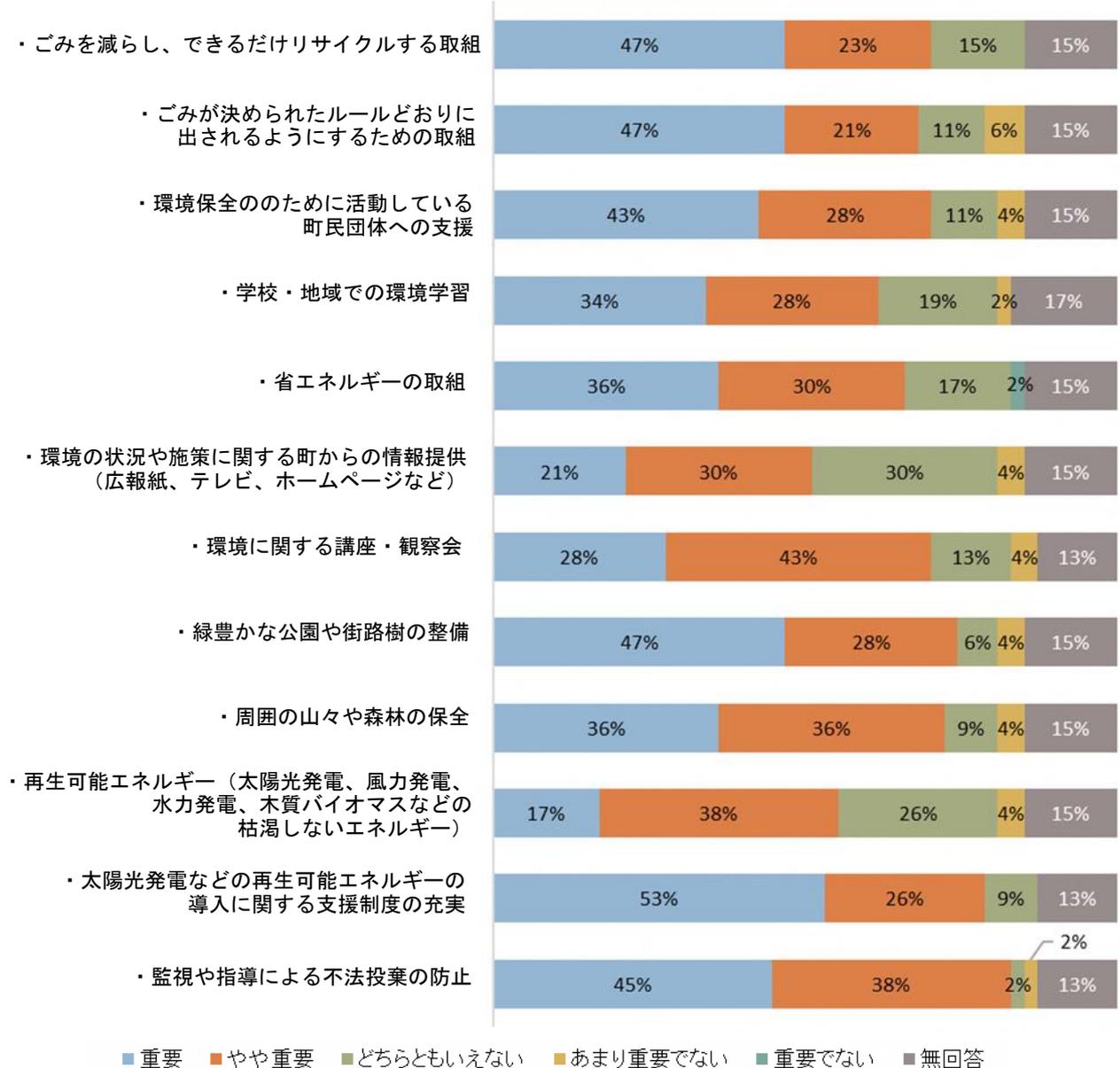
【再エネメニューの変更への支障】



6. SDGs 経営について

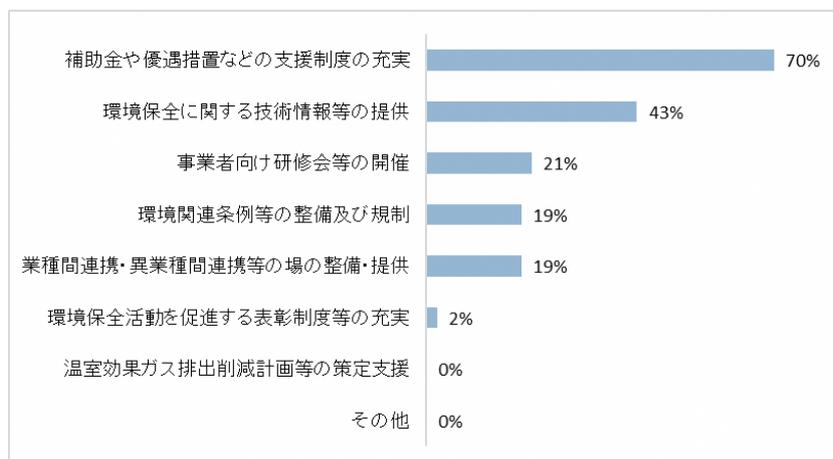


7. 矢吹町の取り組みについて

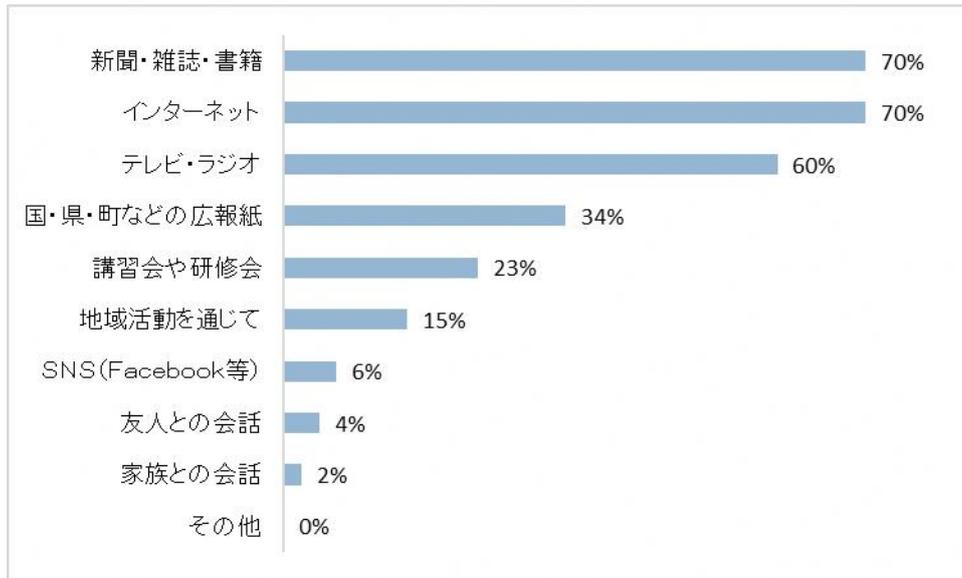


※満足度：満足=+2、やや満足=+1、どちらともいえない=0、やや不満=-1、不満=-2として平均値を算定した順で表記しています。

【優先して取り組むべき施策】



8. 情報収集について



資料編-2 矢吹町の地球温暖化を考えるワークショップ

1 ワークショップ概要

本計画書作成にあたり、町民の方々の意見を反映させるため、「矢吹町の自然やエネルギーについて」、「私たちができる環境保全活動について」の2テーマでワークショップを行いました。参加者は、広報やホームページ、SNS等で募集をし、事前申し込みにより開催しました。

◇実施概要◇

日時	2023年9月24日(日) 14:00~16:00	
場所	矢吹町複合施設「KOKOTTO ホール」	
参加者	対象者	矢吹町町民(3名)・矢吹町在住矢吹町役場職員(1名)
	事務局	矢吹町役場 まちづくり推進課
ワークショップの形式	<p>テーマについて参加者全員でアイデアを出し合い、ディスカッションを行う。テーマで思いつくアイデアを付箋に記入する。その後、それぞれのテーマについて意見をまとめる。</p> <p>良いと思った意見に、「いいねシール」を各自貼り付ける。</p>	

【開催の様子】



2 テーマまとめ

1. 矢吹町の自然やエネルギーについて



- 「自然と食」、「自然」、「地域活動」、「エネルギー」、「仕事」、「災害」、「生活環境」の7グループに分けられた。
- 大池公園をはじめとする豊かな自然が多く、おいしいラーメンや農作物に恵まれており、自然や食に関しては、プラスな意見が集まった
- 一方で、蛍やゲンゴロウなどが見られなくなった
- 太陽光パネルが多くみられ、森が少なくなった
- 地盤が強く、水害等の被害も少なく災害に強い
- 農業の担い手が不足しており、一人暮らしが多くなっている
- 地域と企業との関わりが少なく、新たな技術への対応が弱い
- 学生が参加できるイベントが少なく、活動の認知も弱い
- アクセスがよく、交通の便が良いが、バスなどの交通機関の利用は少ない
- 自然と触れ合うこどもの遊び場が少ない

◇「矢吹町の自然やエネルギーについて」のアイデア◇

【自然↑（ポジティブな意味）と食】		
<ul style="list-style-type: none"> ・緑が豊か● ・隈戸川の清らかな流れ ・三十三観音像（史跡） ・休耕田、荒れている畑もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・田んぼが多く、緑が多い ・野菜や果物などおいしい ・農作物がおいしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・おいしいラーメン●● ・大池公園●● ・田園のまち、自然があって住みやすい
【生活環境】		
<ul style="list-style-type: none"> ・交流がさかん ・交通の便が良い● ・こどもの遊び場が多い（室内） ・幹線道路の歩道が狭い 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊び場が少ない（屋外） ・こどもたちの自然離れ、外で遊ぶ子が少ない ・コミュニティーの場が少ない● 	<ul style="list-style-type: none"> ・バスなどの交通機関の利用が少ない● ・アクセスが良い、国道、高速、空港が近い ・自転車、歩行の道幅がとられていないところが多い
【仕事】		
<ul style="list-style-type: none"> ・農家の担い手不足●●● ・跡継ぎ問題はどうしたらよいか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事の都合で家を出ている人が多い、一人暮らしが多くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしが多くなると言われていて、見守り隊などを考えてほしい
【災害】		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤が強い所もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が比較的起きにくい
【エネルギー】		
<ul style="list-style-type: none"> ・LEDの普及の為、どうしたら良いか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の太陽光発電が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光のパネルが多くみられ、森が少なくなる
【地域活動】		
<ul style="list-style-type: none"> ・新しい技術への対応が弱い？ ・地元と企業とのコラボが少ない？ ・今年の草は・・・ 草との戦いどうしたら良いか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が参加できる民間イベントが少ない ・ゴミ問題を考えてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・良い活動の認知がよわいような ・医療と福祉の情報がもっとほしい!!

※●は「いいねシール」

【自然↓（ネガティブな意味）】

- | | | |
|-----------------------|----------------------------|------------------------|
| ・カブトムシが雑木林で見られなくなっている | ・ゲンゴロウ、カジカが消滅 | ・川で泳ぐ姿がない |
| ・蛍がみられなくなった | ・大池公園にキャンプ場があるが、もっと活用してほしい | ・イナゴが激減 |
| | | ・フランチャイズの飲食店がないという声がある |

●は「いいねシール」

2. 私たちができる環境保全活動について



- リーダーとなるような知識を持っている方が多い
- 企業や大学とのつながりを活用して、イベントを通じた環境活動ができる
- 遊休地が多く、活用できる土地が多い
- 観光としての街歩きができるよう、歩道の幅を広げる整備が必要
- 自然の中を走るサイクルイベント等で町の観光地の認知度を高めたい
- 町民のごみの意識が低く、生ごみの処理問題がある
- マイボトル、マイバッグの意識が高い
- 地元野菜の地産地消活動として、地元農家でとれた野菜等が集約されたお店があるとよい
- 農家で作った野菜が残ってしまうことが課題

【イベント・コラボ】		
<ul style="list-style-type: none"> -つながり- ・企業コラボイベントでゴミ拾い● ・川をきれいにするイベント→バイオを使う● 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学（日本大学）とのコラボ防災● ・企業コラボ 学生体験● 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングイベント & ゴミ拾い ワークショップ● ・ゴミをつかった美術と融合→リサイクルエコ
【再生】		
<ul style="list-style-type: none"> ・町民の意識改革 ・遊休地が多い ・田んぼも畑も農薬がすごく必要になっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地の解消 ・適切な植樹、伐採、森を守る● 	<ul style="list-style-type: none"> ・空地空き家の対策● ・田・畑は水溜になる
【リーダー】		
<ul style="list-style-type: none"> ・知識を持っている人がたくさんいる●●● 		
【町ぶら】		
<ul style="list-style-type: none"> ・観光として街歩きしたい● ・街並みを楽しめない ・自転車 ・町民が観光地に気づいていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩みにくい、大通りは車にひかれそう・・・●● ・道の駅のような集約した場所がない ・町内バスを電気やバイオマスの車にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が狭い ・自然の中を走るサイクルスポーツの増加広がり ・移動手段が車
【リサイクル】		
<ul style="list-style-type: none"> ・マイボトル、マイバッグ● ・リサイクル（古着など）のイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化、資源化 ・生ごみの処理、水切り ・町民の生ごみ問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ 3R
【地産地消】		
<ul style="list-style-type: none"> ・農協がんばれ!!● ・自分の作った野菜が残って捨てることも多い。安く、うまくりサイクル方法を!! 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の野菜、地産地消● ・生ごみの処理、水切り ・町民の生ごみ問題 ・リサイクル（古着など）のイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ・農協婦人部、婦人会として一つの目標を同じ方向にできたらいい!

※●は「いいねシール」

資料編-3 用語集

あ行	
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭系一般廃棄物と、会社や商店、学校や各種団体、個人事業等の事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物に分類され、基本的に地方公共団体が処理することになっている。
ウォームビズ	冬期の地球温暖化対策の一環として、暖房時の室温を 20℃(目安)にし、暖かい服装を着用することで快適に過ごすライフスタイルのこと。
エコドライブ	環境にやさしい自動車の運転方法のこと。急発進をしない、急な加減速の少ない運転、アイドリングストップ、タイヤの空気圧の適正化などにより、大気汚染物質の排出量削減や効率的な燃料消費が可能となる。
エシカル消費	消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。
温室効果ガス	地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のことで、略称はGHG (Greenhouse Gas)。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、代替フロン等 4 ガス[ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF ₆)、三ふっ化窒素(NF ₃)]の7つの温室効果ガスを対象とした措置を規定している。

か行	
カーボンニュートラル	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量から、森林等の吸収源による吸収量との間の均衡を達成すること。
家庭用燃料電池(エネファーム)	都市ガスやLPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させ、電気をつくり出し、発電の際に発生する熱を捨てずにお湯をつくり給湯に利用するシステム。エネルギーを有効に利用することができる。
環境教育	持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において行われる、環境の保全と創造に関する教育及び学習のこと。
環境マネジメントシステム	事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく仕組みのこと。ISO14001 は、環境マネジメントシステムの代表的な国際認証規格のひとつ。
緩和策	温室効果ガスの排出削減と吸収源の対策bによち、地球温暖化の進行を食い止めることであり、例として、省エネや再生可能エネルギーなどの普及による脱炭素化などが挙げられる。
気候変動	気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があるが、気候変動枠組条約においては、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されている。

か行	
クールビズ	地球温暖化対策の一環として、室温設定 28℃を目安に過度な冷房に頼らず、様々な工夫をして暑い日を快適に過ごすライフスタイルのこと。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。
コージェネレーション	天然ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。
コミュニティバス	地域住民の利便性向上などのため一定地域内を運行するバスで、地方公共団体の関与のもと、交通不便地域の解消並びに公共施設、病院、駅、商店街など町民生活に密着した施設への移動手段の確保を主な目的としている。路線バス網の補完的な役割を担うもの。

さ行	
再資源化	使用済物品等のうち有用なものの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することができる状態にすること。
再生可能エネルギー	非化石エネルギー源のうち、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存在する熱・バイオマス等の持続的に利用可能なエネルギー源によって作られるエネルギーのこと。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物のこと。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。
次世代自動車	窒素酸化物(NO _x)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。環境省の「次世代モビリティガイドブック 2019-2020」では、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車が挙げられている。
持続可能	将来にわたって、維持、持続できること。一人ひとりが世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動することが大切といわれている。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動やライフスタイルが見直され資源を効率的に利用し、できる限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再び利用し、どうしても利用できないごみは適正に処分することで、環境への負荷を極力低減するシステムを持つ社会のこと。

さ行	
省エネ法	正式には、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」。国で使用されるエネルギーの相当部分を化石燃料が占めていること、非化石エネルギーの利用の必要性が増大していることその他の内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じたエネルギーの有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する所要の措置、電気の需要の最適化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。
生態系	植物、動物、微生物と、それらを取り巻く大気、水、土壌などの環境とを統合したひとつのシステムのこと。
生物季節	植物の開花や発芽、結実、動物の渡りや休眠、発情など、生物の活動にみられる季節による変化のこと。
卒 FIT	FIT(固定価格買取制度)による電力の買取期間が満了した太陽光などの発電のこと。

た行	
太陽光発電	光を受けると電流を発生する半導体素子を利用し、太陽光エネルギーを直接電力に変換するシステム。
脱炭素社会	温室効果ガスの排出が実質ゼロとなっている社会のこと。
地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化防止京都議定書(COP3)で採択された「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組を定めたもので、平成 10(1998)年 10 月に公布された。
蓄電池	1 回限りではなく、充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池(二次電池)のこと。
地産地消	地域で生産された農林水産物等を、その生産された地域内において消費する取組のこと。
適応法	気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会もしくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ること。
デコ活	二酸化炭素(CO ₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と環境に良いエコ(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉のこと。
デマンドバス	利用者の予約に応じる形で、運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通のこと。
電気自動車	電気を動力源とし電動機(モーター)によって走る自動車のこと。
電力排出係数	電気事業者が販売した電力を発電するためにどれだけの二酸化炭素(CO ₂)を排出したかを推し測る指標で、「実二酸化炭素排出量÷販売電力量」で算出される。

た行	
トップランナー制度	電気製品や自動車の省エネルギー化を図るための制度で、市場に出ている同じ製品の中で、最も優れている製品の性能レベルを基準とし、どの製品もその基準以上を目指すもの。

な行	
熱中症	高温環境下で、体内の水分や塩分(ナトリウム等)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻したりして発症する障害の総称。めまい、立ちくらみ、頭痛、吐き気、意識障害等の症状が見られ、重症化すると死に至ることもあるが、予防方法を知っていれば防ぐことができ、応急処置を知っていれば救命できる。
燃料電池	「水素」と「酸素」を化学反応させて、直接「電気」を発生させる装置です。燃料電池の燃料となる水素は、天然ガスやメタノールから作るのが一般的で、酸素は、大気中から取り入れる。また、発電と同時に熱も発生し、その熱を活かすことでエネルギーの利用効率を高められる。
燃料電池自動車	燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。自動車が、ガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

は行	
バイオマスプラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用しているプラスチック素材のこと。バイオマスプラスチック及び微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」を総称して「バイオプラスチック」と呼ぶ。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
バックキャストイング	未来のある時点における目標を基点として、そこから振り返って現在すべきことを考える方法のこと。
パリ協定	2020年(令和2年)以降の気候変動問題に関する国際的な枠組であり、1997年(平成9年)に定められた「京都議定書」の後継に当たる。「京都議定書」と大きく異なる点としては、途上国を含むすべての参加国に、排出削減の努力を求めている点。
ヒートアイランド	人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、自動車やエアコンからの人工排熱の増加などにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。夏の日中の気温が異常に上昇することで熱中病の患者が出る、夜も気温が下がらず熱帯夜になるなどの問題が顕在化している。
プラグインハイブリッド自動車	外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車のこと。

は行	
物質収支	物質の収入と支出のことであり、気候変動においては、年平均気温の上昇や無降水期間が長期化することで、地温の上昇、森林土壌の含水量低下や表層土壌の乾燥化が進行し、土壌と大気間の物質収支が変化したり、降水による細粒土砂の流出や河川等の濁度回復の長期化のほか、雨水が短時間で流下したり、土壌中の炭素量の変化などが生じる可能性があると考えられている。

や行	
約束草案	COP21 に先立って各国が提出した、各国内で決めた 2020 年(令和 2 年)以降の温暖化対策に関する目標のこと。

ら行	
リサイクル	廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用することで、その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取組の 1 つ。
リターナブル容器	ガラスびんやプラスチック製容器、金属製容器など繰り返し使用(リターナブル)される容器のこと。

英数字	
3R	Reduce(リデュース:ごみを出さない)、Reuse(リユース:再使用する)、Recycle(リサイクル:再利用する)の頭文字をとった略称。
BEMS	Building and Energy Management System(ビルエネルギーマネジメントシステム)の略。業務用ビルや工場等の建物全体のエネルギー利用状況を一元的に監視し、制御するシステムのことをいう。建物全体のエネルギー消費状況をモニタリングし、最適な運転計画を立案できるため、消費量の低減に役立つと期待されている。
Eco-DRR	Ecosystem-based Disaster Risk Reduction(生態系を活用した防災・減災)の略称であり、生態系と生態系サービスを維持することで危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える対策のこと。
ESCO 事業	Energy Service Company 事業の略。省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。ESCO事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかる全てのサービスを提供する。また、省エネルギー効果の保証を含む契約形態をとることにより、自治体の利益の最大化を図ることができるという特徴を持つ。
EV	Electric Vehicle(電気自動車)の略。電気自動車を参照。
HEMS	Home Energy Management System の略称であり、家庭におけるエネルギー管理システムのこと。BEMS と同様に、家庭の省エネ化に役立つシステムのこと。

英数字	
PPA	Power Purchase Agreement(電力購入契約)の呼称であり、設備設置事業者が施設に太陽光発電システムを設置し、施設側は設置された設備で発電した電気を購入する契約のこと。屋根貸し自家消費型モデルや第三者所有モデルとも呼ばれており、施設側は設備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用することができる。
REPOS	Renewable Energy Potential System(再生可能エネルギー情報提供システム)の略称であり、日本の再生可能エネルギー導入ポテンシャルやその考え方、その他再生可能エネルギー導入促進のための情報を提供している。
t-CO ₂	二酸化炭素(CO ₂)の量。メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、代替フロン類は、地球温暖化への寄与(温室効果の強さ)が異なる。このため、これらの排出量はそれぞれの排出量に「地球温暖化係数」を乗じることで二酸化炭素量として換算され、「t-CO ₂ eq(二酸化炭素換算トン)」と表記される。ただし、本資料においては、t-CO ₂ eqを含む温室効果ガスの総量をt-CO ₂ として表記している。
ZEB	Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。
ZEH	Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略。快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下となる住宅のこと。

矢吹町地球温暖化対策実行計画 区域施策編

発行・編集 矢吹町役場 まちづくり推進課

TEL 0248-42-2112

URL <https://www.town.yabuki.fukushima.jp>